

令和 7 年度

福祉 ガイドブック



各種福祉サービスが
掲載されていますので、
必ずお読みください



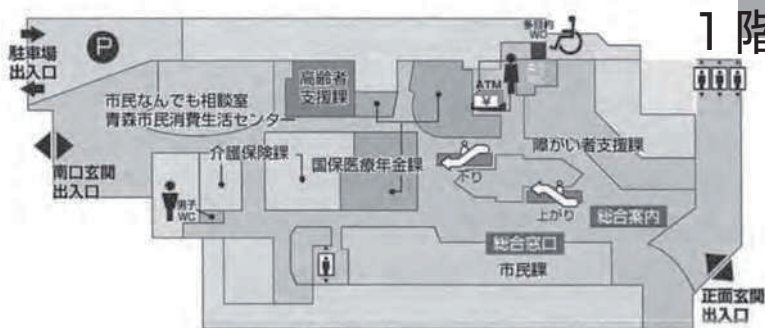
青森市福祉部

窓口あんない

2 階



1 階



2 階

- 指導監査課
- 納税支援課
- 市民税課
- 資産税課
- 子育て支援課
- 会計課
- 審査課



多目的WC

1 階

- 市民課 (総合窓口)
- 青森市民消費生活センター
- 市民なんでも相談室
- 障がい者支援課
- 国保医療年金課
- 介護保険課
- 高齢者支援課



多目的WC

駐車場収容台数 618台
(青森駅前公園地下駐車場含む)
うち障がい者等用駐車場
青森駅前公園地下駐車場: 2台
2階: 2台 3階: 2台 4階: 2台
5階: 9台 8階: 8台

※こども・若者政策課(子どもの権利相談センター)は、駅前庁舎3階です。

※福祉政策課・生活福祉一課・生活福祉二課は、駅前庁舎4階です。

※保健予防課・感染症対策課・生活衛生課・健康づくり推進課、あおり親子はぐみプラザは、青森市保健所内(佃2丁目19-13)です。

※浪岡地区 健康福祉課は、浪岡庁舎内にあり、総務管理・民生福祉・介護保険・健康推進・国保年金チームは1階、生活福祉チームは3階です。

◆この小冊子は、障がい者・児童・高齢者のための施策及び介護保険の概要を掲載しております。

◆これらの内容の一部については、青森市のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.aomori.aomori.jp/>

も く じ

☆ 窓口あんない	
◆ 障がいのある方のための福祉	2～ 49
手帳交付、手帳交付の例示、障がい者手帳交付状況	2～ 5
援護等の該当早わかり表	6～ 11
援護等の内容	12～ 30
障がいのある方への虐待に気づいたら通報・相談してください!!	31
駐車禁止除外制度、身体障害者補助犬法	32～ 33
生活福祉資金の貸付、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	34
高額障害福祉サービス等給付費の支給	35
障害者相談員	36～ 37
手当、年金、特別障害給付金	38～ 43
心身障害者扶養共済制度	44
就職の相談	45
公共施設など利用料の減免	46～ 47
車いす対応バスについて	47
J R線車いすご利用のお客さまへ	48
選挙における投票支援	49
◆ ボランティア活動、民生委員・児童委員	50
避難行動要支援者避難支援制度	51
◆ 児童のための福祉	52～ 64
医療	52
児童扶養手当、年金	53～ 54
児童手当、税制支援（控除等）	55～ 56
保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所、病児一時保育、あおもり親子はぐくみプラザ	57
つどいの広場、児童館等、放課後児童会、母子生活支援施設（すみれ寮）	58
母子父子寡婦福祉資金、母子・父子自立支援員、児童虐待に関する相談、地域子育て支援センター	59
青森市ファミリー・サポート・センター	60
子どもの権利相談センター、子どもの居場所づくり・学習応援事業	61
脳性まひのお子様とご家族の皆様へ	62
産科医療特別給付事業・産科医療補償制度	63～ 64
◆ 高齢者のための福祉	65～ 76
相談窓口、サービス内容	65～ 72
後期高齢者医療制度について	73～ 74
シルバー人材センター、高齢者虐待に関する相談	75
浪岡地区在住者のみのサービス	76
◆ 成年後見制度	77～ 78
◆ 日常生活自立支援事業	79～ 80
◆ 介護保険の概要	81～ 90
◆ 福祉関係施設一覧表	91～129
障がい者関係	91～ 92
障害福祉サービス事業者等、障がいのある児童のための施設	93～112
障害児等療育支援事業、青森市総合福祉センター	112～113
青森市ふれあいの館	113
青森市浪岡総合保健福祉センター	114
しあわせプラザ	115
青森市急病センター、病院の紹介	116
児童関係（保育所（園）等、福祉館、児童館等、その他の福祉施設）	117～122
介護保険関係	123～126
高齢者関係	127～129
◆ その他の電話相談窓口	130～133
・ マイナンバーカード出張申請受付サービスのご案内	134
・ 広告	135～172
・ 障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指して	173
・ バスの乗り降りがピッとかんたんAOPASS	174
・ バリアフリートイレのある市の主な施設	175
・ 知っていますか？このマーク	176
・ ご活用くださいヘルプカード	177
・ 障害者手帳アプリ「ミライID」	178
・ コミュニケーション支援ボードを設置しています。	179
☆ 市内中心部あんない図	
☆ お問い合わせやご相談は	裏表紙

障がいのある方のための福祉

手帳交付

区分	身体障害者手帳	愛護手帳（療育手帳）
対象	視覚、聴覚、平衡機能、音声機能・言語機能、そしゃく機能、肢体、内部機能に障がいのある方。18歳未満の方も含みます。1級から6級まであります。	児童相談所または青森県障害者相談センターで知的障がいがあると判定された方。18歳未満の方も含みます。AとBがあります。
手続	①申請書 ②指定医師の診断書 ③本人の写真 （タテ4cm×ヨコ3cm） 上半身脱帽で正面を向いて 写したもの※脱帽については、宗教上または医療上の理由がある場合は、顔の輪郭がわかる範囲で覆うことが認められる場合があります。 ④マイナンバーがわかるもの	①申請書 ②本人の写真 （タテ4cm×ヨコ3cm） 上半身脱帽で正面を向いて 写したもの※脱帽については、宗教上または医療上の理由がある場合は、顔の輪郭がわかる範囲で覆うことが認められる場合があります。 ③マイナンバーがわかるもの ※以下はお持ちの方のみ ・母子手帳 ・お薬手帳 ・直近に行った知能検査結果
手帳の交付を受けた後、次のような場合は届出をしてください。 ①住所や氏名が変わったとき ②手帳を紛失したとき ③障がいの程度に変更を生じたとき ④障がいの軽快・死亡などにより手帳を必要としなくなったとき ※手帳をお持ちの方がお亡くなりになったときは、ご遺族の方が届出をください。		
申請窓口	障がい者支援課 相談チーム 浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム	

精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳

精神障がいにより、長期にわたって日常生活、社会生活に制限があると認められた方で、手帳の交付を希望する方。1級から3級まであります。

- ①申請書
 - ②手帳用診断書(精神障がいに係る初診日から6か月経過したもの)
 - ③障害年金を受給していることと、基礎年金番号が確認できる障害年金証書等の写し(精神障がいを事由とする年金を受けている方)
 - ④本人の写真(タテ4cm×ヨコ3cm)上半身脱帽で正面を向いて写したもの※脱帽については、宗教上または医療上の理由がある場合は、顔の輪郭がわかる範囲で覆うことが認められる場合があります。
 - ⑤マイナンバーがわかるもの
- ※②、③については、いずれか一方を添付してください。
 ※③については、同意書が必要です。
 ※精神に障がいのある方本人が、申請書類を添えて申請するものですが、家族や医療機関の代行も可能です。

手帳の交付を受けた後、次のような場合は届出をしてください。

- ①住所や氏名が変わったとき
 - ②手帳を紛失したとき
 - ③障がいの程度に変更を生じたとき
 - ④障がいの軽快・死亡などにより手帳を必要としなくなったとき
- ※手帳をお持ちの方がお亡くなりになったときは、ご遺族の方が届出をしてください。
 ※手帳の有効期限は2年間です。
 期限が切れる3か月前から更新の手続きができます。

障がい者支援課 相談チーム
 浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム

手帳交付の例示

身体障がい

障がいの種類および等級

障がいの種類および等級	種類	等級	1	2	3	4	5	6
	視覚障がい 視力障がい、視野障がい		○	○	○	○	○	○
	聴覚障がい			○	○	○		○
	平衡機能障がい				○		○	
	音声・言語・そしゃく機能障がい				○	○		
	肢体不自由 上肢機能障がい、下肢機能障がい、 体幹機能障がい、脳原性運動機能障がい		○	○	○	○	○	○
	内部障がい 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障がい		○	○	○	○		

※第1種・・・障がいの程度が重度であり移動にあたり介護者が必要とされるもの
第2種・・・第1種以外のもの

知的障がい

A（重 度）

知能指数（IQ）がおおむね35以下で、日常生活に常時介護を要する方
または、身体障害者手帳1～3級に該当し、知能指数がおおむね50以下の方

B（中・軽度）

知能指数がおおむね70以下で上記以外の方

精神障がい

精神に障がいがあるために長期にわたり日常生活または社会生活に制限のある方が対象となります。統合失調症、気分（感情）障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障害、発達障害、その他の精神疾患が対象ですが、精神疾患（機能障がい）の状態と能力障がい（活動制限）の状態の両面から総合的に判定されます。

- 1級 精神に障がいがあり日常生活において他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を足すことができない程度
- 2級 精神に障がいがあり日常生活が著しく制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とする程度
- 3級 精神に障がいがあり日常生活もしくは社会生活が制限を受けるかまたは日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度

障がい者手帳交付状況

▼身体障害者手帳 (R7.3.31現在)

(人)

障がい別 級別	1	2	3	4	5	6	計
視 覚	315	166	31	45	49	38	644
聴覚・平衡	7	283	97	163	2	324	876
音声・言語・そしゃく	0	2	67	44			113
肢 体	1,285	1,003	721	1,096	325	217	4,647
内 部	2,567	46	916	795			4,324
計	4,174	1,500	1,832	2,143	376	579	10,604

▼愛護手帳(療育手帳) (R7.3.31現在)

▼精神障害者保健福祉手帳(R7.3.31現在)

重 度 (A)	1,151
中・軽度 (B)	2,043
計	3,194

(人)

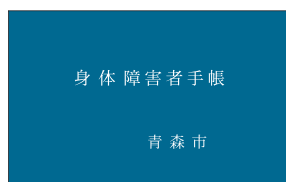
1 級	1,173
2 級	2,593
3 級	473
計	4,239

(人)

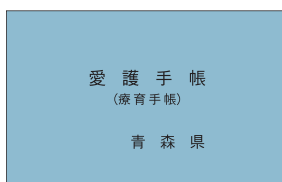
▼精神障害者
保健福祉手帳

▼身体障害者手帳

▼愛護手帳(療育手帳)



(青)



(オレンジ)



(緑)

援護等の該当早わかり表

No.	援 護 等 の 内 容		身 体 障 害 者				
			1 級	2 級	3 級	4 級	
1	障 害 児 福 祉 手 当		▲	▲			
2	特 別 障 害 者 手 当		▲	▲			
3	特 別 児 童 扶 養 手 当		●	●	●	▲	
4	障 害 基 礎 年 金 特 別 障 害 給 付 金		▲	▲	▲		
5	心身障害者扶養共済制度		●	●	●		
6	税 金 の 優 遇	所 得 税	●	●	●	●	
		市 ・ 県 民 税	●	●	●	●	
		相 続 税	●	●	●	●	
		贈 与 税	▲	▲	▲	▲	
		自動車税種別割・環境性能割	▲	▲	▲	▲	
7	軽自動車税種別割		▲	▲	▲	▲	
	J R 旅 客 運 賃 の 割 引		▲	▲	▲	▲	
8	鉄 道 旅 客 運 賃 の 割 引		▲	▲	▲	▲	
	航 空 旅 客 運 賃 の 割 引		▲	▲	▲	▲	
9	市営バス等福祉乗車証の交付		●	●	●	●	
10	バ ス 運 賃 の 割 引		●	●	●	●	
11	タ ク シ ー 運 賃 の 割 引		●	●	●	●	
12	タクシー利用券・自家用車給油券の交付		●				
13	有料道路通行料金の割引		▲	▲	▲	▲	
14	N H K 放 送 受 信 料						
	全 額 免 除		▲	▲	▲	▲	
	半 額 免 除		▲	▲	▲	▲	
15	携 帯 電 話 利 用 料 の 割 引		●	●	●	●	
16	N T T 電 話 番 号 無 料 案 内		▲	▲	▲	▲	
17	医 療 費 の 助 成		●	●	▲		
18	自 立 支 援 給 付	自立支援医療(精神通院医療)制度					
19		自立支援医療(更生医療)の給付	▲	▲	▲	▲	
20		自立支援医療(育成医療)の給付	▲	▲	▲	▲	

●印……ほぼ該当

※No.1～4については、おおよその程度とお考えください。▲印……一部該当

手 帳			愛護手帳(療育手帳)		精神障害者保健福祉手帳			掲載ページ
	5 級	6 級	A	B	1 級	2 級	3 級	
			▲		▲			38～39
			▲		▲			38～39
			●	▲	▲	▲		38～39
			▲	▲	▲	▲		40～43
			●	●	●	▲	▲	44
	●	●	●	●	●	●	●	12～13
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	▲	▲	▲		▲			
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	14
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	14
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	14
	●	●	●	●	●	●	●	14
	●	●	●	●	●	●	●	14
	●	●	●	●	▲	▲	▲	15
			●		●			15
	▲	▲	▲					16
								16
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	▲	▲	▲		▲			
	●	●	●	●	●	●	●	16
	▲	▲	●	●	●	●	●	17
			●		●			17
					●	●	●	18
	▲	▲						18
	▲	▲						18

No.	援 護 等 の 内 容		身 体 障 害 者				
			1 級	2 級	3 級	4 級	
21	自 立 支 援 給 付 地 域 生 活 支 援 事 業	地 域 移 行 支 援	▲	▲	▲	▲	
22		地 域 定 着 支 援	▲	▲	▲	▲	
23		居宅介護、重度訪問介護	▲	▲	▲	▲	
24		行 動 援 護					
25		重度障害者等包括支援	▲	▲	▲	▲	
26		同 行 援 護	▲	▲	▲	▲	
27		生 活 介 護	▲	▲	▲	▲	
28		自 立 訓 練	▲	▲	▲	▲	
29		就 労 移 行 支 援	▲	▲	▲	▲	
30		就 労 継 続 支 援	▲	▲	▲	▲	
31		就 労 定 着 支 援	▲	▲	▲	▲	
32		就 労 選 択 支 援	▲	▲	▲	▲	
33		施 設 入 所 支 援	▲	▲	▲	▲	
34		療 養 介 護	▲	▲	▲	▲	
35		短 期 入 所	▲	▲	▲	▲	
36		共 同 生 活 援 助	▲	▲	▲	▲	
37		自 立 生 活 援 助	▲	▲	▲	▲	
38		計 画 相 談 支 援	▲	▲	▲	▲	
39		補 装 具 の 交 付 (修 理)	▲	▲	▲	▲	
40	地 域 生 活 支 援 事 業	障害者外出介護サービス事業	▲	▲	▲	▲	
41		手話通訳者・要約筆記者の派遣	← 手話通訳・要約筆記を				
42		失語症者向け意思疎通支援者の派遣	← 失語症者向け意思疎通支援を				
43		入院時の意思疎通支援者の派遣	▲	▲	▲	▲	
44		訪 問 入 浴 サ ー ビ ス	▲	▲			
45		日 中 一 時 支 援 事 業	▲	▲	▲	▲	
46		障 害 者 移 送 サ ー ビ ス	← 車いすを使用して				
47		自動車免許取得の助成	●	●	●	●	
48		自動車改造費の助成	▲	▲	▲	▲	

●印……ほぼ該当

▲印……一部該当

手 帳			愛護手帳(療育手帳)		精神障害者保健福祉手帳			難病等	掲載ページ
	5 級	6 級	A	B	1 級	2 級	3 級		
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	19
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	19
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	19
			▲	▲	▲	▲	▲	▲	19
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	19
	▲	▲						▲	19
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	19
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	20
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	20
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	20
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	20
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	20
	▲	▲	▲					▲	20
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	20
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	20
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	21
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	21
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	21
	▲	▲						▲	26
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	21
必要とする方 →								▲	21
必要とする方 →								▲	21
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	21
								▲	22
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	22
いる方 →								▲	22
	●	●	●	●	●	●	●	▲	23
	▲	▲						▲	23

No.	援 護 等 の 内 容		身 体 障 害 者				
			1 級	2 級	3 級	4 級	
49	障害児 支援事業	視覚障害者福祉対策 ガイドブック音声版給付	▲	▲	▲	▲	
50		日常生活用具の給付	▲	▲	▲	▲	
51	障害児 通所給付	児 童 発 達 支 援	▲	▲	▲	▲	
52		放課後等デイサービス	▲	▲	▲	▲	
53		保 育 所 等 訪 問 支 援	▲	▲	▲	▲	
54		居宅訪問型児童発達支援	▲	▲	▲	▲	
55		障 害 児 相 談 支 援	▲	▲	▲	▲	
56	障害児等療育支援事業		●	●	●	●	
57	車 い す の 貸 与		●	●	●	●	
58	配 食 サ ー ビ ス		▲	▲	▲	▲	
59	理 美 容 サ ー ビ ス		▲	▲			
60	在 宅 要 介 護 者 訪 問 歯 科 健 康 診 査		▲	▲			
61	広報あおもり音声版 (テープ版・CD版)の配布		▲	▲			
62	広報あおもり点字版の配布		▲	▲			
63	保 育 料 の 軽 減 等		▲	▲	▲	▲	

●印……ほぼ該当

▲印……一部該当

手 帳			愛護手帳(療育手帳)		精神障害者保健福祉手帳			難病等	掲載ページ
	5 級	6 級	A	B	1 級	2 級	3 級		
	▲	▲						▲	23
	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	26～30
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	24
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	24
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	24
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	24
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	24
	●	●	●	●	●	●	●	●	25
	●	●	●	●	●	●	●	●	25
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		25
			▲						25
			▲						25
									24
									24
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	30

援 護 等 の 内 容

区 分	内 容	手 続	受 付
所 得 税	障害者控除 納税者本人又は同一生計配偶者や扶養親族のうちに障害者がいるときは、その障害者一人につき27万円（特別障害者のときは一人につき40万円）を所得から控除。 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にする親族のいずれかと常に同居しているときは、一人につき75万円を所得から控除。	給与所得者は給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に必要事項を記載して勤務先へ提出※。 確定申告で控除を受ける方は、必要事項を記載して税務署へ申告。	青森税務署 776-4241
市・県民税	①障がいのある方の前年の合計所得金額が135万円以下の場合 は非課税 ②障害者控除 納税義務者・同一生計配偶者・扶養親族が障がいのある方の場合は1人につき26万円控除 ※特別障害者の場合は1人につき30万円控除 ※同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で、同居している場合は、1人につき53万円控除	市民税課へ身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳等を提示して障がい者であることを申告する。（事業所で年末調整されたとき、または税務署で申告したときは不要）	市民税課 734-5193

※公的年金等の受給者は、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に必要事項を記載して公的年金等の支払者へ提出。

※令和7年中に障がい者の認定を受けた方は、所得税は令和7年分の申告から、市・県民税は令和8年度の申告から適用を受けることができます。

※特別障害者とは、身体障害者手帳1級・2級、愛護手帳（療育手帳）A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方等をいいます。

※特別障害者またはその他の障がい者に該当するかどうかは、所得税はその年の12月31日の現況、市・県民税は前年12月31日の現況によって判定します。ただし、納税者本人、同一生計配偶者または扶養親族がすでに死亡している場合（所得税はその年中に、市・県民税は前年中に死亡している場合）は、その死亡時の現況によって判定します。

区 分	内 容	手 続	受 付
相 続 税	障がいのある方が相続又は遺贈により財産を取得した場合、次の算式で計算した金額が相続税額から控除されます。 ・特別障害者＝（85歳－相続開始時の年齢）× <u>20万円</u> ・一般障害者＝（85歳－相続開始時の年齢）× <u>10万円</u>	相続税の申告と納税が必要な方で障害者控除の適用を受ける場合には、相続税の申告書に障害者控除の適用を受ける旨記載する。	青森税務署 776－4241
贈 与 税	①特別障害者が、一定の信託契約による受益権の贈与を受けた場合、6,000万円までは非課税となります。 ②精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある方その他精神障がいのある方が、一定の信託契約による受益権の贈与を受けた場合、3,000万円までは非課税となります。	財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社を經由して税務署長に提出する。	
自動車税 種別割・ 環境性能割 軽自動車税 環境性能割	障がいのある方本人またはその方と生計を一にする方もしくは常時介護者が、手帳の交付を受けている方の通院・通学等に自動車を利用している場合で、一定の条件に該当するときに、減免になります。 <u>障がいの区分・程度（等級）等により、減免できる範囲が定められています。</u> 障がいのある方1人に対して1台のみが対象となります（自動車税と軽自動車税がある場合は、いずれか選択）。	身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、または精神障害者保健福祉手帳、運転免許証、車検証、生計同一証明書等 軽自動車税種別割は納税通知書も必要です。	青森県中央 県税事務所 734－9974
軽自動車税 種別割	軽自動車税種別割の <u>減免申請は、納税通知書到着後から、納期限までとなります。</u> 納期限後の手帳交付者は、翌年度から減免申請の対象となります。 ※生計同一証明書は、障がい者支援課・浪岡振興部健康福祉課で発行します。	<u>生計同一証明書の発行には、身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、または精神障害者保健福祉手帳、運転免許証、車検証が必要です。</u> ※電子車検証（A6サイズ）の場合は、電子車検証と自動車検査証記録事項の両方を持参してください。	市民税課 734－5192 浪岡振興部 納税支援課 0172－ 62－1186

区 分	内 容	手 続	受 付
JR旅客運賃の割引	・第1種または第2種の障がい者が1人で利用する場合、片道100kmをこえる区間を乗車するときに5割引になります。 ・第1種の障がい者が介護人と乗車する場合、キロ数に制限なく、障がいのある方と介護人も5割引になります。	身体障害者手帳、愛護手帳(療育手帳)または精神障害者保健福祉手帳	最寄りのJR駅
鉄道旅客運賃の割引	障がい者手帳をお持ちの方は運賃が割引になる場合があります。詳しくは各鉄道会社へお問い合わせ下さい。	身体障害者手帳、愛護手帳(療育手帳)または精神障害者保健福祉手帳	各鉄道会社
航空旅客運賃の割引	障がい者手帳をお持ちの方が単独又は介護人と利用する場合、それぞれ割引が適用されます。 ※国内線に限られます。 ※満12歳以上の方が割引対象 ※割引運賃額は、航空会社、路線により異なります。	身体障害者手帳、愛護手帳(療育手帳)または精神障害者保健福祉手帳	各航空会社
市営バス等福祉乗車証の交付	市内に居住する障がい者手帳をお持ちの方に、市営バス(青森市市バスを含む)を無料で利用できる福祉乗車証を交付します。 有効期限は申請日から3回目の誕生日の前日までです。 更新手続は、有効期限の1ヶ月前からできます。	①身体障害者手帳、愛護手帳(療育手帳)または精神障害者保健福祉手帳 ②顔写真(タテ4cm×ヨコ3cm) ※更新の場合も顔写真が必要です。	障がい者支援課相談チーム 浪岡振興部健康福祉課民生福祉チーム
バス運賃の割引	障がい者手帳をお持ちの方は運賃が割引になります。詳しくは各バス会社へお問い合わせください。		各バス会社

区 分	内 容	手 続	受 付
タクシー運賃の割引	身体障害者手帳または愛護手帳（療育手帳）をお持ちの方が利用する場合は運賃が割引になります。精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が利用する場合は、一部のタクシー会社では運賃が割引になります。詳しくは各タクシー会社へお問い合わせ下さい。	料金支払時、身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳を提示	各タクシー会社
タクシー・移送サービスの利用券の付、車の給油券の付	重度の障がいのある方で、外出困難な方の生活行動範囲の拡大および社会参加の促進を図るために、タクシー・移送料金（1回550円）または、自家用車の燃料代を助成します。 対象者 市内に居住する在宅の身体障害者手帳（1級）、愛護手帳（療育手帳）（A）、または精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方 ※「タクシー・移送サービス利用券」または「自家用車給油券」のどちらかの選択となります。 タクシー・移送サービス利用券 ○利用できる事業所（令和7年8月現在） ・青森市タクシー共通チケット㈱に加盟している市内のタクシー会社、幸福タクシー、中央タクシー、浪岡タクシー、光仁介護サービス、介護ステーション八甲、すかい、中高年福祉対策支援プロジェクト、KYODOマネジメント、青森福祉支援プラザ、あうら、成長タクシー、ホームヘルプつばき、アシストサービス竹内、プロテックサービス、青森愛あーる、ライドケアサービス、福祉タクシーゆうび ・青森市社会福祉協議会実施の移送サービス ○交付枚数・年間36枚（1枚につき550円分） ※1回の乗車につき1枚のみ使用できます。 自家用車給油券 ○利用できる事業所 ・青森県石油商業協同組合に加盟している市内給油所、青森農業協同組合の市内給油所 ○交付枚数・年間8枚（1枚につき1,000円分）	●タクシー・移送サービス利用券 ①身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳 ●自家用車給油券 ①身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳 ②障がいのある方本人または障がいのある方を介護している方の自家用車の車検証 ※車種に制限があります。	障がい者支援課 相談チーム 浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム

区 分	内 容	手 続	受 付
有料道路通行料金の割引	①身体に障がいのある方が自ら所有し、運転する場合（生計を一にしている方が所有する場合も含む） ②第1種の身体障がい者または知的障がい者〔愛護手帳（療育手帳）A〕を乗車させて介護者が運転する場合 上記の場合、有料道路の料金が5割引になります。 障がいの区分・程度（等級）等により対象者の範囲が定められています。 ※登録できる車両は障がいのある方1人に対して1台のみですが、レンタカー・タクシーなども利用できる場合があります。	①身体障害者手帳または愛護手帳（療育手帳） ②車検証（車種等に制限あり） ※電子車検証（A6サイズ）の場合は、電子車検証と自動車検査証記録事項の両方を持参してください。 ③運転免許証（障がいのある方本人が運転する場合） ※ETCをご利用になる場合は障がいのある方本人名義のETCカードとETC車載器セットアップ申込書・証明書が必要です。（18歳未満の方は、親権者及び法定代理人のカードと証明書）	障がい者支援課 相談チーム 浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム
N H K 放送受信料の免除	①半額免除 ・世帯主が受信契約者であり視覚または聴覚に障がいのある方 ・世帯主が受信契約者であり重度の身体障がい（1・2級）のある方 ・世帯主が受信契約者であり重度の知的障がい（A）のある方 ・世帯主が受信契約者であり重度の精神障がい（1級）のある方 ②全額免除 ・障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯で、全員が市民税非課税（同居の世帯分離者を含む） NHK放送受信料についての詳細は「受信料の窓口」をご確認ください。 アドレス: https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/ 	①身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳 ②受信契約者の印かん	
携帯電話利用料の割引	障がい者手帳をお持ちの方は携帯電話利用料が割引になります。詳しくは各携帯電話会社へお問い合わせください。		各携帯電話会社

区 分	内 容	手 続	受 付
NTT 電話番号無料案内 (ふれあい案内)	事前に登録しておく、NTTの電話番号案内が無料で利用できます。なお、有料の番号案内(104番)は2026年3月31日をもって終了となりますが、上述の無料で電話番号案内する「ふれあい案内」は継続いたします。番号案内(104番)終了後のふれあい案内はご案内の時間帯を見直す予定であり、具体的なご利用方法等については、ふれあい案内をご登録のお客さまへ別途ご案内いたします。 ①身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方 ・視覚障がい 1～6級 ・肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい) 1、2級 ・聴覚障がい 2～4、6級 ・音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい 3、4級 ②戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方 ・視力の障がい 特別項症～第6項症 ・上肢の障がい 特別項症～第2項症 ・聴覚の障がい 第2項症、第4項症 ・音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい 第1項症、第2項症、第4項症 ③愛護手帳(療育手帳)をお持ちの方 ④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	①電話番号案内料免除措置申込書 ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛護手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳のコピー ③印かん ※届出者が本人の場合は不要 ※届出者が代理人の場合は障がいのある方本人の印かんが必要	NTT東日本ふれあい案内事務局 電話 0120-104-174 FAX 0120-104-134 ※FAXによるお問合せの注意事項 ・お申込書、障害者手帳等は送付いただいても受けられません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。 ・返信はFAXで行いますのでFAXを受信できる方のみのお問合せとさせていただきます。 受付時間 午前9時～午後5時 [土曜・日曜・祝日および年末年始(12/29～1/3)を除く] ※携帯・PHSからもつながります。
医療費の助成	身体障害者手帳1級・2級・3級(3級は心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障がいに限る)、愛護手帳(療育手帳)A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方に対し、保険診療に係る医療費自己負担分を助成します。ただし、本人および同一世帯員の所得が一定の基準内にある必要があります。また、65歳未満で課税世帯に属する方は1割の自己負担があります。 (対象とならない方) ①65歳以上で上記障がい認定を受けた方 ②65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していない方 ③65歳以上で課税世帯に属する方 ④国民健康保険に加入している方で、その国民健康保険に加入する方全員の所得の合計が600万円を超える場合 ※0歳から18歳(18歳到達の3月31日)のお子様を養育されている世帯は、「ひとり親家庭等医療費助成」に該当となる場合があります。	①身体障害者手帳、愛護手帳(療育手帳)または精神障害者保健福祉手帳 ②保険証等 マイナ保険証、健康保険被保険者証(経過措置期間に限る)、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか ③本人または保護者名義の預金通帳 ④転入された方は世帯全員分の所得課税証明書	国保医療年金課医療助成チーム 浪岡振興部健康福祉課国保年金チーム

※ 自立支援給付

原則として費用の一割負担となります。ただし所得に応じた月額負担上限額があります。

区 分	内 容	手 続	受 付
自立支援医療 (精神通院 医療) 制度 自立支援給付	通院によって精神障がいの治療を受ける場合の医療費の一部を公費で負担します。(1割負担、上限額あり)	①申請書 ②診断書(2年ごと) ③保険証等(健康保険被保険者証(経過措置期間に限る)、資格確認書若しくは資格情報のお知らせ又はマイナンバーからダウンロードした「資格情報画面」を印字したもの) ④同意書 ⑤年金受給額がわかるもの ⑥マイナンバーがわかるもの ⑦印かん(本人以外の申請の場合) ※家族や医療機関の代行も可能です。1年ごとに更新の手続が必要です。	障がい者支援課 相談チーム 浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム
自立支援医療 (更生医療)の 給 付 自立支援給付	18歳以上の身体に障がいのある方の更生のための医療を、指定自立支援医療機関で受ける場合の医療費が1割負担となります。ただし、低所得者や高額治療継続者等には負担額に上限が設定されます。	①身体障害者手帳 ②保険証等(健康保険被保険者証(経過措置期間に限る)、資格確認書若しくは資格情報のお知らせ又はマイナンバーからダウンロードした「資格情報画面」を印字したもの) ③意見書 ④特定疾病療養受療証(人工透析受療者) ⑤年金受給額がわかるもの ⑥マイナンバーがわかるもの	
自立支援医療 (育成医療)の 給 付 自立支援給付	18歳未満の身体に障がいのある子どもが、生活の能力を得るために必要な医療を、指定自立支援医療機関で受ける場合の医療費が1割負担となります。ただし、低所得者や高額治療継続者等には負担額に上限が設定されます。	①保険証等(健康保険被保険者証(経過措置期間に限る)、資格確認書若しくは資格情報のお知らせ又はマイナンバーからダウンロードした「資格情報画面」を印字したもの) ②意見書 ③特定疾病療養受療証(人工透析受療者) ⑤マイナンバーがわかるもの	

※ 自立支援給付 原則として費用の一割負担となります。ただし所得に応じた月額負担上限額があります。

区 分	内 容	手 続	受 付
地域移行支援 自立支援給付	障害者支援施設等に入所している障がいのある方または精神科病院に入院している精神障がいのある方に対して、住居の確保等の地域における生活に移行するための支援を行います。	①身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、または難病等の対象となる疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証） ②マイナンバーがわかるもの	障がい者支援課 障がい福祉チーム 浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム
地域定着支援 自立支援給付	一人暮らしに移行したり、地域生活が不安定であったりする、居宅において単身で生活する障がいのある方等に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時の支援を行います。		
① 居 宅 介 護 ② 重 度 訪 問 介 護 自立支援給付 ※	①障がいのある方や難病に罹患している方等に対して、自宅において、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。（障害支援区分1以上） ②重度の障がいや難病等により常に介護が必要な方に対して、自宅において、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援等を行います。（障害支援区分4以上） *介護保険のサービスが優先される場合があります。		
行 動 援 護 自立支援給付 ※	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な方等に対して、行動する時に危険を回避するために必要な支援や、外出時の支援等を行います。（障害支援区分3以上）		
重度障害者等 包 括 支 援 自立支援給付 ※	介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。（障害支援区分6）		
同 行 援 護 自立支援給付 ※	視覚障がいにより移動が困難な方等に対して、外出時に同行して移動等の支援を行います。		
生 活 介 護 自立支援給付 ※	障がいのある方や難病に罹患している方に対して、施設で入浴、排せつ、食事等の介助や創作的活動などのサービスを提供します。（障害支援区分3以上、50歳以上の方は2以上） *介護保険のサービスが優先される場合があります。		

※ 自立支援給付 原則として費用の一割負担となります。ただし所得に応じた月額負担上限額があります。

区 分	内 容	手 続	受 付
自立訓練 自立支援給付 ※	障がいのある方や難病にり患している方に対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。 *介護保険のサービスが優先される場合があります。	①身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、または難病等の対象となる疾患にり患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証） ②マイナンバーがわかるもの	障がい者支援課 障がい福祉チーム 浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム
就労移行支援 自立支援給付 ※	障がいのある方や難病にり患している方で、就労を希望する方に対して、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。		
就労継続支援 自立支援給付 ※	障がいのある方や難病にり患している方で、通常の事業所で働くことが困難な方に対して、就労や生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。		
就労定着支援 自立支援給付 ※	障がいのある方や難病にり患している方で、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に対して、就労の継続を図るために必要な連絡調整や助言を行います。		
就労選択支援 自立支援給付 ※ 令和7年10月1日施行	障がいのある方や難病にり患している方で、就労や就労移行支援を希望する方等に対して、就労に関する適性、知識及び能力の評価等を行うとともに就労に向け、サービス事業者との連絡調整を行います。		
施設入所支援 自立支援給付 ※	介護が必要な方や通所が困難な方に対して、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。 *介護保険のサービスが優先される場合があります。		
療養介護 自立支援給付 ※	身体障がいのある方や難病にり患している方に対して、病院などの施設で、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行います。（障害支援区分5以上）		
短期入所 自立支援給付 ※	障がいのある方や難病にり患している方等に対して、家族が疾病等により一時的に本人の介護ができない時、短期間入所する場を提供し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。（障害支援区分1以上） *介護保険のサービスが優先される場合があります。		

区 分	内 容	手 続	受 付									
共同生活援助 自立支援給付 ※	障がいのある方を対象に、地域社会の中で生活できるように住居、食事等を提供します。	①身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、または難病等の対象となる疾患にり患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証） ②マイナンバーがわかるもの	障がい者支援課 障がい福祉チーム									
自立生活援助 自立支援給付 ※	障害者支援施設やグループホーム等を利用して障がいのある方で一人暮らしを希望する方等に対して、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により、必要な支援を行います。		浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム									
計画相談支援 自立支援給付	障がいのある方が適切な障害福祉サービス等を利用するため、指定特定相談支援事業所が「サービス等利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を行います。											
障害者外出 介護サービス 業 地域生活支援事業	重度の視覚障がいや全身性障がい、知的障がい、精神障がいのある方や難病にり患している方等に対して、社会生活上、必要不可欠な外出時の付添のヘルパーを派遣します。 利用料 <table><tr><td>サービスの形態</td><td>最初の1時間</td><td>以降30分毎</td></tr><tr><td>個別支援型</td><td>197円</td><td>98円</td></tr><tr><td>グループ支援型</td><td>137円</td><td>68円</td></tr></table> ただし、所得に応じた月額負担上限額があります。	サービスの形態	最初の1時間	以降30分毎	個別支援型	197円	98円	グループ支援型	137円	68円		
サービスの形態	最初の1時間	以降30分毎										
個別支援型	197円	98円										
グループ支援型	137円	68円										
手話通訳者・ 要約筆記者の 派遣 地域生活支援事業	聴覚障がいや音声・言語機能障がいのある方の意思の伝達の手段を確保するため、聴覚障がいのある方等が行う各種手続や社会参加の場へ手話通訳者または話の内容をその場で要約して文字にして伝える要約筆記者を派遣します。	申込みは FAX 734-5329 TEL 718-1894 E-mail: shuwa_youyaku@city.aomori.aomori.jp 浪岡地区 FAX 0172-62-0023 TEL 0172-62-1113										
失語症者向け 意思疎通支援 者の派遣 地域生活支援事業	失語症者の意思の伝達の手段を確保するため、各種手続きや社会参加の場へ意思疎通支援者を派遣します。	身体障害者手帳、 医師の診断書または 意見書										
入院時の意思 疎通支援者の 派遣 地域生活支援事業	意思疎通が困難でかつ介護者がいない障がいのある方や難病にり患している方等が医療機関に入院する場合に、本人の意思を医療従事者に伝えることができる意思疎通支援者を派遣します。 ※利用料は、最初の1時間150円、以降30分につき75円加算となります。ただし、所得に応じた月額負担上限額があります。	①身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、または難病等の対象となる疾患にり患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証） ②マイナンバーがわかるもの										

区 分	内 容	手 続	受 付															
訪問入浴サービス 地域生活支援事業	身体障がいのある方や難病に り患している方等で、移動が 困難な方を対象に、居宅にお いて訪問入浴車による入浴 サービスを行います。 ※介護保険のサービスが優先 される場合があります。 ※利用料は、1 回につき1,266円 となります。ただし、所得 に応じた月額負担上限額が あります。	①身体障害者手 帳、または難 病等の対象と なる疾患にり 患しているこ とがわかる証 明書（診断書 または特定疾 患医療受給者 証） ②マイナンバー がわかるもの	障がい者支援課 障がい福祉チーム 浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム															
日 中 一 時 支 援 事 業 地域生活支援事業	障がいのある方や難病にり患 している方等に対して、一時 的な活動の場を提供すること で、介護者の就労支援および 介護負担の軽減を図ります。 利用料 <table><tr><th>時 間</th><th>右記以外の方</th><th>重症心身障がい児(者)</th></tr><tr><td>4時間以内</td><td>210円</td><td>357円</td></tr><tr><td>6時間以内</td><td>315円</td><td>535円</td></tr><tr><td>8時間以内</td><td>420円</td><td>714円</td></tr><tr><td>8時間超</td><td>525円</td><td>892円</td></tr></table> ※ただし、所得に応じた月額 負担上限額があります。	時 間	右記以外の方	重症心身障がい児(者)	4時間以内	210円	357円	6時間以内	315円	535円	8時間以内	420円	714円	8時間超	525円	892円	①身体障害者手 帳、愛護手帳 （療育手帳）、精 神障害者保健福 祉手帳、難病等 の対象となる疾 患にり患してい ることがわかる 証明書（診断書 または特定疾患 医療受給者証） ②マイナンバー がわかるもの	
時 間	右記以外の方	重症心身障がい児(者)																
4時間以内	210円	357円																
6時間以内	315円	535円																
8時間以内	420円	714円																
8時間超	525円	892円																
障害者移送 サービス 地域生活支援事業	身体障がいのある方や難病にり 患している方等で日常の外出に おいて車いすを使用している方 を対象に、車いすリフト付車両 を運行し、障がいのある方の社 会参加の促進を図ります。 ・運用範囲は原則として青森市内 ・利用料…30分 700円 ※利用に制限のある場合があり ます。	①登録申請書 ②身体障害者手 帳、または難 病等の対象と なる疾患にり 患しているこ とがわかる証 明書（診断書ま たは特定疾患 医療受給者証）	青森市社会 福祉協議会															

区 分	内 容	手 続	受 付
自動車免許取得の助成 地域生活支援事業	障がいのある方や難病にり患している方等の就労等社会参加の促進を図るため、自動車運転免許の取得に要した経費の一部を助成します。 ①申請期間は免許取得日から6か月以内 ②助成費は免許取得経費の2/3または上限10万円のいずれか少ない額	①身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、または難病等の対象となる疾患にり患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証） ②印かん ③免許証 ④教習実績書 ⑤本人名義の預金通帳	障がい者支援課相談チーム 浪岡振興部健康福祉課民生福祉チーム
自動車改造費の助成 地域生活支援事業	身体障がいのある方や難病にり患している方等が就労等に伴い自動車を改造する場合、改造に要した経費の一部を助成します。 ①自ら所有し運転する自動車の操向装置および駆動装置等（ハンドルまわり、クラッチ等）の改造が必要な方 ②助成費は改造経費の2/3または上限10万円のいずれか少ない額 ③所得による制限があります。 ※改造前にご相談ください。	①身体障害者手帳、または難病等の対象となる疾患にり患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証） ②印かん ③免許証 ④改造見積書 ⑤本人名義の預金通帳 ⑥車検証	
視覚障害者福祉対策ガイドブック音声版給付 地域生活支援事業	視覚障がいのある方に、市の福祉施策に関するお知らせを録音したCD版（デージー形式）を給付します。 ※事前にご相談ください。	①身体障害者手帳、または難病等の対象となる疾患にり患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証）	障がい者支援課相談チーム

※ 障害児通所給付

原則として費用の一割負担となります。ただし所得に応じた月額負担上限額があります。

区 分	内 容	手 続	受 付
広報あおもり 音声版（テープ版・CD版）の配布 地域生活支援事業	視覚に障がい（2級以上）のある方で、希望する方に、広報あおもりを録音したテープ版（要返送）またはCD版（デジタイズ形式）を配布します。 月1回発行。	広報広聴課 （TEL 017-734-5106）までお問合せください。	広報広聴課 広報チーム
広報あおもり 点字版の配布 地域生活支援事業	視覚に障がい（2級以上）のある方で、希望する方に、広報あおもりの主な記事を抜粋した点字版を配布します。 月1回発行。		
児童発達支援 障害児通所給付 ※	就学していない障がいのある児童に対して、児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。	①身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、難病等の対象となる疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証）または障がいがあることを証明する診断書等	障がい者支援課 障がい福祉チーム 浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム
放課後等 デイサービス 障害児通所給付 ※	就学している障がいのある児童に対して、授業の終了後又は休業日に放課後等デイサービス等の施設で、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進や活動場所の提供等を行います。	②マイナンバーがわかるもの	
保育所等 訪問支援 障害児通所給付 ※	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある児童に対して、その施設を訪問し、その施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援や施設への指導等を行います。		
居宅訪問型 児童発達支援 障害児通所給付 ※	重度の障がいのある児童であって児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。		
障害児 相談支援 障害児通所給付	障がいのある児童が適切な障害児通所支援を利用できるよう、指定障害児相談支援事業者が「障害児支援利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を行います。		

区 分	内 容	手 続	受 付
障害児等療育 支 援 事 業	障がいのある児童や家族等に対して、身近な地域で専門的な相談や支援などの療育指導を受けることができるよう、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、療育技術の指導を行います。	実施事業所へお問い合わせください。 (実施事業所はP108をご参照ください。)	
車いすの貸与	日常生活において一時的に車いすを必要とする方に無償で貸し出します。貸与期間は原則として1週間以内です。	①申請書 ②身体障害者手帳や保険証等本人確認ができる書類	障がい者支援課 相談チーム 浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム
配食サービス	在宅のひとり暮らしの障がいのある方または障がいのある方みの世帯等で、病気や障がいなどの理由により食事の準備が困難な方に対して、給食(夕食)を配達し、安否確認を行います。 利用回数 週2回まで 利用料金 1回350円 ※前年度市民税非課税世帯のみ	①申請書 ②身体障害者手帳、愛護手帳(療育手帳)または精神障害者保健福祉手帳	障がい者支援課 相談チーム 浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム
理 美 容 サ ー ビ ス	在宅で寝たきりの重度の心身障がいのある方に対し、理美容師が自宅へ訪問し理美容サービスを行います。利用回数は年4回以内(申請した月により回数異なります)。 ※前年度市民税非課税の方のみ 利用料金 1回1,000円	①申請書 ②身体障害者手帳または愛護手帳(療育手帳)	
在宅要介護者 訪 問 歯 科 健 康 診 査	在宅で、身体障害者手帳1・2級で寝たきりの方、愛護手帳Aの寝たきりの方に対して、歯科医師が自宅を訪問して口腔内検査などの歯科健康診査を行います。 ※利用回数 年度内 1回 ※利用料金 無料	①申請書	高齢者支援課 高齢福祉総務 チーム・浪岡 振興部健康福 祉課 介護保険チーム
社 会 活 動 参 加 支 援	高齢者、障がいのある方およびその家族、ひとり親家庭の方で構成される団体が実施する事業活動について、バスでの移動に要する経費の一部を助成します。 ※1団体につき年間1回 助成金額は車両の種類により、異なります。	①申請書 ②参加予定者名簿 ③見積書(所定の様式あり)	障がい者支援課 相談チーム 浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム

補装具費の支給

◇身体障害者手帳の交付を受けた方または難病患者で、生活上の不便を解消し円滑に生活が送れるよう、医師が必要と判定したときは、必要な補装具の購入、または修理に要した費用の支給を受けることができます。

※介護保険の要介護認定を受けている方は介護保険制度が優先される品目があります。

※原則 1 割の利用者負担があります。

※T字状・棒状のつえは日常生活用具での給付対象となります。(P 27参照)

障がいの部位	補装具の種類	手続	受 付
肢体不自由	義肢、装具、車いす、つえ、姿勢保持装置 等	①申請書 ②身体障害者手帳または難病等の対象となる疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証）	障がい者支援課 障がい福祉チーム 浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム
視 覚	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡		
聴 覚	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）		
上肢・下肢及び言語機能	重度障害者用意思伝達装置	③マイナバーがわかるもの ④見積書等 ※補装具費支給意見書が必要となる場合があります。	

日常生活用具

◇障がいのある方や障がいのある児童の家庭生活の不便を解消し、円滑な日常生活を送ることができるように、必要な用具を給付します。

※介護保険の要介護認定を受けている方は介護保険制度が優先される品目があります。

※原則 1 割の利用者負担があります。

給付品目		障がいとその程度	手続	受付
介護・訓練・支援用具	特殊寝台	・下肢または体幹機能に障がい（２級以上）のある18歳以上の方 ・難病により寝たきり状態で18歳以上の方	①申請書 ②身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、または難病等の対象となる疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証） ③マイナンバーがわかるもの ④カタログ等 ※医師の診断書が必要となる場合があります。	障がい者支援課 障がい福祉チーム・浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム
	特殊マット	・下肢または体幹機能に障がい（１級）のある18歳以上の方 ・下肢または体幹機能に障がい（２級以上）のある３歳以上18歳未満の方 ・愛護手帳（療育手帳）Aで３歳以上の方 ・難病により寝たきり状態で３歳以上の方		
	特殊尿器	・下肢または体幹機能に障がい（１級）があり、常時介護を要する学齢児以上の方 ・難病により自力で排尿ができない学齢児以上の方		
	入浴担架	・下肢または体幹機能に障がい（２級以上）があり、入浴の際に介護を必要とする３歳以上の方		
	体位変換器	・下肢または体幹機能に障がい（２級以上）のある学齢児以上の方 ・難病により寝たきり状態で学齢児以上の方		
	移動用リフト	・下肢または体幹機能に障がい（２級以上）のある３歳以上の方 ・難病により下肢又は体幹に障がいのある３歳以上の方		
	訓練いす	・下肢または体幹機能に障がい（２級以上）のある３歳以上18歳未満の方		
	訓練用ベッド	・下肢または体幹機能に障がい（２級以上）のある学齢児以上で18歳未満の方 ・難病により下肢または体幹機能に障がいのある学齢児以上で18歳未満の方		
自立生活支援用具	入浴補助用具	・下肢または体幹機能に障がいがあり、入浴に介助を必要とする３歳以上の方 ・難病により入浴に介助を必要とする３歳以上の方		
	便器	・下肢または体幹機能に障がい（２級以上）のある学齢児以上の方 ・難病の患者で学齢児以上の方		
	T字状・棒状のつえ	・下肢、体幹機能、平衡機能に障がいのある方		
	移動・移乗支援用具	・下肢、体幹機能または平衡機能に障がいがあり、家庭内の移動などにおいて介助を必要とする３歳以上の方 ・難病により下肢が不自由で家庭内の移動などにおいて介助を必要とする３歳以上の方		

給付品目		障がいとその程度	手続	受付
自立生活支援用具	頭部保護帽	・ 下肢、体幹機能、平衡機能に障がいのある方 ・ 愛護手帳（療育手帳）Aの方 ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	①申請書 ②身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、または難病等の対象となる疾患にり思っていることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証）	障がい者支援課 障がい福祉チーム・浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム
	特殊便器	・ 上肢に障がい（2級以上）のある学齢児以上の方 ・ 愛護手帳（療育手帳）Aで学齢児以上の方 ・ 難病により上肢機能に障がいのある学齢児以上の方		
	火災警報器	・ 身体障害者手帳2級以上、愛護手帳（療育手帳）A、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で火災発生の感知および避難が著しく困難な方（単身世帯またはこれに準ずる世帯）		
	自動消火器	・ 身体障害者手帳2級以上、愛護手帳（療育手帳）A、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方または難病の患者で火災発生の感知および避難が著しく困難な方（単身世帯またはこれに準ずる世帯）		
	電磁調理器	・ 視覚に障がい（2級以上）のある方 ・ 愛護手帳（療育手帳）Aの方 ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で火災発生の感知および避難が著しく困難な方	③マイナバーがわかるもの ④カタログ等 ※医師の診断書が必要となる場合があります。	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	・ 視覚に障がい（2級以上）のある学齢児以上の方		
在宅療養等支援用具	聴覚障がい者用屋内信号装置	・ 聴覚に障がい（2級以上）のある方		
	透析液加温器	・ 腎臓機能に障がい（3級以上）のある方で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う3歳以上の方		
	ネブライザー	・ 呼吸器機能に障がい（3級以上）のある学齢児以上の方 ・ 身体障害者手帳3級以上で、医師が必要と認める学齢児以上の方 ・ 難病により呼吸器機能に障がいのある学齢児以上の方		
	電気式たん吸引器			
	たん吸引器・ネブライザー両用器			
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車	・ 身体障害者手帳をお持ちの方で医療保険における在宅酸素療法を行っている方で18歳以上の方		

給付品目		障がいとその程度	手続	受付
在宅療養等支援用具	盲人用体温計	・視覚に障がい（２級以上）のある学齢児以上の方（単身世帯またはこれに準ずる世帯）	①申請書 ②身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、または難病等の対象となる疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証） ③マイナンバーがわかるもの ④カタログ等 ※医師の診断書が必要となる場合があります。	障がい者支援課 障がい福祉チーム・浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム
	盲人用体重計	・視覚に障がい（２級以上）のある方（単身世帯またはこれに準ずる世帯）		
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	・難病の患者で人工呼吸器の装着が必要な方		
	人工鼻	・疾病により喉頭を摘出した方		
	発電機・蓄電池	・医療的ケア児のうち、医師の意見書により人工呼吸器、電気式たん吸引器等を必要とする方		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	・肢体不自由または音声・言語機能に障がいのある学齢児以上の方		
	情報・通信支援用具	・視覚または上肢機能に障がい（２級以上）のある方		
	点字ディスプレイ	・視覚に障がい（２級以上）のある方		
	点字器	・視覚に障がいのある方		
	点字タイプライター	・視覚に障がい（２級以上）のある方で就学または就労しているか、または就労が見込まれる方		
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	・視覚に障がい（２級以上）のある学齢児以上の方		
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	・視覚に障がい（２級以上）のある学齢児以上の方		
	視覚障がい者用拡大読書器	・視覚に障がいのある学齢児以上の方		
	盲人用時計	・視覚に障がい（２級以上）のある12歳以上の方（小学生を除く）		
	暗所視支援眼鏡	・視覚に障がいのある方、または夜盲症あるいは視野狭窄により暗所での歩行等が著しく困難であるものとして医師が必要と認めた方		
	聴覚障がい者用通信装置	・聴覚または音声・言語機能に障がいのある学齢児以上の方		
	聴覚障がい者用情報受信装置	・聴覚に障がいのある方（装置によりテレビの視聴が可能な方）		
	人工喉頭	・言語機能に障がいのある方		
	点字図書	・視覚に障がいのある方（点字が読める方）		

給付品目		障がいとその程度	手続	受付
排泄管理支援用具	ストーマ装具等	・大腸・小腸・直腸・ぼうこう機能に障がいのある方	①申請書 ②身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、または難病等の対象となる疾患に罹患していることがわかる証明書	浪岡振興部 障がい者支援課 健康福祉課 障がい福祉チーム 民生福祉チーム
	紙オムツ等	・大腸・小腸・直腸・ぼうこう・脳性麻痺等脳原性移動機能に障がいのある方で排尿または排便の意思表示が困難な方 ・愛護手帳（療育手帳）Aで寝たきり状態の3歳以上の方 ・下肢または体幹機能に障がい（2級以上）のある寝たきり状態の3歳以上の方	③マイナンバーがわかるもの	
	収尿器	・大腸・小腸・直腸・ぼうこう機能に障がいのある方		
居宅補助生活用具	住宅改修費	・下肢、体幹機能または移動機能に障がい（3級以上）のある学齢児以上の方 ・難病により下肢または体幹機能に障がいのある学齢児以上の方 ※ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能に障がい（2級以上）のある方	③マイナンバーがわかるもの	

援護等の内容

区 分	内 容	手 続	受 付
保 育 料 の 等 軽 減	保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園を利用している児童本人または同一の世帯に属する方が下記の手帳等の交付を受けている場合、障がい者世帯として認定され、保育料の軽減や副食費徴収免除となる場合（保護者の市民税所得割額の合計金額による）があります。 ・身体障害者手帳 ・愛護（療育）手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当認定通知書 ・障害基礎年金証書	身体障害者手帳、愛護手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当認定通知書、障害基礎年金証書の写しを提出	子育て支援課入所支援チーム 734-5330

障がいのある方への虐待に気づいたら 通報・相談してください!!

市では、障がいのある方への虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がいのある方の保護などを目的に、「青森市障がい者虐待防止センター」を設置しております。障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障がいのある方を発見した場合には速やかに通報することが義務付けられております。迷わずに下記の連絡先に通報・相談してください。

【虐待の種類】

- 身体的虐待
障がいのある方の身体に傷害が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加えること、または正当な理由なく障がいのある方の身体を拘束すること。
- 性的虐待
障がいのある方にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。
- 心理的虐待
障がいのある方に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他障がいのある方に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 放棄・放任（ネグレクト）
障がいのある方を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、虐待行為の放置を行うこと、または障がいのある方の養護を著しく怠ること。
- 経済的虐待
障がいのある方本人の同意なしに財産、預貯金、障害年金の運用や処分をすること、または日常生活に必要な金銭を障がいのある方本人に渡さないこと。

《連絡先》

青森市障がい者虐待防止センター（障がい者支援課内）

☎ 722-3260（24時間対応）

◆相談は下記の事業所でも受け付けています。

※対応時間 9：00～18：00（土・日曜、祝日、年末年始除く）

- ・指定相談支援事業所青森中央 ☎ 723-9911（新町2-1-8）
- ・やましろ ☎ 754-3010（六枚橋字磯打95-26）
- ・地域活動支援センターすばる ☎ 764-2424（四ツ石字里見75-2）
- ・地域活動支援センター八甲 ☎ 728-8601（問屋町1-18-47）
- ・指定相談支援事業所はたる ☎ 0172-62-9294（浪岡字稲村274）

駐車禁止除外制度

下記要件に該当し、駐車禁止除外指定車標章を掲出している方は、道路標識等による駐車禁止から除外されます。

①身体障害者手帳をお持ちの方で、下表の等級に該当し、歩行が困難と認められる方

障がいの種類	障がいの等級	障がいの種類	障がいの等級
視 覚 障 が い	1 級～4 級の 一部	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能 移動機能 1 級～2 級
聴 覚 障 が い	2 級～3 級		
平衡機能障がい	3 級		
上 肢 不 自 由	1 級～2 級の 一部	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸機能障がい	1 級及び3 級
下 肢 不 自 由	1 級～4 級	小 腸 機 能 障 が い	1 級及び3 級
体 幹 不 自 由	1 級～3 級	ヒト免疫不全ウイルス機能障がい	1 級～3 級
肝臓機能障がい	1 級～3 級		

②愛護手帳（療育手帳）をお持ちの方で重度障害者（A）の方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で1級の方、小児慢性特定疾病児童手帳をお持ちの方で色素性乾皮症患者の方

駐車禁止除外指定車標章申請手続についてのお問い合わせ先

青森警察署交通課

☎ 723-0110

青森南警察署交通課

☎ 0172-62-4021

身体障害者補助犬法

盲導犬などの身体障害者補助犬を育成し、これを利用する方が公共施設や公共交通機関などを利用しやすいようにすることで、目や耳や手足に障がいのある方の自立と社会参加の助けになるよう、平成14年10月に施行されました。

補助犬の種類

- 盲導犬 …… 目が見えない、見えにくい方が安全に街なかを歩けるように、段差や曲がり角を教えたりしながら誘導します。
- 介助犬 …… 手や足に障がいのある方の手足となって、ドアを開けたり、物を拾ったり、着替えを手伝ったりします。
- 聴導犬 …… 音が聞こえない、聞こえにくい方に、電話や玄関のチャイムの音、車のクラクションなどを知らせます。

補助犬は、法律に基づいて認定された犬で、特別な訓練を受けています。きちんとしつけられているので、公共施設や公共交通機関、ホテル、飲食店などいろいろな場所に同伴できます。



生活福祉資金の貸付

低所得世帯および障がい者世帯、高齢者世帯に対して福祉資金・総合支援資金・教育支援資金の貸付を行います。内容によってはご利用できない場合があります。

<手順の方法及びお問い合わせ先>

青森市社会福祉協議会 ☎ 723-1340

小児慢性特定疾病児童等 日常生活用具給付事業

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具を給付しています（給付要件及び一部自己負担あり）。

○給付用具

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、ストーマ装具、人工鼻 等

<お問い合わせ先>

青森市こども未来部 あおもり親子はぐくみプラザ
子育て親子支援チーム
☎ 718-2987

浪岡振興部 健康福祉課 健康推進チーム
☎ 0172-62-1114

高額障害福祉サービス等 給 付 費 の 支 給

- ① 同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる場合や、1人で複数の制度を利用している場合に、世帯における1ヶ月の利用者負担額の合計が一定の基準額を超えた場合は、申請すると超えた分が払い戻されます。

<世帯について>

種 別	合算の対象となる世帯の範囲
18歳以上の障がいのある方 (施設に入所する18、19歳は除く)	障がいのある方(ご本人)とその配偶者
18歳未満の障がいのある児童 (施設に入所する18、19歳を含む)	住民票上の世帯

<基 準 額> 37,200円

ただし、以下の場合に該当するときは、受給者証に記載されている利用者負担上限月額のうち、高いほうの額が基準額となります。

- ① 1人の障がいのある児童が2枚の受給者証でサービスを受けている場合
 - ② 障がいのある児童の兄弟がそれぞれサービスを受けている場合
- ② 65歳になる前5年にわたって障害福祉サービスを利用していた方が、介護保険に移行した際に係る介護保険サービスの利用者負担額を支給します。

〔要件〕 全てに該当した場合対象となります。

- 以下の障害福祉サービスの支給決定を受けた方
 - ※居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所
- 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する方
- 市民税非課税または生活保護の方
- 65歳の前日において、障害支援区分2以上であった方
- 65歳まで介護保険サービスを利用してこなかった方

<手続先及びお問い合わせ先>

障がい者支援課 障がい福祉チーム ☎ 734-5327

障 害 者 相 談 員

障がいのある方の更生援護について相談を受け、助言を行っています。まずは、電話等にてご相談ください。（聴覚障がいの相談員にご相談の場合は、FAXまたはメールにてご連絡ください。）

氏 名	連 絡 先	障がい等区分
津 川 清 一	742-4089	肢 体 不 自 由
野 呂 信 夫	728-8158	肢 体 不 自 由
大 橋 孝 治	772-0277	肢 体 不 自 由
杉 浦 清 剛	090-3649-6727	肢 体 不 自 由
小山田 寛	080-8208-2247 青森市視覚障害者の会 メール aomorishi.shikakunokai@gmail.com	視 覚 障 が い
木 村 由紀子	776-9261 (FAX) 青森市ろうあ協会 メール aomori_city_deaf_1948@yahoo.co.jp	聴 (覚 ろ 障 う が 者)
浅 利 義 弘	776-9261 (FAX) 青森市ろうあ協会 メール aomori_city_deaf_1949@yahoo.co.jp	聴 (覚 ろ 障 う が 者)
山 越 亮 子	776-9261 (FAX) 青森市ろうあ協会 メール aomori_city_deaf_1950@yahoo.co.jp	聴 (覚 ろ 障 う が 者)
工 藤 文 紀	737-1282 (FAX) fuminori.kudo@gmail.com ※ ZOOMでの相談可能	聴 覚 障 が い (難 聴 ・ 中 途 失 聴 者)
鶴 賀 晃	736-3605	内 部 障 が い 心 臓
深 尾 庸 子	776-3523	内 部 障 が い 心 臓
須 原 通知子	736-4019	内 部 障 が い 心 臓
名久井 光 子	090-9744-5777	内部障がい オストミー
名古屋 廣	754-3634	内部障がい オストミー

氏 名	連 絡 先	障がい等区分
齊 藤 孝	090-7529-2037	内 部 障 が い 腎 臓
長久保 文 子	090-8925-9958	重 症 心 身 障 が い
鳥 山 夏 子	090-9631-8199	知 的
松 木 裕 子	738-8154	知 的
外 崎 瑞 穂	744-3282	知 的
上 野 房 子	766-4466	知 的
北 田 ちひろ	090-3368-2562	知 的
石川原 結美子	090-1933-6523	知 的
三 浦 佳 子	735-2915 yosikom3@hotmail.com	自 閉 症
小笠原 多賀子	taka18blue@gmail.com	自 閉 症

●「音声・言語」（喉頭摘出の方）の相談窓口

青森県喉頭摘出者福祉団体 青森喉友会
事務局 齊藤 ヒサ子（TEL/FAX：0172-32-0478）

■精神保健福祉相談員

- ・青森市保健所保健予防課に4名、福祉部障がい者支援課に2名配置しています。

青森市保健所 保健予防課 ☎ 765-5285
福祉部 障がい者支援課 ☎ 734-5319

手

当

	支 給 対 象	手 続
障害児福祉手当	市内に住所があり、精神または身体に重度の障がいをもつため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅等の20歳未満の方に支給されます。	①認定請求書 ②所得状況届 ③身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方） ④認定診断書 ⑤本人名義の預金通帳 ⑥障がい児本人、家族のマイナンバーがわかるもの
特別障害者手当	市内に住所があり、精神または身体に著しく重度の障がいをもつため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅等の20歳以上の方に支給されます。	①認定請求書 ②所得状況届 ③身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方） ④認定診断書 ⑤年金証書及び年金受給額がわかるもの（受給されている方） ⑥本人名義の預金通帳 ⑦障がい者本人、家族のマイナンバーがわかるもの
特別児童扶養手当	精神または身体に中度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護している父または母、養育者に支給されます。 障がいのおおよその程度 ①身体障害者手帳1、2、3級または4級の一部の方 ②愛護手帳（療育手帳）AまたはBのうち重度の方 ③精神障がいにより日常生活に著しい制限を受ける方	①認定請求書 ②戸籍謄本 ③住民票（全員） ④認定診断書 ※障がいの程度や障がい名等により、身体障害者手帳もしくは愛護手帳（療育手帳）で代用可 ⑤特別児童扶養手当振込先口座申出書 ⑥請求者（監護している方）名義の預金通帳 ⑦請求者と対象児童、同居しているご家族のマイナンバーがわかるもの

支 給 額	支 給 制 度	受 付
月額16,100円 ※支払月は2月、5月、8月、11月	①特定の施設に入所した場合は支給されません。 ②所得による制限があります。	障がい者支援課 相談チーム 浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム
月額29,590円 ※支払月は2月、5月、8月、11月	①特定の施設に入所した場合は支給されません。 ②病院等に3か月を超えて継続入院している場合は支給されません。 ③所得による制限があります。	
手当1級 月額56,800円 手当2級 月額37,830円 ※支払月は4月、8月、11月	①特定の施設に入所した場合は支給されません。 ②所得による制限があります。	

	目 的	支 給 対 象	手 続
障 害 基	①20歳前の傷病がもとで、日常生活に著しい制限を受けるような障がいの状態になった20歳以上の方に支給される。	①初診日（その障がいの原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日）が、20歳前であること。 ②障害認定日（20歳になった日または初診日から1年6か月経過した日または、それ以前に症状が固定したときはその日）において、国民年金法による障がいの程度が1級または2級の状態であること。 ③障害認定日において1級または2級の障がいの状態に該当しない場合であっても、65歳の前日までにその状態に該当したとき。	・請求書 ・マイナンバーがわかるもの ・基礎年金番号がわかるもの ・診断書（所定様式） ・病歴・就労状況等申立書 ・受診状況等証明書 ・所得証明書 ・預金通帳など
礎 年 金	②国民年金に加入中または60歳以上65歳未満における傷病がもとで日常生活に著しい制限を受けるような障がいの状態になった方に支給される。	①初診日（その障がいの原因となった傷病について初めて医師の診断を受けた日）が国民年金保険の被保険者期間中または60歳以上65歳未満で日本国内に住所があること。 ②初診日の前々月までに一定の保険料が納付または免除されていること。 ③障害認定日（初診日から1年6か月経過した日または、それ以前に症状が固定したときはその日）において、国民年金法による障がいの程度が1級または2級の状態であること。 ④障害認定日において1級または2級の障がいの状態に該当しない場合であっても、65歳の前日までにその状態に該当したとき。	・請求書 ・マイナンバーがわかるもの ・基礎年金番号がわかるもの ・診断書（所定様式） ・病歴・就労状況等申立書 ・受診状況等証明書 ・預金通帳など

支 給 額	支 給 制 限	所得制限	受 付
障害基礎年金1級 年額1,039,625円 障害基礎年金2級 年額831,700円 また、障害基礎年金の受給権発生時、受給権者によって生計を維持されている18歳到達年度の末日までにある子または、国民年金法で定める障がいの程度が1級または2級の状態にある20歳未満の子がいる場合は次の金額が加算される。 加算額 子2人目まで1人につき 年額239,300円 3人目から1人につき 年額79,800円	①国民年金法で定める障がいの状態が1級または2級の状態に該当しなくなったとき ②他の公的年金等を受けるようになったとき ③老齢基礎年金を繰上げ(60歳以上65歳未満)請求した方または65歳以上の方が障害年金の請求をする場合は一定の条件が必要。 ※他にも制限がありますので、詳しくは右記担当課までお問い合わせください。	あり (20歳前に初診日のある方の場合に限る)	国保医療年金課 国民年金 チーム 浪岡振興部 健康福祉課 国保年金 チーム
※がんや糖尿病などの内部疾患により、長期療養が必要で仕事や生活が著しく制限を受ける状態になった場合なども含まれます。 詳しくは、上記担当課までお問い合わせください。			

特別障害給付金

	目 的	支 給 対 象	手 続
特 別 障 害 給 付 金	国民年金に任意加入できる期間に傷病が発生したが、国民年金に加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障がいのある方に支給される。	(1)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 (2)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者 上記(1)(2)のいずれかに該当し、 ①初診日（傷病で初めて医師の診断を受けた日）が、任意加入していなかった期間内にあること。 ②現在、障害基礎年金1級または2級相当の障がいに該当すること。	・請求書 ・マイナンバーがわかるもの ・基礎年金番号がわかるもの ・診断書(所定様式) ・病歴・就労状況等申立書 ・受診状況等証明書 ・所得証明書 ・在学証明書 ・預金通帳など

支 給 額	支 給 制 限	所得制限	受 付
障害基礎年金 1 級 に該当する方 月額56,850円	①国民年金法で定める障 がいの状態が1級また は2級の状態に該当し なくなったとき。	あ り	国 保 医 療 年 金 課 国 民 年 金 チ ー ム
障害基礎年金 2 級 に該当する方 月額45,480円	②他の公的年金等を受け るようになったとき。 ※他にも制限があります ので、詳しくは右記担 当課までお問い合わせ ください。		浪岡振興部 健康福祉課 国 保 年 金 チ ー ム

心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が死亡したり重度障がいの状態となったとき、障がいのある方に年金を給付する、保護者の相互扶助にもとづく共済制度です。

○障がいのある方の範囲…①知的障がい者 ②身体障がい者（1級～3級まで）③精神又は身体に永続的な障がいのある方で①、②と同程度の障がいがあると認められる方

○加入できる保護者…①市内に住所を有すること ②65歳未満（年齢は毎年4月1日現在） ③特別の疾病または障がいのないこと

○掛金…2口まで加入できます。（掛金については改定されることがあります。）

加入時の年度の4月1日時点の年齢	掛金月額（1口）
35歳未満の方	9,300円
35歳以上40歳未満の方	11,400円
40歳以上45歳未満の方	14,300円
45歳以上50歳未満の方	17,300円
50歳以上55歳未満の方	18,800円
55歳以上60歳未満の方	20,700円
60歳以上65歳未満の方	23,300円

○掛金の免除…加入者が65歳以上（4月1日現在）に達し、かつ、20年以上継続加入した方

○掛金の減免…生活保護世帯（全額県負担）
市民税非課税世帯（5割県負担）
市民税均等割世帯（3割県負担）

○給付内容…①加入者が死亡または重度の障がい者になったとき、年金が支給されます。（1口加入の方月額2万円、2口加入の方月額4万円）
②1年以上加入後、障がいのある方が先に死亡した場合は弔慰金が支給されます。
③5年以上加入後、脱退したときまたは加入口数を2口から1口に減らしたときは、一時金が支給されます。

○手続…①住民票（加入者、障がいのある方等）②印かん
③口座振替希望の場合は、通帳・銀行印等
くわしくはお問い合わせください。

○受付…障がい者支援課 相談チーム ☎ 734-5319
浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム
☎ 0172-62-1113

青森公共職業安定所（ハローワーク青森）

中央2丁目10-10 ☎ 776-1561（部門コード43＃）
FAX 777-4937

障がいのある方や難病をお持ちの方の職業相談、職業紹介を行っています。また、ハローワークの紹介により障がいのある方や難病をお持ちの方を雇用した事業所には助成金制度があります。

※ハローワークインターネットサービスでは、障がい者専用求人
人の検索ができます。 <https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部 青森障害者職業センター

緑2丁目17-2 ☎ 774-7123 FAX 776-2610

<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/aomori/>

公共職業安定所（ハローワーク）や地域の関係機関と連携しながら、障がいのある方の就職や職場定着・職場復帰に向けた相談・支援を行っています。

また、障がいのある方を雇用する事業所や就労支援を行う地域の関係機関に対する支援も併せて行っています。

【職業準備支援】職業準備支援では、一人ひとりの状況に応じて個別カリキュラムを作成し、センター内で作業体験や講習を行うことで、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力、コミュニケーション能力の向上等を図るための支援を行います。終了後はハローワークによる職業紹介、ジョブコーチ支援等につなげていきます。

【ジョブコーチ支援】ジョブコーチが職場に出向いて、職場に適応できるよう直接支援を行います。

新たに就職する際の支援、就職後の職場適応のための支援を行います。ご本人に対する支援に加え、事業主や職場の従業員に対しても、障がいのある方の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務の再設計や職場環境の改善を提案します。

【リワーク支援】うつ病等により現在休職中の方に対し、復職準備のためのウォーミングアップを行います。また、事業主に対しては復職に係る助言や援助を行い、復帰が円滑に進められるよう支援します。

青森障害者就業・生活支援センターすこやか

浜館字間瀬85-1 養護老人ホーム安生園2階

☎ 764-0103 FAX 764-0104 (URL) <https://sukoyakacenter.com/>

就業（就職活動・職場定着等）と就業に伴う生活（生活習慣の形成・健康管理等）について関係機関と連携を図り一体的な支援を行います。

※電話、ファックスまたはホームページより予約をお願いします。

公共施設など利用料の減免

障がい者手帳の交付を受けている方が個人または団体で使用する場合に、施設利用料の減額または、免除になります。事前申し込みが必要な施設もありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

施 設 名	お問い合わせ先
リンクステーションホール青森	773-7300
リンクモア平安閣市民ホール	722-3770
協同組合タッケン美術展示館	773-1770
森林博物館	766-7800
ダイシンベースボールスタジアム（青森市営野球場）	744-7755
青森市宮庭球場	765-6200
盛運輸サンドーム（青森市屋内グラウンド）	729-3106
オカでんアリーナ（青森市スポーツ会館）	765-6200
大進建設スポーツ広場（青森市スポーツ広場）	764-5525
カクヒログループスーパーアリーナ（青森市総合体育館）	762-7105
青森市民室内プール	743-3440
勤労者プール	734-0163
西部市民センター内プール	788-2491
古川市民センター内プール	776-8082
荒川市民センター内トレーニングルーム	739-2343
油川市民センター内フィットネスルーム	788-1201
西部市民センター内トレーニングルーム	788-2491
元気プラザ内運動施設	718-2919
青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸	735-8150
モヤヒルズ	764-1110
青森市ふれあい農園	761-3082
浅虫海づり公園	752-2810
浅虫温泉森林公園（テニスコート）	752-2628
八甲田憩いの牧場（パターゴルフ）	728-2501
中央市民センター（プラネタリウム）	734-0164
浅虫水族館	752-3377
アスパム（青森県観光物産館）	735-5311
八甲田ロープウェー	738-0343
市内各映画館	各映画館へ
マエダアリーナ（新青森県総合運動公園）	737-0600
青森県総合運動公園	766-1241
ねぶたの家ワ・ラッセ	752-1311
県立美術館	783-3000
中世の館	0172-62-1020

施設名	お問い合わせ先
青森産業会館（青森産業展示館）	739-1811
青森市はまなす会館	738-4821
青森市西部工業団地多目的施設（三内丸山アリーナ）	761-4771
八甲田山雪中行軍遭難資料館	728-7063
健康の森花岡プラザ	0172-55-6363
あおり北のまほろば歴史館	763-5519
浪岡総合公園（浪岡野球場・浪岡陸上競技場・浪岡庭球場・浪岡相撲場）	0172-62-6116
浪岡体育館	0172-62-6116
浪岡交流センター「あびねす」	0172-88-6363

車いす対応バスについて

市営バスでは、市内各路線で車いす対応のバスを運行しています。

ご予約なしでご乗車いただけますが、車いすに対応した便や乗車可能人数に限りがあるほか、道路の形態により乗降が困難な場合には、乗車をお断りする場合もございますのであらかじめご了承ください。

なお、ご確認やご予約も可能ですので、希望される方は下記の営業所までお問い合わせください。

＜連絡先＞ ●東部営業所 ☎ 726-5443
●西部営業所 ☎ 788-2326

J R線車いすご利用のお客さまへ

列車をご利用の際には、駅係員がホームまでのご案内および列車の乗降のお手伝いをさせていただきます。スムーズにご利用いただくために関係箇所との調整が必要な場合がありますので、事前の連絡にご協力をお願いいたします。また、ご利用当日は、お時間に余裕をもってご来駅くださいますと幸いです。

新幹線または在来線特急列車の車いす対応座席をご利用される場合は、ご予約が決まり次第、みどりの窓口へ直接またはお電話でお申し込みいただき、お申し込みいただいた駅にてご乗車までにきっぷをお買い求めください。ご予約は、ご乗車1カ月前の日の10時から承ります。満席等の場合は、ご希望の列車にご乗車いただけない場合がありますので、お早めのお申し込みをお願いいたします。

また、J R東日本の新幹線を車いす対応座席でご利用になる場合、J R東日本ホームページよりWEBでのお申し込みも可能です。詳細はJ R東日本ホームページをご覧ください。(新幹線のご利用がJ R東日本の新幹線駅から出発のものに限ります。)

駅の主な設備やご利用時の案内などもJ R東日本ホームページでご案内しておりますので、ご利用前にご確認ください。

< J R東日本ホームページ (車いすをご利用のお客さまへ) >

https://www.jreast.co.jp/equipment/equipment_1/wheelchair/



< 連絡先 > J R東日本お問い合わせセンター
☎050-2016-1600 (8 : 00~21 : 00)

選挙における投票支援

選挙管理委員会では、有権者が円滑に投票できるよう、次の支援を行っています。

点字投票

目が不自由な方は、本人の申し出により、点字による投票ができます。

代理投票

投票用紙に候補者の氏名等が書けない方は、本人の申し出により、代理投票ができます。※投票所の係員が代筆します。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちで、障がいの種類と障がいの程度が一定の要件に該当する方、又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5に該当する方は、手続きをすることで、自宅
で投票できます。

詳しくは、市HP (QRコード) もしくは下記までお問合せください。



入院・入所している施設での不在者投票

県選挙管理委員会が指定している不在者投票を行うことができる施設に入院・入所し、投票所での投票ができない方は、その施設内で投票ができます。

不在者投票を行うことができる施設は、県HPで確認できます。

その他

車椅子の配備や段差がある所にスロープを設置しているほかに、つぎのものを各投票所に配置しています。

詳しくは、市HP (QRコード) もしくは下記までお問合せください。



<投票支援カード>

投票所において、投票所の係員に口頭で伝えることが難しい場合に使用するものです。

<コミュニケーションボード>

投票所内の支援内容をあらかじめイラストや文字で表したのを使って、投票所の係員に自分の意思を伝えるものです。

<投票用紙記入補助具>

投票用紙の記入する枠を分かりやすくするものです。

【お問合せ先】 青森市選挙管理委員会事務局

TEL 017-734-5822

FAX 017-734-1124

ボランティア活動

身近なところでできることを自発的に行い、社会に貢献していく活動です。社会福祉の向上を図るため一人でも多くの方の参加が望まれております。青森市ボランティアセンターでは、ボランティア活動のきっかけづくりとなる「体験ボランティア」や「青森市ボランティアポイント制度」を実施しています。

「体験ボランティア」

ボランティア活動のきっかけづくりを目的に、高齢者・障がい者（児）・児童などの施設・団体が募集している活動へ申込みことで、ボランティア活動を体験することができます。

「青森市ボランティアポイント制度」

ボランティア活動に参加するきっかけづくり、また、高齢者の方々の社会参加活動を通じた介護予防を目的に、地域福祉の担い手として、制度の対象となる高齢者支援・介護予防や障がい者支援、子育て支援、雪対策支援の地域福祉活動に参加し、ボランティアポイント手帳にスタンプを貯めることで、年間最大5,000円相当の商品券またはAOPASSポイント引換券と交換できる制度です。

あなたもボランティア活動に参加してみませんか。

<お問合せ先>

青森市ボランティアセンター（青森市社会福祉協議会内） ☎ 723-1340

<https://www.aomoricity-shakyo.or.jp/volunteer/>

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、高齢者や障がい者の福祉に関することや、子育ての悩みなどの相談に応じ、必要な支援が受けられるように行政や専門機関につなぐ活動のほか、援助を必要とする地域住民に対する声掛けや見守り、必要とするサービスについての情報提供などを行っています。

民生委員・児童委員についてのお問い合わせは

福祉政策課 社会福祉チーム

☎ 734-5314

浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム

☎ 0172-62-1113

青森市民生委員児童委員協議会

（青森市社会福祉協議会内）

☎ 723-1340



お一人での避難が困難な方へ ～避難行動要支援者避難支援制度～

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等（避難行動要支援者）に対する避難誘導等の支援を行うため、避難行動要支援者名簿を作成しています。

平常時からの情報提供に同意いただいた方については、個別避難計画等の避難行動要支援者の情報を、地域の避難支援等関係者（警察、消防、民生委員や町（内）会など）と共有し、避難支援に役立てています。

災害時の避難支援を希望し、個人情報の提供に同意されるかたは、「青森市避難行動要支援者同意確認書兼個別計画」を提出してください。

※情報提供の同意を強制するものではありません。

◆**受付窓口** 福祉政策課（駅前庁舎 4 階） ☎ 734-5314
浪岡振興部健康福祉課（浪岡庁舎 1 階）

☎ 0172-62-1174

◆**対 象 者** 青森市に居住（施設等に入所されているかたは除く）し、次のいずれかに該当するかた

対 象 区 分	
高 齢 者 等	・ 満75歳以上のかただけで構成される世帯のかた ※ 満75歳以上のかたと他の対象区分に該当するかたで構成される世帯も該当 ・ 要介護認定 3～5 のかた
障 が い 者	・ 1 級～3 級の身体障害者手帳をお持ちのかた ・ 愛護手帳（療育手帳）をお持ちのかた ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
難 病 患 者	難病患者で避難に支援が必要なかた
そ の 他	傷病者、乳幼児、妊娠婦、外国人など

制度概要の詳細や、「青森市避難行動要支援者同意確認書兼個別計画」の様式はこちら

https://www.city.aomori.aomori.jp/anzen_kinkyu/bousai_shoubou/1002623/1002632.html



児童のための福祉

医 療

区 分	内 容	手 続	受 付
医療費の助成	(1) 0歳～高校生等※までの児童の保険診療に係る医療費自己負担分を助成します。 (2) ①ひとり親家庭の父または母及びその児童、②父母のいない児童、③父または母が重度心身障がい者の家庭の障がい者ではない父または母及びその児童に対し、保険診療に係る医療費自己負担分を助成します。 ※児童が18歳に達した日以後の3月31日まで助成します。 ※父・母については医療機関ごとに1か月につき1,000円の自己負担があります。	①保険証等※ ②保護者名義の預金通帳 ③転入された方は所得課税証明書 ④転入された方は戸籍謄本（離婚の場合は離婚年月日の記載があるもの） ※(1)の方は上記①～③ (高校生等は①・②) ※(2)の方は上記①～④	国保医療年金課医療助成チーム 浪岡振興部健康福祉課国保年金チーム
	※生活保護を受給している方は対象外となります。また(2)については、一定の所得額を超えた方は対象外となります。		

※「高校生等」……高等学校在学中か否かを問わず、高等学校の就学期（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）にある者で、現に保護者に監護されている未婚の者

※「保険証等」……マイナ保険証、健康保険被保険者証（経過措置期間に限る）、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか

児 童 扶 養 手 当

支 給 対 象	父母が離婚、父または母が死亡または政令に定める障がいの状態、父または母から遺棄されている、父または母が拘禁、父または母が未婚等の場合において、18歳までの児童を監護養育している父または母もしくは父や母に代わって養育している方に支給します。
手 続	①認定請求書 ②戸籍全部事項証明書 ③請求者名義の預金通帳 ④請求者・児童の個人番号がわかるもの ⑤本人確認書類（免許証等） ※転入された場合等、①～⑤以外にも必要な場合があります。詳しくは、事前にお問い合わせください。
支 給 額	支給額は、前年の所得に応じて、児童1人目は月額46,690円～11,010円、2人目以降は、11,030円～5,520円加算されます。 ※支給額は物価スライドにより変更となる場合があります。支払い月は1月、3月、5月、7月、9月、11月です。
支 給 期 間	児童が18歳に達する年度末分まで支給します。 中程度以上の障がいをもつ児童の場合は、20歳に達した日の前日が属する月末まで支給します。
支 給 制 限	①児童が施設に入所した場合は支給されません。 ②前年の所得が一定額以上の場合や、父や母または父や母に代わって児童を養育している方や児童が公的年金を受給できる場合は、手当額の一部または全部が支給されない場合があります。 詳しくは、事前にお問い合わせください。
受 付	子育て支援課 子育て家庭支援チーム 浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム

	遺 族 基 礎 年 金
目的	国民年金の被保険者または、老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人などが死亡したときに、その人の子のある配偶者または子に支給される。
支給対象	死亡した人によって生計を維持されていた子のある配偶者、または子に支給される。ただし、死亡した人が次のいずれかの要件を満たしていること。 ①死亡日の属する月の前々月までの国民年金加入期間のうち、保険料納付済期間と免除期間等を合算した期間が$\frac{2}{3}$以上あること。 ②死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。 ③老齢基礎年金の受給権者であること。 ④老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること。 ※「子」とは18歳到達年度の末日までにある子または、国民年金法で定める障がいの程度が1級または2級の状態にある20歳未満の子。
手続	・請求書 ・請求者のマイナンバーがわかるもの ・死亡診断書 ・死亡者の年金手帳 ・請求者名義の預金通帳など
支給額	①子のある配偶者が受ける場合 年額831,700円+子の加算 ②子が受ける場合 年額831,700円（1人目）+子の加算（2人目以降） （子の加算） 1人目・2人目 各239,300円 3人目以降 各79,800円
支給制限	・子が18歳到達年度の末日を過ぎたとき、または国民年金法で定める障がいの程度が1級または2級の状態にある子が20歳に達したとき。 ※他にも制限がありますので、詳しくは下記担当課までお問い合わせください。
所得制限	あ り
受付	国保医療年金課国民年金チーム 浪岡振興部健康福祉課国保年金チーム

児 童 手 当

支給対象	18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を監護養育している方に支給します。(公務員の方は勤務先から支給されます。)
手 続	①認定請求書、②請求者(保護者)の公的医療保険の被保険者であることを証するもの(マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」、健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか1点)※3歳未満の児童がいる場合のみ必要※国保又はどなたかの被扶養の場合は不要、③請求者(保護者)名義の預金通帳、④請求者(保護者)・配偶者の個人番号(通知)カード、⑤申請者の本人確認書類(個人番号カード、免許証等) ※別居している児童を監護養育している場合や18歳年度末以降22歳年度末までの子を含めた児童の合計人数が3人以上の場合等、①～⑤以外にも必要な場合があります。詳しくは、事前にお問い合わせください。
支給月額	・3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳～高校生 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円 【第3子以降(多子加算)のカウント方法】 18歳到達後の最初の年度末までの児童に加え、児童手当受給者に経済的な負担などがある18歳年度末以降～22歳年度末までの子をカウント
支給期間	児童が18歳に達する年度末分まで支給します。
受 付	子育て支援課 子育て家庭支援チーム 浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム

税制支援（控除等）

区 分	内 容	手 続	受 付
所 得 税	ひとり親控除 現在、婚姻していない方または配偶者の生死が明らかでない一定の方のうち次に掲げる要件を満たす方について35万円を所得から控除。 イ その方と生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下の子（他の方の同一生計配偶者又は扶養親族とされている方を除く※）がいること。 ロ 合計所得金額が500万円以下であること。 ハ その方と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方（住民票に一定の記載がされた方）がいないこと。	給与所得者は給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に必要事項を記載して勤務先へ提出 確定申告で控除を受ける方は、必要事項を記載して税務署へ申告。	青森税務署 776-4241
市・県民税	① ひとり親の方の前年の合計所得金額が135万円以下の場合には非課税 ② ひとり親控除 30万円を控除 (要件は所得税と同じ)	市民税課へ申告する。(事業所で年末調整されたとき、または税務署で申告した時は不要)	市民税課 734-5193

○これまでの寡婦（寡夫）控除が、ひとり親を除く「寡婦控除」と、婚姻歴・性別を問わない「ひとり親控除」に改定されました。令和2年分所得税、令和3年度市・県民税から適用を受けることができます。

○ひとり親の要件に該当するかどうかは、所得税はその年の12月31日（対象の方がその年の途中で亡くなった場合は、その亡くなった時）の現況、市・県民税は前年12月31日（対象の方がその年の途中で亡くなった場合は、その亡くなった時）の現況によって判定します。

※ 扶養が重複しないようご注意ください。

保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業所

保護者の就労や病気などの理由によって、家庭で乳幼児の保育ができない場合に、保護者にかわって保育する施設で、現在、市内には48か所の保育所、51か所の認定こども園、8か所の地域型保育事業所があります。(P113～116をご参照ください。)

○保育料 その家庭の課税状況等によって決定されます。

○受付 子育て支援課 入所支援チーム ☎ 734-5330

浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム

☎ 0172-62-1113

病児一時保育

お子さんが病気の際に、保護者が就労等の理由で自宅での保育ができない場合に、一時的にお子さんをお預かりします。

○対象児 0歳～小学校3年生

○利用時間 8:00～18:00 (日曜、祝日、年末年始休み)

○料金 (1日当たり) 1,200円 (食事代350円込み)

○開設場所 ◎青森市病児一時保育所

古川2丁目3-13(2階) ☎ 777-0987(要予約)

◎蛸貝保育園

青柳1丁目8-28 ☎ 752-0958(要予約)

◎こども園 青い鳥

油川字岡田20-2 ☎ 788-0377(要予約)

◎こども園 瑞穂

浪岡女鹿沢字稲本85 ☎ 0172-62-7350(要予約)

あおもり親子はぐくみプラザ－プレイルーム－

親子交流の場の提供や育児講座、子育て相談等を行います。

○開設場所 佃2丁目19-13 元気プラザ内

☎ 718-2975

○開設時間 8:30～18:00

○休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

つどいの広場 -さんぽぽ-

0歳から3歳までのお子さんとその保護者を対象に、親子交流や子育て相談等を行います。

○開設場所 市役所駅前庁舎2階

☎ 721-4005

○開設時間 平日 9:00~18:00 土・日・祝日 9:00~17:00

○休館日 年末年始(12月29日~1月3日)

児童館等

18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と、地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とした施設で、市内に21か所あります。(P122をご参照ください。)

放課後児童会

昼間就労等で保護者のいない小学校1年生から6年生までの児童を対象に、遊びを主とする集団活動を通じ、心身の健全な発達を促す放課後児童会を市内50か所で開設しています。

開設場所(令和7年6月現在)

小学校	浪打、佃、合浦、堤、真町、橋本、浦町、長島、古川、甲田、千刈、篠田、沖館、油川、三内、金沢、荒川、東陽、原別、筒井、横内、新城、小柳、泉川、浪館、幸畑、大野、戸山西、筒井南、新城中央、三内西、浪岡南、浪岡北
小学校外	造道小学校区 貸店舗、小和田貸事務所、造道福祉館
	堤小学校区 サンライズ勝田公園、オフィス・ワダC号室
	篠田小学校区 旧仙建工業㈱盛岡支店青森営業所
	沖館小学校区 沖館市民センター
	金沢小学校区 貸事務所
	浜館小学校区 浜館田屋敷市民館
	新城小学校区 ブランドールヒルズA号
	浜田小学校区 浜田放課後児童会専用施設
	泉川小学校区 大野鳴滝貸事務所
	大野小学校区 大野保育園、久我貸店舗
	筒井南小学校区 中央市民センター中筒井分館
	三内西小学校区 ハッピービル
	浪岡北小学校区 旧大栄小学校

母子生活支援施設(すみれ寮)

18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて、自立へ向けた生活を支援する施設です。

<お問い合わせ先>

子育て支援課 子育て家庭支援チーム ☎ 734-5334

母子父子寡婦福祉資金

母子家庭や父子家庭、寡婦の方の経済的自立と、子どもの健やかな成長を目的とした貸付制度です。

○資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金

※詳しくは、事前にお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

子育て支援課 子育て家庭支援チーム ☎ 734-5334

母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子家庭の母、父子家庭の父等の自立に必要な情報提供や相談指導及び、職業能力の向上・求職活動に関する支援を行っています。

＜お問い合わせ先＞ ひとり親家庭等就業・自立支援センター
母子・父子自立支援員 ☎ 734-5817

児童虐待に関する相談

児童虐待かもしれないと思ったら、すぐにお電話ください。

＜お問い合わせ先＞ あおもり親子はぐくみプラザ
☎ 718-2976

地域子育て支援センター

0歳から3歳までのお子さんとその保護者を対象に親子交流の場の提供や子育て相談、育児講座を行います。

活動内容については、下記にお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電 話
地域子育て支援センター ねむのき保育園	篠田1丁目21-8	781-2130
地域子育て支援センター ひまわり保育園	里見1丁目5-25	783-5105
地域子育て支援センター 和幸保育園	新町2丁目6-13 ボレスター新町プレミアムステージ1階	090-3371-1924
地域子育て支援センター 佃保育園	南佃1丁目6-9	744-4192
地域子育て支援センター あさひ保育園	岡造道2丁目4-40	744-5134
地域子育て支援センター認定こども園 しらゆり保育園	浪岡福田1丁目9-6	0172-62-7660
あおもり親子はぐくみプラザ	佃2丁目19-13	718-2975

青森市ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、地域の子育て支援を行うことを目的に、子どもを預けたい人（利用会員）と預かる人（サポート会員）のネットワークを作り、保育所等の送迎やその後の預かり、病児・病後児の預かりなど、会員同士が子育てを助け合う組織です。

ご利用にあたっては、事前の会員登録（無料）が必要です。

【サポートの主な内容】

- ・ 保育所等の開始前、終了後の預かり
- ・ 保育所等までの送迎
- ・ 買い物等外出の際の預かり
- ・ 急な残業、出張等の際の宿泊を伴う預かり
- ・ 病児・病後児の預かり など

【登録要件】

利 用 会 員：おおむね生後6か月から小学校6年生までのお子さんをお持ちの市内に在住または勤務されている方

サポート会員：市内に在住の20歳以上で、センターが指定する講習を受講した方

【利用料金】

時 間 帯	基 本		病児・病後児預かり	
	1 時間	30分	1 時間	30分
①昼間（7：00～19：00）	550円	280円	700円	350円
②早朝・深夜（上記以外の時間）	650円	330円	800円	400円
③宿泊（1泊あたり）	6,500円		8,000円	

<登録・お問い合わせ先>

青森市ファミリー・サポート・センター（青森県保育連合会事務所内）

☎ 0120-916-800（フリーダイヤル）

【月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：00】

子どもの権利相談センター

いじめ、体罰、友達のこと、家族のことなど、子ども（原則として18歳未満）の権利侵害に関することであれば、どなたでも相談できます。

○受付時間 原則、月～金 10：00～18：00（祝日、年末年始を除く）

○相談方法 ①窓口相談：駅前庁舎3階 みんなをむすぶ こども・若者政策課内

②電話：0120-370-642

③ファックス：763-5678

④メール：ao-kodomokenri@city.aomori.
aomori.jp

⑤手紙：〒030-0801 青森市新町1丁目3-7
子どもの権利相談センター宛て

※相談の申込はこちらからもできます。



<お問い合わせ先>

こども・若者政策課 こども未来チーム ☎ 734-5320

子どもの居場所づくり・学習応援事業

市内中心部の会場で、居場所づくりとして、交流の場、相談の場及び自由な活動の場を提供するとともに、学習応援を実施しています。

○対象 ひとり親家庭等、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学生

○開設日時 毎週月～金曜日の16：30～19：30（土、日、祝日、年末年始を除く）

<お問い合わせ先>

こども・若者政策課 こども未来チーム ☎ 734-5320

脳性まひのお子様とご家族の皆様へ

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

この制度は2009年に創設され、(公財)日本医療機能評価機構により運営されています。

<補償金>

補償の対象に認定された場合、一時金と分割金をあわせ総額3,000万円の補償金が支払われます。

<補償の対象>

次の①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります。
なお、お子様の出生年によって基準が一部異なります。

	2015年1月1日から2021年12月31日 までに出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に 出生したお子様の場合
①	在胎週数が <u>32週以上</u> で 出生体重が <u>1,400g以上</u> 、 または 在胎週数が <u>28週以上</u> で <u>所定の要件を満たすこと</u>	在胎週数が <u>28週以上</u> で あること
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること	
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること	

※補償申請ができる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

※詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ (<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>) をご参照ください。

公益財団法人日本医療機能評価機構
産科医療補償制度専用コールセンター

☎ 0120-330-637 (土日祝・年末年始を除く)

産科医療特別給付事業

産科医療特別給付事業は、2021年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等のうち、2022年1月改訂基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的としています。

	給付の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、給付対象となります)		給付 内容
①	2009年1月1日から2014年12月31 までに出生したお子様の場合	2015年1月1日から2021年12月31 までに出生したお子様の場合	1,200 万円 (一括)
	在胎週数が <u>28週以上33週未満</u> であること または 在胎週数が <u>33週以上かつ2,000g未満</u> であること	在胎週数が <u>28週以上32週未満</u> であること または 在胎週数が <u>32週以上かつ1,400g未満</u> であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること		

※給付申請ができる期間は、2025年1月10日～2029年12月31日です。

※産科医療補償制度に未申請のお子様も申請できます。

※詳細は下記お問合せ先にご照会いただくか、もしくは産科医療特別給付事業ホームページ（<https://www.sanka-kyufu.jcqh.or.jp/>）をご参照ください。

<お問い合わせ先>

公益財団法人 日本医療機能評価機構
産科医療特別給付事業専用コールセンター

☎ 0120-299-056（フリーダイヤル）

【受付時間：午前9時半～午後5時（土日祝日・年末年始除く）】

産科医療補償制度

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに保証するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供するなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

	補償の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります)		保証 内容
①	2015年1月1日から2021年12月31 までに出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に 出生したお子様の場合	総額 3,000 万円
	在胎週数が <u>32週以上</u> で 出生体重が <u>1,400g以上</u> または 在胎週数が <u>28週以上で所定の要件を満たすこと</u>	在胎週数が <u>28週以上</u> であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③	身体障害者障害程度等級 1 または 2 級相当の脳性まひであること		

※補償申請ができる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

※詳細は下記お問合せ先にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ (<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>) をご参照ください。

＜お問い合わせ先＞

公益財団法人 日本医療機能評価機構
産科医療補償制度専用コールセンター
☎ 0120-330-637 (フリーダイヤル)

【受付時間：午前9時半～午後5時（土日祝日・年末年始除く）】

高齢者のための福祉

相談窓口

●青森市地域包括支援センター

内 容	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、高齢者の生活を総合的に支えていくために市が設置している、地域の高齢者相談の窓口です。相談は、高齢者本人だけでなく、ご家族や近隣に暮らす方なども利用できます。 青森市地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等、専門職が互いに連携をとりながら、チームとして総合的に皆さんを支えます。 具体的な業務としては、 ○介護、健康、医療、福祉等の相談に総合的に応じます。 ○自立した生活ができるように介護予防を支援します。 ○権利擁護、虐待の早期発見・防止等高齢者の権利を守ります。 ○地域の様々な関係機関と協力しながら、暮らしやすい地域づくりを進めます。
----------------	---

連絡先	電話等で直接ご相談ください。 P 127～128をご参照ください。
------------	---

●在宅介護支援センター（青森市地域包括支援センター協力機関）

内 容	在宅での介護や福祉サービスに関する相談窓口であり、青森市地域包括支援センターにつなげる役割も担っています。その他、地域の実態把握、関係機関等との調整、ネットワークづくり等の取組を行っています。
----------------	---

連絡先	電話等で直接ご相談ください。 P 129をご参照ください。
------------	---

サービス内容

区 分	内 容	申 請	受付
介護予防活動の支援	各地域で介護予防出前講座を開催するほか、地域団体等が自主的・継続的にロコモ予防体操やフレイル予防等に取り組めるようサポートします。	各青森市地域包括支援センターまたは在宅介護支援センターへお問い合わせください。 P 127～129をご参照ください。	
地域のつどい	各地区社会福祉協議会で、高齢者等が地域で活動するつどいの場づくり等を進めています。	高齢者支援課または青森市社会福祉協議会（☎ 723-1340）。	
まちなかいきいきサロン	高齢者等が地区に関わらず参加ができるつどいの場づくりを進めています。	高齢者支援課へお問い合わせください。	
健康農園及び健康講座	農作業体験と体力づくり等の健康講座を組み合わせた取組を行います。雲谷地区に農園を開設しています。（1区画約10坪）	青森市シルバー人材センターへお問い合わせください。 ☎ 773-3604	
認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成しています。町（内）会、職場等からの開催依頼により専門の研修を修了した講師（キャラバン・メイト）を派遣します。	電話等で直接ご相談ください。	高齢者支援課 地域包括支援センター 基幹型
事前登録及びみまもりシールの配付	帰宅困難となるおそれのある高齢者等の情報を事前に登録し、警察や青森市地域包括支援センターと共有します。事前登録した方には、みまもりシールをお渡しします。	電話等で直接ご相談ください。	高齢者支援課 浪岡振興部健康福祉課 介護予防・生活支援チーム、介護保険チーム

区 分	内 容	申 請	受 付
虐待等の緊急避難によるショートステイ	65歳以上の高齢者で虐待等の理由により、その家庭において適切な支援を受けることができない場合に養護老人ホーム等へ緊急的に避難させるとともに、体調管理や自立へ向けた生活習慣等の指導を行います。 利用は、1回につき10日以内 利用料金 食費、滞在費等の費用負担あり ※介護保険の認定を受けていない方が対象となります。	①申請書 ②所定の診断書	高齢者支援課 基幹型地域包括支援センター
養護老人ホームの入所	65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済上の理由（生計中心者が市民税の所得割を課税されていない世帯）により、居宅において養護を受けることが困難な方が入所できます。 なお、入所には審査判定が必要です。 ※収入に応じて、本人及び扶養義務者に費用負担あり	事前調査が必要ですので、ご相談ください。	高齢者支援課
障害者控除対象者認定書の交付	障がい者手帳（身体障害者手帳や精神障害者手帳など）の交付を受けていなくても、介護認定の内容によって、障がい者手帳を持っている人と同等に所得税・住民税の障害者控除を受けることができます。 ※「障害者控除対象者認定書」は、障がい者を対象としたその他の制度やサービスの対象となることを証明するものではありません。 ※対象者は以下の要件のすべてを満たす方です。 ①満65歳以上の方 ②介護保険の要介護1～5に認定された方 ③本人あるいは扶養者に納付すべき所得税か、課税されるべき市県民税の所得割額がある方 ※障がい者手帳をお持ちの方は、手帳の提示により障害者控除の適用を受けてください。	介護保険の要介護認定決定通知書送付の際に、「障害者控除対象者認定書」を同封しているため申請不要。 再発行の際は、 ①介護保険被保険者証	高齢福祉総務チーム・浪岡振興部 健康福祉課 介護保険チーム

区 分	内 容	申 請	受付
緊急通報装置の設置	65歳以上の一人暮らしの高齢者等に緊急通報装置を設置します。 ※市民税非課税世帯のみ。借家・借間に設置する場合は貸主の許可が必要。 【利用料金】 ・青森県社会福祉協議会 月額1,000円（緊急時にかけつける協力員必要） ・民間業者 月額2,530円（協力員不要） 生活保護受給者は無料。	①申請書	高齢者支援課
介護 支 給 金 給 支	在宅要介護者を日常的に介護している家族の方に慰労金を支給します。 【支給要件】 ①市税に未納の額がないことまたは次に掲げる要件に該当すること。 ・前々年度までに納期限が到来している市税に未納の額がないこと。 ・前年度以降に納期限が到来している市税について、市に対し分割納付の誓約をし、分割納付計画に定められた納期限までに分割納付していること。 ・分割納付の履行を怠ったことがないこと。 ②市民税非課税世帯の方 ③下記のすべての要件に該当する高齢者等を介護している方 ・基準日以前に1年以上、市内に継続して住所を有している方 ・要介護3～5、または要介護2で主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上に該当する方 ・市民税非課税世帯に属する方 ・基準日以前1年間介護保険のサービス（通算1週間以内のショートステイを除く）を受けなかった方 ・介護保険料に滞納の額がない方 【支給額】 要介護4・5の方を介護している家族 年額10万円 要介護2・3の方または、要介護2・3と要介護4・5が混在している方を介護している家族 年額2万円 ※基準日は10月1日	①申請書 ②通帳の写し ③在宅要介護者の介護保険被保険者証 ④納税証明書または市税の納付状況の確認に係る同意書	高齢福祉総務チーム・浪岡振興部 健康福祉課 介護保険チーム

区 分	内 容	申 請	受付
訪問理美容サービス	在宅で65歳以上の高齢者（要介護4・5）または40歳以上の方で要介護3以上の認知症のため外出して理美容サービスを受けることが出来ない方に対し、理美容師が自宅へ訪問し理美容サービスを行います。利用回数は年4回以内（申請した月により回数が異なります。） ※前年度市民税非課税の方のみ 利用料金 1回1,000円	①申請書 ②介護保険被保険者証	高齢者支援課 高齢福祉総務チーム・浪岡振興部 健康福祉課 介護保険チーム
紙おむつの支給	在宅で40歳以上の紙おむつを常時必要とする要介護者（要介護4・5または常時失禁状態にある要介護3）に対し、紙おむつを支給します。 支給は偶数月に2か月分配達（初回が奇数月の場合は1か月分配達） ※前年度市民税非課税・介護保険料に滞納のない方のみ ※生活保護受給中の方は該当になりません。 ※タイプやサイズの変更連絡は配達月の前月までにご連絡ください。		
配食サービス	65歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯、若しくは高齢者と障がい者のみの世帯で加齢・心身の障がい及び傷病等の理由により、食事の準備が困難である方に対して、給食（夕食）を配達し、安否確認を行います。 利用回数 週2回まで 利用料金 1回350円 ※前年度市民税非課税世帯のみ	①申請書 ※青森市地域包括支援センター・在宅介護支援センター、担当ケアマネジャー等を経由して提出 P127～129をご参照ください。	

区 分	内 容	申 請	受付
高齢者福祉 乗 車 証 「いき・粋 乗 車 証」 の 交 付	市内に住む満70歳以上の高齢者の方に市営バス（青森市市バスを含む）を低料金で利用できる福祉乗車証を交付します。なお、初めて交付申請される方は誕生日の前日から手続きできます。 ※介護保険の保険料段階に応じて交付手数料1,000円がかかります。 ○ワンコイン制度・・・乗車1回につき100円を支払う制度（福祉乗車証が必要） ○フリーパス制度・・・頻繁にバスを利用する方のための1か月当たり1,100円で期間内何度でも乗車可能な制度（福祉乗車証が必要） ※いき粋乗車証のサービスをAOPASSでご利用いただくには、市営バス営業所等での手続きが必要です。詳しくは、東部営業所へ (017-726-5443)	①本人の名前、生年月日、住所が確認できる健康保険証等 ②顔写真1枚 (タテ3cm×ヨコ2.4cm、無帽、背景なし、6ヶ月以内のもの) ※代理申請不可	高齢者支援課 高齢福祉総務チーム・浪岡振興部 健康福祉課 介護保険チーム
はり・きゅう・ マッサージ 施 術 料 助 成	70歳以上の高齢者に対して、はり・きゅう・マッサージの施術料の一部を助成する受療券を交付します。(助成額は施術ごとに1,000円) 交付枚数 年間10枚まで(申請した月により枚数が異なります。) ※医療に関する保険給付制度等による療養の給付等の適用となる施術の場合には利用できません。 ※前年度市民税非課税の方のみ	①申請書 ②保険証等の身分証明書 ※申請は右記受付のほか、各支所でも受付します。(4月第1週目を除く)	
老人クラブ 補 助 金 の 交 付	社会奉仕活動、教養講座開催及び健康増進などの事業を実施する単位老人クラブへ補助金を交付します。 補助金額 1か月3,880円×活動月数	①申請書	

区 分	内 容	申 請	受付
訪問歯科健康診断サービス	在宅で65歳以上の高齢者（要介護4・5）または40歳以上で認知症のため外出が困難な要介護3～5の方に対して、歯科医師が自宅を訪問して口腔内診査などの歯科健康診査を行います。 ※利用回数 年1回 ※利用料金 無料	①申請書	高齢者支援課 高齢福祉総務チーム・浪岡振興部健康福祉課 介護保険チーム
高齢者等の屋根の雪下ろし費用助成	高齢者のみの世帯、障がいのあるかたのみの世帯、母子世帯で要件に該当する世帯を対象に、屋根の雪下ろしのため、業者等に支払った費用の一部を助成します。 対象者は、下記の(1)～(3)の要件全てに該当するかた (1)①～③いずれかに該当するかた ①65歳以上のかたのみの世帯（年齢は令和8年3月31日現在） ②身体障がい者手帳1・2・3級（3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る）、愛護手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級のかたの世帯 ③18歳以下の児童がいる母子世帯 (2)市内に住所を有し、一戸建て住宅（自己所有）に居住 (3)同一建物の居住者全員が令和7年度住民税非課税 助成額は、屋根の雪下ろし費用の2分の1（上限額は1シーズンにつき25,000円）、上限額に達するまで申請可能 ※市が豪雪対策本部を設置した場合は、上限額や助成対象を拡充します。 制度詳細はお問合せください。	①事前登録申請書 ※業者等による屋根の雪下ろし前に事前登録が必要です。	福祉部福祉政策課総務企画チーム・浪岡振興部健康福祉課介護保険チーム

区 分	内 容	申 請	受付
福祉の雪対策事業	青森地区において、各地区福祉協議会が、地域住民による除雪協力者を募って間口除雪を実施します。 対象者は、下記(1)～(4)の要件全てに該当するかた (1)①75歳以上のかたのみの世帯 (年齢は令和8年3月31日現在) ②身体障がい者手帳1・2・3級(3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る)、愛護手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級のかたの世帯 ③要介護3～5認定のかたのみの世帯 (2)市内に住所を有し、一戸建て住宅(自己所有)に居住 (3)世帯全員が令和7年度住民税非課税 (4)居住または隣接する町会に3親等以内の親族が居住していないこと	居住の地区社会福祉協議会または、 青森市社会福祉協議会 (017-723-1340) へ ※ボランティアの確保状況により実施できない場合があります。	
屋根の雪下ろし奉仕活動	青森地区において、青森市社会福祉協議会が企業等のボランティアの協力を得て屋根の雪下ろしを実施します。 対象者は、下記の(1)～(4)の要件全てに該当するかた (1)①65歳以上のかたのみの世帯 (年齢は令和8年3月31日現在) ②身体障がい者手帳1・2・3級(3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る) ③18歳以下の児童がいる母子世帯 (2)市内に住所を有し、一戸建て住宅(自己所有)に居住 (3)低所得 (4)市内に親族が居住していないこと	担当地区の民生委員または、 青森市社会福祉協議会 (017-723-1340) へ ※ボランティアの確保状況により実施できない場合があります。	

後期高齢者医療制度について

●後期高齢者医療制度の対象者

75歳以上の方および65～75歳未満で一定の障がいの有し認定を受けている方が対象となります。

これから75歳となる方は、75歳の誕生日から、65～75歳未満で一定の障がい有している方は認定された日から対象となります。

区 分		内 容	申 請	受付
後 期 高 齢 者 医 療	後期高齢者医療限度額適用標準負担額減額認定及び限度額適用認定について	医療機関の窓口マイナ保険証または限度額区分を記載した資格確認書を提示することで、医療費の請求が自己負担限度額までとなります。また、市民税非課税世帯の方については、食事代が減額されます。 マイナ保険証をご利用のかたは、申請手続は不要です。 マイナ保険証をお持ちでないかたには、申請により、限度額区分を記載した資格確認書を交付します。 ※自己負担限度額には、部屋代・食事代・寝巻代など医療保険適用外の料金は含みませんのでご注意ください。	①後期高齢者医療資格確認書 ②マイナナンバーがわかるもの	国保医療年金課 浪岡振興部 健康福祉課 国保給付チーム・国保資格チーム 国保年金チーム
	治療用装具にかかる療養費の支給について	保険医が治療上必要と認めた場合、治療用装具に要した費用について療養費が支給されます。	①後期高齢者医療資格確認書 ②診断書 ③領収書 ④本人名義の預金通帳 ⑤マイナナンバーがわかるもの	
	次のような場合は届出を	1. 交通事故などにあったとき 2. 市内で住居地を変更したとき 3. 死亡したとき 4. 他の市町村・区に転出するとき 5. 生活保護を受けるようになり医療保険の加入資格を失ったとき 6. 後期高齢者医療被保険者証を紛失または汚損したとき	①後期高齢者医療資格確認書 ②マイナナンバーがわかるもの	

区 分		内 容		申 請	受付	
後 期 高 齢 者 医 療	後期高齢者医療高額療養費制度	1 か月の間に、保険医療機関等の窓口で支払った医療費の合計が下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分の払い戻しが受けられます。ただし、75歳になった月の限度額は、下表の限度額の2分の1になります。		①後期高齢者医療資格確認書 ②受診した方の預金通帳 ③マイナンバーがわかるもの	国保医療年金課 国保給付チーム・浪岡振興部 健康福祉課 国保年金チーム	
		区 分	外来 (個人単位/月)	外来+入院 (世帯単位/月)		
	現役並み所得者	Ⅲ	252,600円+〔(総医療費-842,000円)×1%〕 (140,100円)			
		Ⅱ	167,400円+〔(総医療費-558,000円)×1%〕 (93,000円)			
		Ⅰ	80,100円+〔(総医療費-267,000円)×1%〕 (44,400円)			
	一般Ⅱ	18,000円 【※年間144,000円上限】	57,600円 (44,400円)			
	一般Ⅰ	18,000円 【※年間144,000円上限】	57,600円 (44,400円)			
	低所得者	Ⅱ	8,000円	24,600円		
		Ⅰ	8,000円	15,000円		
		※【Ⅲ】内は、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額の合計額の限度額となります。				
	※(Ⅱ)内は、当月を含む過去1年間で4回以上高額療養費の支給該当となる場合、4回目以降の限度額です。					
	※低所得者Ⅱとは、世帯主および世帯全員が市民税非課税世帯である方					
	※低所得者Ⅰとは、世帯主および世帯全員が市民税非課税で、かつ世帯員全員について所得区分ごとの所得金額がいずれも0円である場合。ただし、年金収入は806,700円以下					
	※一般Ⅱは令和7年9月30日までの間、18,000円または(6,000円+(総医療費-30,000円)×10%)の低い方を適用					

シルバー人材センター

これまでの経験、能力を活かして、生きがいや健康保持のため
会員として働いてみませんか。

- 入会の資格 原則60歳以上の健康で働く意欲のある方
- 説明会 申込等、詳細についてはお問い合わせください。

青森地区 毎週水曜日13：30～15：00（要電話予約、途中参加不可）

（公財）青森市シルバー人材センター ☎773-3604

青森市本町4丁目1-3 青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）2階

浪岡地区 月～金曜日9：00～15：00（随時受付）

（公財）青森市シルバー人材センター浪岡支所 ☎0172-62-9178

青森市浪岡大字浪岡字稲村274 浪岡総合保健福祉センター2階

ホームページ <https://www.webkic.co.jp/aomorisc/>



高齢者虐待に関する相談

地域にお住まいの高齢者に不自然なけがやあざがある、年金等の収入があるのにお金がない、自宅に帰りたくないと訴えるなど、
高齢者虐待かもしれないと思ったら、ご相談ください。

【連絡先】

- ・お住まいの地区を担当する青森市地域包括支援センター（⇒P124～126）
- ・青森市基幹型地域包括支援センター（高齢者支援課内）☎734-5206
- ・浪岡振興部 健康福祉課 介護保険チーム ☎0172-62-1134

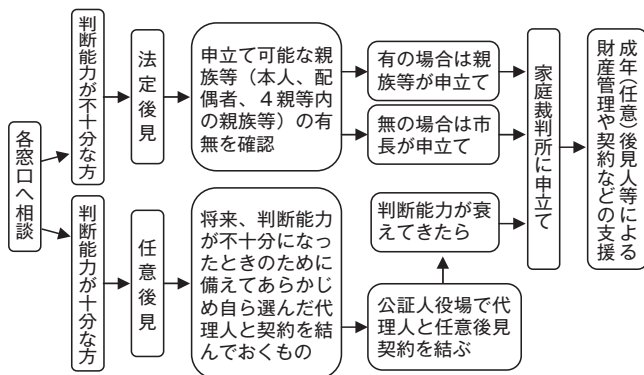
浪岡地区在住者のみのサービス

区 分	内 容	申 請	受付
冬 期 除 雪 サ ー ビ ス	玄関から公道までの歩く道の除雪を援助します。65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、独力で除雪することが困難な世帯（市民税非課税世帯で、除雪を援助する親族が浪岡地区内に居住していない世帯） ※市税に滞納がある場合は、利用できません。ただし、分割納付をしている世帯や青森市豪雪対策本部が設置された場合は利用できます。 1 時間 200円	①申請書	浪岡振興部 健康福祉課 介護保険 チ ャーム

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があります。また、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

○相談から利用までの流れ



○家庭裁判所への申立て

家庭裁判所に後見・保佐・補助の開始の審判の申立てをして、家庭裁判所の審判手続に入ることになります。

- ・後見 判断能力が欠けているのが通常の状態の方を対象
- ・保佐 判断能力が著しく不十分な方を対象
- ・補助 判断能力が不十分な方を対象
- * 申立権者 本人、配偶者、4親等内の親族等のほか、身寄りのない場合等当事者による申立てが期待できず本人の福祉を図るために特に必要と認める場合は市長等に申立権が付与されています。

裁判所ウェブサイト <https://www.courts.go.jp/saiban/>
(後見ポータルサイト) [koukenp/index.html](https://www.courts.go.jp/koukenp/index.html)

＜お問合せ先＞

青森家庭裁判所 3階 書記官室 家事係
青森市長島1丁目3-26 ☎ 722-5645
青森家庭裁判所弘前支部 1階 家裁書記官室
弘前市下白銀町7 ☎ 0172-32-4371

●成年後見制度利用支援事業

- ① 身寄りのない認知症高齢者等の財産管理や身上監護のため、市が申立人となり、成年後見制度の円滑な利用を支援します。
 - ・対象 判断能力が不十分な認知症高齢者、知的・精神に障がいのある方で、4親等内の親族の申立てが期待できない方
- ② 後見人等に対する報酬と青森市が申立てを行う後見等開始の申立てに要する費用を助成します。
 - ・対象 生活保護受給者またはそれに準ずると認められた方等

◆成年後見制度についてお知りになりたい方、日常生活に不安のある方は、まずはお相談ください。

【お近くの相談窓口】

- ・障がいのある方：委託相談支援事業所（⇒P 89）
- ・高齢者の方：青森市地域包括支援センター（⇒P 124～126）

＜お問合せ先＞

障がい者支援課 基幹相談支援チーム	☎ 718-1076
高齢者支援課 高齢福祉総務チーム	☎ 734-5326
浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム	☎ 0172-62-1113
介護保険チーム	☎ 0172-62-1134

日常生活自立支援事業

みなさんの暮らしの『あんしん』をお手伝いします

- ◆福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない方
 - ◆銀行に行ってお金を下ろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい方
 - ◆毎日の暮らしのなかにいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんある方
- このような場合に、福祉サービスの利用手続きや、日常的金銭管理などのお手伝いをします。

自分ひとりで契約等の判断することが不安な方などが利用できます

- ◆認知症高齢者・知的障がい・精神障がい等のある方で、判断能力に不安のある方

※認知症の診断を受けている方や障がい者手帳を持っている方に限られるものではありません。

サービス内容

①福祉サービスの利用援助

福祉サービスを利用する際の手続きなどをお手伝いします。

②日常的金銭管理サービス

福祉サービスの利用料金の支払いや手続き及び、福祉サービスの利用に伴う預貯金の出し入れなど、利用者の日常的金銭管理の支援を行います。

③書類等の預かりサービス

個人で保管できない方の日常的に使う預金通帳や銀行印等のお預かりのお手伝いをします。

※日常的に使わない書類等（年金証書・権利書・印鑑登録カード・障がい者手帳…）のお預かりの場合は、貸金庫の利用をしていただきます。貸金庫利用料は、月額500円です。

※「日常的金銭管理サービス」「書類等の預かりサービス」のみのご利用はできません。

利 用 料

福祉サービス利用援助サービス、書類等の預かりサービスはご本人との契約によりサービスを提供いたします。

契約後のサービス提供に際しては下記の利用料がかかります。

援 助 内 容	料 金
福祉サービス利用援助	福祉サービスに関する各種手続き
日常的金銭管理サービス	受領・支払い手続き等の生活費を適正に使用していただくためのお手伝い
書類等の預かりサービス	日常的に使う預金通帳等の保管
書類等の預かりサービス (貸金庫利用)	日常的に使わない書類等の保管

1回の支援につき…
1,500円

※生活保護を受けている方は、利用料負担はありません。

※貸金庫とは、あっぷるハートあおもりが契約している金融機関の貸金庫です。

お手伝いできないこと

- ◆買い物や通院等の付き添い
- ◆身元引受人や保証人になること
- ◆宝石や貴金属等のお預かり
- ◆預かっている定期預金等の運用や満期日のお知らせ
- ◆福祉サービスの利用における申し込み等の代理契約
- ◆医療行為を受ける際の同意書や居宅サービス計画書等へのサイン
- ◆死後の払い戻しや各種支払い、葬祭の執行
- ◆債務整理（債務返済の計画作成、債権者との交渉等）
- ◆法律行為（相続や不動産の処分等）

まず、青森市社会福祉協議会にご相談ください
そこから手続きがスタートします

青森市社会福祉協議会 ☎ 723-1340

介護保険の概要

介護保険のサービスには、「介護給付及び介護予防給付」と「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」のサービスがあります。

■介護給付及び介護予防給付のサービス

◎サービスを利用できる方

介護給付サービスや介護予防給付サービスを利用しようとするときは、要介護・要支援認定の申請を行い、「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

- ①第1号被保険者（65歳以上の方）のうち、原因を問わず、日常生活を送るために介護や支援が必要であると認定された方
- ②第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険に加入している方）のうち、老化に伴う病気（下記の特定期疾病を参照）が原因で、日常生活を送るために介護や支援が必要であると認定された方

※特定疾病

●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症
 ●多系統萎縮症 ●初老期における認知症 ●早老症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患（外傷性除く） ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●閉塞性動脈硬化症 ●関節リウマチ ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ●がん（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

◎サービス内容

サービスの種類		対 象 者	サービスの内容
在宅サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）	要介護1～5	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、日常生活の介護や家事の援助などをします。
	訪問入浴介護	要介護1～5	浴槽を積んだ訪問入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介護をします。
	介護予防訪問入浴介護	要支援1・2	

サービスの種類		対 象 者	サービスの内容
在宅サービス	訪問看護	要介護１～５	医師の指示により、看護師などが家庭を訪問し、療養上の世話や必要な看護、指導をします。
	介護予防訪問看護	要支援１・２	
	訪問リハビリテーション	要介護１～５	医師の指示により、リハビリの専門家が家庭を訪問し、必要な機能訓練や指導をします。
	介護予防訪問リハビリテーション	要支援１・２	
	居宅療養管理指導	要介護１～５	医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導をします。
	介護予防居宅療養管理指導	要支援１・２	
	通所介護（デイサービス）	要介護１～５	デイサービスセンターなどにおいて、日帰りで入浴や食事、日常動作訓練、健康状態の確認などをします。
	通所リハビリテーション（デイケア）	要介護１～５	老人保健施設などにおいて、日帰りで入浴や食事、機能訓練などをします。
	介護予防通所リハビリテーション	要支援１・２	
	短期入所生活介護（ショートステイ）	要介護１～５	特別養護老人ホームなどに短期間入所した方へ、日常生活の介護や機能訓練などをします。
	介護予防短期入所生活介護	要支援１・２	
	短期入所療養介護（ショートステイ）	要介護１～５	老人保健施設などに短期間入所した方へ、日常生活の介護や機能訓練などをします。
	介護予防短期入所療養介護	要支援１・２	
	特定施設入居者生活介護	要介護１～５	有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入所した方へ、日常生活の介護や機能訓練などをします。
	介護予防特定施設入居者生活介護	要支援１・２	
	福祉用具の貸与	要介護１～５	特殊ベッドや車いす、体位変換器、歩行器などの福祉用具を貸与します。
	介護予防福祉用具の貸与	要支援１・２	

サービスの種類		対 象 者	サービスの内容
在宅サービス	福祉用具購入費の支給	要介護 1～5	貸与になじまない入浴、排せつに使用する用具などについて、購入費用から自己負担分を除いた実費（基準額の9割～7割まで）を支給します。
	介護予防福祉用具購入費の支給	要支援 1・2	
	住宅改修費の支給	要介護 1～5	手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な住宅改修について改修費用から自己負担分を除いた実費（基準額の9割～7割まで）を支給します。
	介護予防住宅改修費の支給	要支援 1・2	
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	要介護 1～5	認知症の状態にある方について、家庭的な環境のもとで日常生活の世話及び機能訓練などをします。
	介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援 2	
	認知症対応型通所介護	要介護 1～5	認知症の状態にある方について、日帰りで入浴や食事、日常動作訓練、健康状態の確認などをします。
	介護予防認知症対応型通所介護	要支援 1・2	
	小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	利用者の居宅への訪問、またはサービス事業所への通所や短期間の宿泊により、日常生活の介護をします。
	介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援 1・2	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護 1～5	日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時対応を、介護・看護を一体的に連携しながら提供します。
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	要介護 1～5	利用者個々の状態に応じた通い・泊まり・訪問介護・訪問看護を複合的に提供します。
	地域密着型通所介護	要介護 1～5	定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で、日常生活上の支援や機能訓練などをします。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護 3～5 [要介護 1・2の方は特例入所に該当した場合]	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、入所した方へ日常生活に必要な介護や機能訓練などをします。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームや軽費老人ホームなどで、入所した方へ日常生活の介護や機能訓練などをします。

サービスの種類		対 象 者	サービスの内容
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護3～5 [要介護1・2の方は特例入所に該当した場合]	常時介護を必要とし、在宅での介護が困難な方が入所する施設です。日常生活上必要な介護や機能訓練などをします。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	要介護1～5	病状が安定し、介護やリハビリが必要な方が入所する施設です。医学的管理下での介護や機能訓練など、家庭への復帰を支援します。
	介護医療院	要介護1～5	医学的管理の下で長期療養・生活を送るための施設です。医療行為のほか、日常生活上の介護などをします。

◎サービス利用のための要介護・要支援認定申請に必要なもの

申請には、「申請書」、「介護保険被保険者証」(第1号被保険者の方)及び「医療保険被保険者証」をご持参ください。

これらのほか、以下の書類の準備もお願いします。

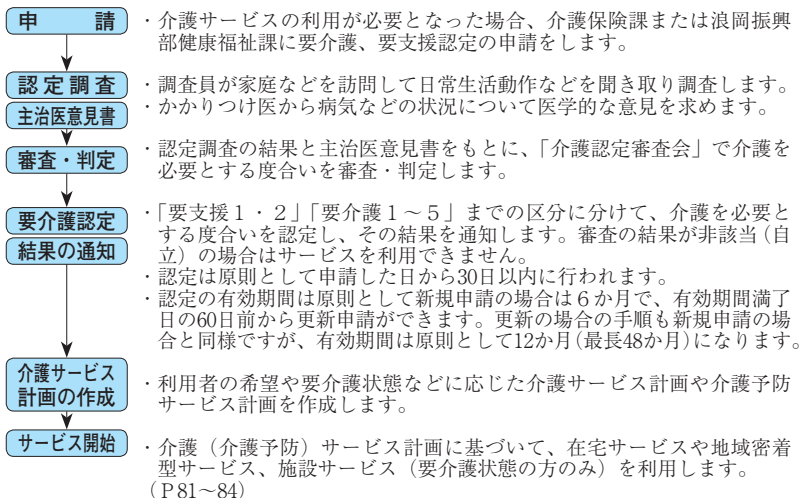
【本人申請の場合】

- ・マイナンバーの通知カードまたはマイナンバーカードなどの個人番号確認書類
- ・免許証またはマイナンバーカードなどの本人身元確認書類

【代行申請の場合】

- ・本人のマイナンバーの通知カードまたはマイナンバーカードの写し等の個人番号確認書類
 - ・本人の介護保険被保険者証、委任状等の代理権確認書類
 - ・代理人の身元確認書類
- ※申請手続きは、本人や家族のほか、地域包括支援センター、省令で定められた指定居宅介護支援事業者や介護保険施設など(P123～129)に代行してもらうこともできます。

◎介護給付または介護予防給付のサービスを利用するまで



■総合事業のサービス

◎サービスを利用できる方

総合事業のサービスのうち「サービス・活動事業」の対象となる方は、要介護認定において「支援が必要である」と認定された方、もしくは、基本チェックリストで「事業対象者」に該当された方です。

また、「一般介護予防事業」は、全ての高齢者が利用できます。

サービス・活動事業	一般介護予防事業
- 要支援認定者 - 事業対象者	全ての高齢者

※事業対象者

国が定める25項目の基本チェックリストを実施した結果、生活機能が低下し、要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる方。

◎サービス内容

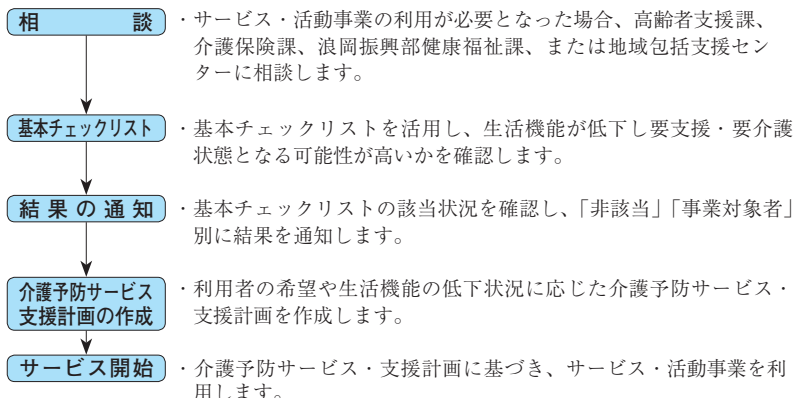
サービスの種類		対 象 者	サービスの内容
サービス・活動事業	介護予防訪問介護 相 当 事 業	要支援1・2 事業対象者	訪問介護員（ホームヘルパー） がご自宅に伺って、身体介護や 生活援助を行います。
	介護予防通所介護 相 当 事 業	要支援1・2 事業対象者	通所介護事業所（デイサービス） で機能訓練や食事・入浴等の生 活支援を行います。
一般介護予防事業	介護予防普及 啓 発 事 業	全ての高齢者	地域団体等が、自主的・継続的 に介護予防に取り組めるよう、 ロコモ予防体操やフレイル予防 等の指導者を派遣し、サポート します。
	こころの 縁側づくり事業	全ての高齢者	高齢者が住みなれた地域でいき いきと生活し続けられるよう、 生きがいづくり・交流などが図 られるつどいの場を開催してい ます。
	高齢者生きがい事業	全ての高齢者	雲谷地区にある高齢者健康農園 で農作業体験と体力づくり講座 等を組み合わせたプログラムを 提供します。
	ボランテニア ポイント制度	全ての高齢者	高齢者支援（見守りや食事会等 のお手伝い）や介護予防、雪対 策に関するボランティア活動を行 った場合にポイントを付与し、 高齢者の社会参加を応援します。

◎サービス利用の申請に必要なもの

サービス・活動事業については、「要介護・要支援認定申請」（P84）と同様です。

一般介護予防事業については、高齢者支援課へお問合せください。

◎サービス・活動事業を利用するまで



※サービス・活動事業は、要介護認定で「要支援1・2」と判定された方もご利用できます。

■利用者負担

介護保険のサービスを利用する際の利用者負担額は、原則としてかかった費用の1～3割です。

※一般介護予防事業の利用料は原則無料です。（高齢者生きがい事業には実費負担があります。）

■在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額(自己負担)
要支援1 事業対象者	50,320円(5,032円)
要支援2	105,310円(10,531円)
要介護1	167,650円(16,765円)
要介護2	197,050円(19,705円)
要介護3	270,480円(27,048円)
要介護4	309,380円(30,938円)
要介護5	362,170円(36,217円)

※上限額を超えるサービスを希望する場合は、超えた分のサービス利用額が全額自己負担となります。

※自己負担の額は1割負担の場合です。

○施設サービス ※要介護4で多床室を30日利用した場合 (1割負担の場合)

施設の種類	平均的な利用料(自己負担)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	95,000円
介護老人保健施設	86,000円
介護医療院	95,000円

※施設サービスの利用料は、施設の種類や利用者の要介護状態区分によって異なります。
※このほか、日常生活費等は別途負担となります。

◆特定入所者介護サービス費

施設サービス・短期入所生活(療養)介護利用の際の食費・居住費等については、世帯及び配偶者の課税状況と本人・配偶者の資産を勘案し、本人の所得及び収入に応じた負担限度額が設けられています。(申請が必要です。)

利用者負担段階		預貯金等の状況	居住費等の負担限度額(日額)				食費の負担限度額(日額)	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万9千円以下の方	単身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階 ①	本人及び世帯全員が市民税非課税であって課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万9千円超120万円以下の方	単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階 ②	本人及び世帯全員が市民税非課税であって課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の方	単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円
第4段階	上記の各段階に該当しない方	利用料は、施設と利用者との契約により決められます。						

※第2号被保険者(40歳から64歳までの方)の預貯金等の状況は、単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下です。
※()は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※市民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が市民税課税の場合は対象になりません。

※第1～第3段階②に該当しない方でも、特例的に第3段階②が適用される場合があります。詳しくは介護保険課給付チームへお問い合わせください。

◆高額介護サービス費の支給

1か月の利用者負担（1～3割）の合計額が一定の上限額を超えた場合、申請により超えた分が払い戻されます。

＜自己負担額の上限＞

利用者負担段階区分	利用者負担上限額	
課税所得690万円以上	世帯	140,100円
課税所得380万円以上690万円未満	世帯	93,000円
課税所得145万円以上380万円未満	世帯	44,400円
一般世帯	世帯	44,400円
市民税世帯非課税	世帯	24,600円
・ 課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円以下の方 ・ 老齢福祉年金の受給者	個人	15,000円
・ 生活保護の受給者 ・ 利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 世帯	15,000円 15,000円

◆介護サービス利用料の軽減

一定の要件を満たす場合に申請により利用料が軽減される場合があります。

詳しくは窓口へお尋ねください。

- ・ 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度
- ・ 市民税課税層における食費・居住費等の特例減額措置 など

◎介護保険料について

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、その方の前年の所得等により、13段階に分けられ、次頁「所得段階別保険料」のとおりとなっております。

また、介護保険料の納め方は、原則、年額18万円以上の年金（老齢福祉年金、軍人恩給を除く）を受給している方であれば年金から天引きされることとなり、それ以外の方は納入通知書（口座振替も可）で個別に納めていただくことになります。

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の介護保険料は、加入している医療保険によって異なり、医療保険料（税）と一括して納めていただくことになります。

○所得段階別保険料（令和7年度分）

所得段階	対 象 者	割合	保険料年額
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が市（区町村）民税非課税で、①老齢福祉年金を受給している方または、②前年の「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万9千円以下の方	0.285 (0.455)	23,300円 (37,200円)
第2段階	世帯全員が市（区町村）民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万9千円超かつ120万円以下の方	0.485 (0.685)	39,700円 (56,000円)
第3段階	世帯全員が市（区町村）民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋合計所得金額」が120万円超の方	0.685 (0.69)	56,000円 (56,500円)
第4段階	世帯に市（区町村）民税課税者がいるが、本人は市（区町村）民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万9千円以下の方	0.85	69,600円
第5段階	世帯に市（区町村）民税課税者がいるが、本人は市（区町村）民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万9千円超の方	1.00	81,800円
第6段階	本人が市（区町村）民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.10	90,000円
第7段階	本人が市（区町村）民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	106,400円
第8段階	本人が市（区町村）民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	122,800円
第9段階	本人が市（区町村）民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.70	139,200円
第10段階	本人が市（区町村）民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.90	155,500円
第11段階	本人が市（区町村）民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	2.10	171,900円
第12段階	本人が市（区町村）民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.30	188,300円
第13段階	本人が市（区町村）民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.50	204,700円

※基準額（年額）：81,890円 保険料年額は基準額（年額）×割合で算定しています（100円未満切捨て）。

※基準額（月額）：6,824円（年額÷12ヶ月）

※第1～第3段階については、公費により保険料の軽減を行っています。（ ）内は軽減前。

★合計所得金額

・収入金額から必要経費に相当する額を控除した額のこと、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の額のことです。

・第1～5段階の人は、「公的年金等に係る雑所得」を控除した額となります。

・第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額となります。

・土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除」を控除した額となります。

○障がいのある方の介護サービスについて

障がいのある方が、要介護または要支援と認定された場合において、サービスの内容や機能からみて、障害福祉サービスと同等の介護サービスがあるときは、基本的に介護サービスを優先して受けることになります。

福祉関係施設一覧表

障がい者関係

・委託相談支援事業所

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のための必要な援助を実施します。

施設名	所在地	電話
指定相談支援事業所青森中央	新町2丁目1-8	723-9911
指定相談支援事業所はたる	浪岡浪岡字稲村274	0172-62-9294
やましろ	六枚橋字磯打95-26	754-3010
地域活動支援センター八甲	問屋町1丁目18-47	728-8601
地域活動支援センターすばる	四ツ石字里見75-2	764-2424

・地域活動支援センター

在宅の障がいのある方を対象に、日常生活の相談や地域交流活動等を通して地域での生活を支援します。

施設名	所在地	電話	備考
八甲	問屋町1丁目18-47	728-8601	
やましろ	六枚橋字磯打95-26	754-3010	
すばる	四ツ石字里見75-2	764-2424	SUN併設
しらかば共同作業所	桂木2丁目12-28	735-2020	
waiwaiはうすコスモス	新城字山田671-49	787-1616	
ワークあかり	橋本2丁目19-9	721-6466	
フレンドワークほんじゅ	浪岡浪岡字細田53-6	0172-62-2229	

・精神科デイ・ケア (通院医療機関)

精神に障がいのある方を対象に、プログラムの中で、人と触れ合いながら生活リズムの改善や疾病の再発防止を行います。

施設名	所在地・電話	実施日
青森県立精神保健福祉センター	三内字沢部353-92 787-3951	月・木・金
こころのケアセンターふよう (旧 芙蓉会病院)	雲谷字山吹93-1 738-2214	月～金 *デイナイト・シル バーデイクケアも実施
生協さくら病院	問屋町1丁目15-10 738-2101	月～金
青森県立 つくしが丘病院	三内字沢部353-92 787-2121	月～金 *9:00～12:00

・障害者就業・生活支援センター

就業（就職活動・職場定着等）と就業に伴う生活（生活習慣の形成・健康管理等）について関係機関と連携を図り一体的な支援を行います。

施設名	所在地	電話
青森障害者就業・生活支援センターすこやか	浜館字間瀬85-1 養護老人ホーム安生園2階	764-0103 FAX 764-0104

・身体障がい者福祉センター

障がいのある方の各種相談や健康の増進、教育の向上を支援します。

施設名	所在地	電話
ねむのき会館	野尻字今田52-4	738-5033 FAX 738-0745

・視覚障がい者情報センター (点字図書館)

視覚に障がいのある方を対象に点字刊行物や声の図書の閲覧貸出を行います。

施設名	所在地	電話
青森県視覚障がい者情報センター	石江字江渡5-1	782-7799 FAX 782-7228

・聴覚障がい者情報センター

聴覚に障がいのある方を対象に字幕入りビデオカセットテープまたはDVDの貸出や製作などを行います。

施設名	所在地	電話
青森県聴覚障がい者情報センター	筒井字ハツ橋76-9	728-2920 FAX 728-2921 メール center@aomori-chokaku.jp

・関係機関

施設名	所在地	電話
青森県中央児童相談所	石江字江渡5-1	781-9744 FAX 781-4175
東青地域県民局地域健康福祉部保健総室（東地方保健所）	第二問屋町4丁目11-6	739-5421 FAX 739-5420
青森県発達障害者支援センター「ステップ」	中央3丁目20-30 県民福祉プラザ3F	777-8201 FAX 777-8202
県民福祉プラザ	中央3丁目20-30	777-9191 FAX 777-0013
青森県障がい者相談センター	弘前市下白銀町14-2	0172-32-8437 FAX 0172-34-6167

●障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法関係）

令和7年6月1日現在

・計画相談支援

障がいのある方が適切な障害福祉サービス等を利用するため、「サービス等利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

事業所名	所在地	電話
指定相談支援事業所青森中央	新町2丁目1-8	723-9911
指定相談支援事業所ほたる	浪岡浪岡字稲村274	0172-62-9294
やましろ	六枚橋字磯打95-26	754-3010
地域活動支援センター八甲	問屋町1丁目18-47	728-8601
地域活動支援センターすばる	四ツ石字里見75-2	764-2424
相談支援事業所あすなろ	浪岡樽沢字上野74-1	0172-69-1230
相談支援事業所あおば	横内字桜峰63-1	752-0560
相談支援事業所あおねっと	石江5丁目4-2 フラシオン203号室	752-8183
ビリーブケアプラン青森	浪打1丁目14-3	752-0030
ピアネット	篠田1丁目8-1 エムズコーポ202	763-4755
青森県立あすなろ療育福祉センター	石江字江渡101	781-0174
相談支援事業所じょいん	月見野1丁目7-9	743-3755
相談支援センター青森	金沢3丁目25-15	721-2292
障がい者相談支援センターこまきの	荒川字筒井306-11	752-6652
相談支援事業所ホットミルク	富田1丁目17-7	752-6576
指定特定相談支援事業所かねはま	大別内字葛野180	739-7208
デイサービスセンターケヤキ	泉野字野脇46-61 地域生活支援センターケヤキ2階	752-8887
相談支援事業所こうばた	幸畑字松元78	731-0545
相談支援事業所津麦園	西田沢字浜田379	788-7111
相談支援事業所ぎんざ	石江1丁目21-5	763-5221
相談支援センターあけぼの	新城字平岡30-11	787-0345
特定相談支援事業所みんなの架け橋	虹ヶ丘1丁目7-12	757-9091
相談支援事業所七輝	浜田2丁目9-8	752-1744
サニフィールド	卸町2-7 フレンドリー卸町1号館110	718-7071
相談支援事業所フレンドリープラザ	問屋町1丁目2-6	757-8212
相談支援事業所藤	奥野3丁目7-1	718-5820
相談支援事業所アース	問屋町1丁目7-21	757-8682

事業所名	所在地	電話
相談支援事業所カラー	自由ヶ丘2丁目6-26 ディアコート自由ヶ丘106号	080-6038-8006
ここふくサポート	浪岡銀字前田4-2	0172-62-6823
相談支援事業所いこい	蛭沢4丁目2-4	752-8585
楽夢	矢田前字弥生田1-4	726-9322
相談支援事業所アトリエさくら	安田字近野270-5	772-7018
相談支援センターみなみ	岡造道1丁目17-8	090-9727-0472
2981	第二間屋町4丁目6-17 ヴェルニーチェB207	718-2417
がじゅまる相談支援青森支所	浪館前田1丁目11-18	752-9268
リエ相談支援青森青葉	青葉3丁目9-8 三成ビル2階E号室	718-2545
相談事業所イデバス	羽白字池上194-1	772-9426

・地域移行支援・地域定着支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある方または精神科病院に入院している精神障がいのある方に対して、住居の確保等の地域における生活に移行するための支援を行います。また、一人暮らしに移行したり、地域生活が不安定であったりする、居宅において単身で生活する障がいのある方等に対して常時の連絡体制を確保し、緊急時の支援を行います。

事業所名	所在地	電話
指定相談支援事業所青森中央	新町2丁目1-8	723-9911
指定相談支援事業所はたる	浪岡浪岡字稲村274	0172-62-9294
やましろ	六枚橋字磯打95-26	754-3010
地域活動支援センター八甲	間屋町1丁目18-47	728-8601
地域活動支援センターすばる	四ツ石字里見75-2	764-2424
相談支援事業所あすなろ	浪岡樽沢字上野74-1	0172-69-1230
相談支援事業所あおねっと	石江5丁目4-2 フラシオン203号室	752-8183
相談支援センター青森	金沢3丁目25-15	721-2292
障がい者相談支援センターこまきの	荒川字筒井306-11	752-6652
相談支援事業所ホットミルク	富田1丁目17-7	752-6576
相談支援事業所七輝	浜田2丁目9-8	752-1744
相談支援事業所藤	奥野3丁目7-1	718-5820
相談支援事業所カラー	自由ヶ丘2丁目6-26 ディアコート自由ヶ丘106号	080-6038-8006
ここふくサポート	浪岡銀字前田4-2	0172-62-6823
楽夢	矢田前字弥生田1-4	726-9322
2981	第二間屋町四丁目6-17 ヴェルニーチェB207	718-2417
相談事業所イデバス	羽白字池上194-1	772-9426

- ・ **居宅介護(ホームヘルプ)** 障がいのある方や難病にり患している方等に対して、自宅において入浴、排せつ、食事の介助等を行います。
- ・ **重度訪問介護** 重度の障がいや難病等により、常に介護が必要な方に対して、自宅において、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援等を行います。

事業所名	所在地	電話
訪問介護ステーションしらかば	田茂木野字阿部野63-2	732-1027
株式会社ケアライフ青森青森営業所	卸町3-5	764-3225
ホームヘルパーステーションナーシングライフ	矢田前字弥生田47-2	726-5255
じけいかい定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	安田字近野136-2	718-5230
特定非営利活動法人みんなの架け橋	虹ヶ丘1丁目7-12	752-1630
生協ヘルパーステーションやすらぎ	問屋町1丁目15-10	738-8566
あ お も り 2 4	篠田1丁目8-1 エムズコーポ201	761-2745
ヘルパーステーション宝園	第二問屋町1丁目4-14 セントラルハイツ201	757-8656
ヘルパーステーションほのぼの	戸山字安原1-3	765-4165
訪問介護センターヒマワリ	青柳1丁目6-13	776-0026
ヘルパーステーションまほろば	石江字江渡48-4 グループハウス石江1階	761-1255
こ こ ふ く サ ポ ー ト	浪岡銀字前田4-2	0172-62-6823
青森介護サービスヘルパーステーション	古川2丁目15-7 JMG古川ビル	721-1232
株式会社メディケア	浜館4丁目14-4	763-5311
株式会社ケアライフ青森浪岡営業所	浪岡浪岡字若松12-4	0172-69-1321
株式会社ハートケアサービス	青葉1丁目2-22	735-1500
訪問介護のじりケア・ステーション	野尻字今田58-1	738-6864
ニチイケアセンター青森	西滝3丁目1-15	761-6560
ニチイケアセンターおくの	奥野1丁目3-6	731-2071
訪問介護ステーションみどり	長島4丁目22-19	732-5550
ヘルパーステーションはるかぜ	問屋町1丁目15-10	762-0207
ニチイケアセンター松森	松森3丁目17-13 タナカビル1階1	765-3223
株式会社あうら	駒込字桐ノ沢19-4	752-9199
特定非営利活動法人介護ステーション八甲	三内字沢部219-22	782-4524
ヘルパーステーションリバイブ	佃1丁目6-15	743-2080
セーフターヘルプサービス青森	羽白字沢田48-10	788-0897
みどりヘルパーステーション	羽白字沢田55-5	752-8790

事業所名	所在地	電話
ヘルパーステーション千刈	千刈1丁目16-1	752-6780
アースサポート新青森	三内字沢部258-13	766-8411
生協ヘルパーステーションさくら	問屋町1丁目15-10	764-3100
訪問介護ハッピーホーム	松森1丁目15-15	741-5555
ヘルパーステーションあおぞら	筒井4丁目8-17	763-4575
ヘルパーステーションなぎさ	自由ヶ丘1丁目1-8	763-5662
ケアステーション心	佃3丁目1-5	757-9460
ヘルパーステーションゆうび	第二問屋町4丁目9-17 コーポおさがわ203	718-3647
ヘルパーセンター陽だまりの里	幸畑字阿部野163-331	764-5681
訪問介護ステーションエプロン	妙見3丁目11-14	728-3581
訪問介護センターケア・プロモーション	中央1丁目8-16 シティパレス中央102	718-7883
ヘルパーステーション幸の里	小柳1丁目17-11 Lumino小柳103号室	762-7785
ヘルパーステーションきらら	佃1丁目22-3	742-5252
ケアセンターほっとたいら	安方1丁目4-14	080-3334-8701
訪問介護ステーション七輝	石江字平山2-895	763-5901
ケアプラザ青森	松森1丁目12-16	752-8788
障害者支援事業所ユリカ	橋本2丁目15-8	775-2300
青森パーソナルアシスタントシステム	旭町1丁目2-26	722-0160
アースケア	問屋町1丁目7-21	757-8690
ヘルパー派遣センター結っこ	小柳1丁目13-28	765-2886
訪問介護事業所悦びの里	浜館2丁目2-10 サニープラザ101号	752-7586
介護響	新城字平岡160-238	788-0238
ヘルパーステーションきららはまだて	佃1丁目24-14	743-1737
アクトリー・ケア	浜館4丁目8-13	752-6408
ヘルパーステーションラポール	小柳5丁目17-8-106	763-0039
介護援隊	西大野5丁目24-4	757-8843
青森福祉支援プラザ	問屋町1丁目2-6	757-8517
くうさん介護ステーション	第二問屋町1丁目4-13 ライヴリータウン201号室	757-8848
ヘルパーステーションめりい	小柳3丁目7-14	742-5848
訪問介護事業所ケアピース	南佃2丁目18-7	718-7130
訪問介護事業所あんどん	佃1丁目19-6	763-4750

事業所名	所在地	電話
ライフサポートカラーズ	中央2丁目2-20 101	752-7980
ニチイケアセンター青森ひがし	矢作1丁目6-10 グランファー86 102号室	736-9022
ヘルパーステーションいなせの里	小柳1丁目17-11 Lumino小柳201号室	757-8388
ヘルパーステーションはまだ	第二間屋町1丁目4-29 マミーハウス202	772-7507
ニチイケアセンター青森にし	新城字平岡110-8 コーポエイト101	718-8720
ニチイケアセンター幸畑	幸畑3丁目2-8 ラフォーレマコ112	763-0671
訪問介護事業所いこい	蛭沢4丁目2-4	752-0204
訪問介護事業所ケアサービスohana	千刈2丁目6-21 前川ビル1階	752-8205
訪問介護事業所輝らり	新城字平岡961-1	752-0679
アウルの森ケアステーション	松森3丁目1-10	742-2450
医心館訪問介護ステーション青森	奥野3丁目14-21	718-5682
訪問介護いきいきサポート	佃1丁目23-10	763-5020
A s - B E	沖館3丁目2-58	090-9031-8723
アースサポート青森東	原別2丁目2-1	736-9811
ヘルパーステーションみね	妙見2丁目10-10 ラ・ネージュパルテノン201号	080-9893-0759
がじゅまる訪問介護 青森支所	浪館前田1丁目11-18 2階	752-9267
オーリースサポート	松森3丁目17-55-8号	017-763-0863
訪問介護事業所の	沖館5丁目15-26	782-8399
縁乃森	柳川1丁目2-11-402	718-7350
ミライフホームヘルプサービス青森浜館	自由が丘2丁目12-15	744-5533

・同行援護

重度の視覚障がいにより移動が困難な方等に対して、外出時に同行して移動等の支援を行います。

事業所名	所在地	電話
株式会社ケアライフ青森青森営業所	卸町3-5	764-3225
特定非営利活動法人みんなの架け橋	虹ヶ丘1丁目7-12	752-1630
青森介護サービスヘルパーステーション	古川2丁目15-7 JMG古川ビル	721-1232
株式会社ケアライフ青森浪岡営業所	浪岡浪岡字若松12-4	0172-69-1321

事業所名	所在地	電話
ヘルパーステーションゆうび	第二間屋町4丁目9-17 コーポおさがわ203	718-3647
訪問介護ステーションエプロン	妙見3丁目11-14	728-3581
訪問介護センターケア・プロモーション	中央1丁目8-16 シティパレス中央102	718-7883
訪問介護ステーション七輝	石江字平山2-895	763-5901
セーフティーヘルプサービス青森	羽白字沢田48-10	788-0897

・行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な方等に対して、行動する時に危険を回避するために必要な支援や、外出時の支援等を行います。

事業所名	所在地	電話
ホームヘルパーステーションナーシングライフ	矢田前字弥生田47-2	726-5255
特定非営利活動法人みんなの架け橋	虹ヶ丘1丁目7-12	752-1630
ライフサポートカラーズ	中央2丁目2-20 101	752-7980
A s - B E	沖館3丁目2-58	090-9031-8723

・療養介護

身体障がいのある方や難病にり患している方に対して、病院などの施設で、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行います。

事業所名	所在地	電話
独立行政法人国立病院機構青森病院	浪岡女鹿沢字平野155-1	0172-62-4055

・生活介護

障がいのある方や難病にり患している方に対して、施設で入浴、排せつ、食事等の介護や創作的活動などのサービスを提供します。

事業所名	所在地	電話
独立行政法人国立病院機構青森病院	浪岡女鹿沢字平野155-1	0172-62-4055
サービスセンターよもぎ	岡町字宮本88-1	763-2510
夢香房すてっぷ	中佃1丁目3-30	741-7255
障害者支援施設徳誠園	四戸橋字磯部243-582	754-3713
障害者支援施設金浜療護園	大別内字葛野180	739-7208
青森コロニーセンター	幸畑字谷脇214-7	738-5032
くりいむ	新城字平岡102、102-2	787-3121
指定障害者支援施設りんどう苑	浪岡樽沢字上野74-1	0172-62-1800
青森コロニーリハビリ	幸畑字松元62-6	738-5145

事業所名	所在地	電話
青森月見寮	駒込字月見野918-3	742-3000
生活介護事業所つきみのYOU・I	駒込字月見野918-3	752-6734
月見野第2	駒込字月見野916-2	742-3033
障害者支援施設こぶし園	田茂木野字阿部野114-5	738-3100
指定生活介護事業所みらいの里	浪岡樽沢字上野74-1	0172-69-1234
障害者支援施設「野木和園」	岡町字宮本88-1	787-2450
障がい者支援施設幸養苑	泉野字野脇46-61	726-5855
福祉ショップ西部	新城字平岡30-11	788-0144
障害者支援施設津麦園	西田沢字浜田379	788-7111
障がい者支援施設桐の里	駒込字桐ノ沢179-19	744-3099
指定障害福祉サービス事業所青森うとうの園	横内字亀井28-3	738-1092
ゆきわり荘	新城字平岡56-1	787-3121
森の工房ふれ・あい	駒込字深沢1156	742-0664
ココア	富田1丁目17-7	752-9597
生活介護事業所こまきの	荒川字筒井306-11	752-6652
青森県立あすなろ療育福祉センター	石江字江渡101	781-0174
ねぶた	石江1丁目21-5	763-5221
みんなの架け橋	虹ヶ丘1丁目7-12	757-9091
しんあおもり	石江字岡部2-7	766-7333
生活介護事業所はっこう	横内字桜峰63-1	777-8118
デイサービスセンターきずなランド	大野字若宮57	764-0188
リハビリ特化型デイサービスあゆみ	本町3丁目4-11	776-0022
WAKO	石江2丁目8-2	762-0870
リハビリ特化型短時間デイサービス新城	新城字平岡258-565	751-2006
デイサービスてとて	赤坂1丁目46-14	752-1234
デイサービスセンターやすかた	安方1丁目11-6	732-3915
社会福祉法人青森市社会福祉協議会青森市中央浪岡支部	浪岡浪岡字稲村274	0172-62-9011
社会福祉法人青森市社会福祉協議会青森市中央	本町4丁目1-3	723-1340
デイサービスこころ	中央1丁目27-5	735-1500
ヴィアスデイサービスセンター	西大野1丁目3-7	762-7832
デイサービスセンター小牧野	荒川字筒井306-11	752-6652

・短期入所 (ショートステイ)

障がいのある方や難病にり患している方等に対して、家族が疾病等により一時的に本人の介護ができない時、短期間入所する場を提供し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

事業所名	所在地	電話
短期入所事業所ゆきわり荘	新城字平岡56-1	787-3121
独立行政法人国立病院機構青森病院	浪岡女鹿沢字平野155-1	0172-62-4055
障害者支援施設徳誠園	四戸橋字磯部243-582	754-3713
青森県立あすなろ療育福祉センター	石江字江渡101	781-0174
障害者支援施設金浜療護園	大別内字葛野180	739-7208
八甲学園	横内字桜峰63-1	738-2104
指定障害者支援施設りんどう苑	浪岡樽沢字上野74-1	0172-62-1800
青森月見寮	駒込字月見野918-3	742-3000
障害者支援施設「野木和園」	岡町字宮本88-1	787-2450
障がい者支援施設幸養苑	泉野字野脇46-61	726-5855
障害者支援施設津麦園	西田沢字浜田379	788-7111
A s - i s	沖館3丁目2-58	090-9031-8723
ホームこぶしじょいふる	幸畑字谷脇114-1	728-0170
自立訓練宿泊施設スマイル	中央1丁目5-4	718-2246
藤ヨゼフハウス	奥野3丁目7-12	776-2320
短期入所青森矢田前	矢田前字浅井27-2	752-9790
にじいろ	浪館前田4丁目19-36	090-6851-3423
短期入所惣等	新城字山田109-3	752-7725
老人保健施設すずかけの里	里見2丁目13-1	761-1111
短期入所事業所こぶし園	西大野5丁目24-11	757-9345

・自立訓練（機能訓練）

障がいのある方や難病にり患している方等に対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	所在地	電話
リハビリ特化型短時間デイサービススマイル青柳	青柳1丁目16-4	735-7878
リハビリ特化型短時間デイサービススマイル問屋町	問屋町2丁目14-6	762-7171
リハビリ特化型短時間デイサービススマイル新城	新城字平岡258-565	751-2006

・ 自立訓練（生活訓練）

障がいのある方や難病にり患している方に対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	所在地	電話
自立訓練事業所 S U N	四ツ石字里見75-2	738-2525
障がい者支援施設幸養苑	泉字野脇46-61	726-5855
自立訓練所ほのぼの寮	問屋町1丁目15-10	738-2260
アクセスジョブ青森	浜田2丁目13-15	718-2271
リハビリ特化型短時間デイスサービスマイル青柳	青柳1丁目16-4	735-7878
リハビリ特化型短時間デイスサービスマイル問屋町	問屋町2丁目14-6	762-7171
青森ダルク・ライズ事業所	小橋字田川15-1	718-2090
リハビリ特化型短時間デイスサービスマイル新城	新城字平岡258-565	751-2006
自立訓練宿泊施設スマイル	中央1丁目5-4	718-2246
B a D e Y a	浪岡浪岡字稲村131-1	0172-88-7536
コミュニティライフきらら浅虫	浅虫字内野27-2	764-0212

・ 宿泊型自立訓練

日中一般就労や障害福祉サービスを利用していただく方を対象に、夜間の居住の場を一定期間提供し、支援計画に基づいて生活能力維持・向上のための訓練等を行います。

事業所名	所在地	電話
自立訓練事業所 S U N	四ツ石字里見75-2	738-2525
自立訓練所ほのぼの寮	問屋町1丁目15-10	738-2260
自立訓練宿泊施設スマイル	中央1丁目5-4	718-2246
コミュニティライフきらら浅虫	浅虫字内野27-2	764-0212

・ 就労移行支援

障がいのある方や難病にり患している方で、就労を希望する方に対して、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

事業所名	所在地	電話
セルブステーション青森	幸畑字松元78	738-4201
指定就労移行支援のれそれ	久須志3丁目15-20	752-0791
アクセスジョブ青森	浜田2丁目13-15	718-2271
就労移行支援事業所C-ROAD	浪岡女鹿沢字野尻28-103	0172-78-3294
就労移行支援事業所YBS-A01	浜館1丁目18-5	742-8334
就 労 移 行 A - R u n	新城字平岡231-8	763-4471

・就労継続支援 A 型 (雇用型)

障がいのある方や難病に患している方で、通常の事業所で働くことが困難な方に対して、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

事業所名	所在地	電話
指定障害福祉サービス事業所青森コロニーソレイユ	幸畑字谷脇214-7	738-5032
就労継続支援「A型」事業所「響」	油川字千刈115-9	762-7318
セルプステーション青森	幸畑字松元78	738-4201
障害福祉支援プラザ	問屋町1丁目2-6	757-8271
ビルシヤナ	富田2丁目15-6	763-0073
くいーる作業所・花園	花園1丁目25-17	757-8688
就労継続支援A型事業所恵の里	小柳2丁目1-4	743-8730
陽より会	八ッ役字芦谷316-2	718-5523
はちのへ東奥朝日ソリューションアレスコ	勝田1丁目3-20 2F	752-6522
就労継続支援A型きらめき	勝田2丁目13-21	752-0620
就労サポートセンターそら	四ツ石字里見74-1	738-2537
就労継続支援事業所A型コアアラ	橋本3丁目20-14	718-4139
ノヴァス	東造道3丁目14-12	764-0015
アップルワークス	浜田字豊田148-6	718-1397
ゼロ・スタ	港町2丁目6-2	080-1846-9479

・就労継続支援 B 型 (非雇用型)

障がいのある方や難病に患している方で、通常の事業所で働くことが困難な方に対して、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

事業所名	所在地	電話
地域サービスセンターSANNet	新町1丁目13-7 和田ビル4F	732-7741
指定障害福祉サービス事業所青森コロニーソレイユ	幸畑字谷脇214-7	738-5032
就労継続支援(B型)事業所あづまーる	浪岡浪岡字平野41-3	0172-62-8155
就労継続支援B型事業所はっこう	横内字桜峰63-1	738-2104
セルプステーション青森	幸畑字松元78	738-4201
障害者サービスセンターさくら	原別6丁目7-31	736-7702
青森コロニーセンター	幸畑字谷脇214-7	738-5032
障害者就労継続支援「B型」事業所「希望」	はまなす1丁目1-5	764-0612
待望園	駒込字深沢514	742-6324
ハーモニー作業所	牛館字松枝63-1	729-8668
青森コロニーリハビリ	幸畑字松元62-6	738-5145

事業所名	所在地	電話
ここっと作業所	第二間屋町4丁目6-21	757-8852
障害福祉サービス事業所アップルハウス大釈迦	浪岡長沼字南藤巻84	0172-69-2525
月見野作業所	駒込字月見野916-1	742-3004
やましろ作業所	六枚橋字磯打95-26	754-3326
スタジオとまと	篠田1丁目8-1 エムズコーポ101	761-2770
福祉ショップ西部	新城字平岡30-11	788-0144
特定非営利活動法人ドリーム工房	花園2丁目9-37	763-0070
指定障害福祉サービス事業所青森うとうの園	横内字亀井28-3	738-1092
就労継続支援B型C-FLower	新城字平岡258-44	763-5383
森の工房ふれ・あい	駒込字深沢1156	742-0664
障害者サービスセンターさくら第二	松森1丁目13-3	744-3334
憩いの広場まんぷく	本町5丁目7-6	763-5211
就労継続支援B型ほ・だあちゃ	石江字江渡104-13	766-1320
ココア	富田1丁目17-7	752-9597
障害福祉支援プラザ	間屋町1丁目2-6	757-8271
ハートスポット事業所	浜田字豊田368	773-4327
チョコなみおか	浪岡浪岡字稲村188-5	0172-55-0399
チョコせんがり	千刈4丁目18-12	752-0917
じょいん	月見野1丁目7-9	743-5517
チョコこうばた	幸畑字阿部野10-1	718-3340
障がい者ワークセンター大成	青柳1丁目10-11	773-3387
就労継続支援B型事業所フォロー	羽白字池上206-14	757-8746
ワークステーション	新田2丁目26-10	752-6375
陽より会	ハツ役字芦谷316-2	718-5523
くいーるジョナサン	花園1丁目25-17	080-3307-8224
A L I V E	松森2丁目2-6	718-8528
就労サポートセンターそら	四ツ石字里見74-1	738-2537
就労継続支援事業所はる	筒井4丁目13-15	763-0930
就労継続支援B型事業所就労サポートセンターほは笑み	新田2丁目1-10	763-0306
ニューフォレスト株式会社桜川事業所	桜川7丁目15-31 NFビル2階	763-4677
ふわっち・まつもり	松森1丁目12-10	718-7345
ポコファーム	青柳2丁目11-3	757-9007
ノヴァス	東造道3丁目14-12	764-0015

事業所名	所在地	電話
就労継続支援事業所B型 ひばり	勝田2丁目7-3	718-2613
就労継続支援事業所B型結	堤町2丁目13-5	752-0327
障害者支援施設こぶし園	青森市西大野5丁目24-11	757-9345
株式会社HSS青森事業所	長島2丁目16-2 岩渕ビル1階	757-9397
就労継続支援B型事業所 恵の里	堤町2丁目10-15	763-4889
ニューフォレスト株式会社青森事業所	堤町2丁目23-7 アクア堤2階	763-5655
フ ォ ン ス 幸 畑	幸畑3丁目3-4	090-1069-4242
就労B／機能訓練B型事業所スマイル安田	安田字近野302-11	751-2020
就労継続支援B型事業所ローレル	千刈1丁目21-12	782-2888
茶 ち ゃ h o u s e	古館1丁目5-25	742-6324
B a D e Y a	浪岡浪岡字稲村131-1	0172-88-7536
パ ッ ソ ア パ ッ ソ 青 森	金沢4丁目34-3	763-5095
び ー ち 3 2	佃2丁目2-36	080-1672-6336
で じ る み 青 森 中 央	浦町奥野331-26	752-6799

・就労定着支援

障がいのある方や難病にり患している方で、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に対して、就労の継続を図るために必要な連絡調整や助言を行います。

事業所名	所在地	電話
アクセスジョブ青森	浜田2丁目13-15	718-2271
就労定着支援なみどお	久須志3丁目15-20	752-0791
就労定着支援事業所C-ROAD	浪岡女鹿沢字野尻28-103	0172-78-3294
就 労 定 着 A - R u n	新城字平岡231-8	763-4471
就労定着支援事業所YBS	浜館1丁目18-5	742-8334

・自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのあるかたで一人暮らしを希望するかた等に対して、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

事業所名	所在地	電話
地域活動支援センターすばる	四ツ石字里見75-2	764-2424
2 9 8 1	第二間屋町4丁目6-17 ヴェルニーチェ B207	718-2417

- ・ **共同生活援助** 障がいのある方を対象に、地域社会の中で生活できるように
(グループホーム) に住居、食事等を提供します。
 〔区分〕 介：介護サービス包括型 日：日中サービス支援型
 外：外部サービス利用型

事業所名	所在地	電話	定員	区分
グループホームあけぼの	新城字平岡30-11	788-0144	21	介
グループホームひかり	久須志3丁目1-26	766-8183	21	外
グループホームまことの園	四戸橋字磯部64-3	754-2944	16	介
ホー プ	東造道3丁目10-6	742-3000	17	介
ハイッひまわり	浪岡浪岡字淋城24-33	0172-62-5012	7	介
グループホームなこなこ	久須志3丁目15-20	752-0791	7	外
はやぶさ	石江1丁目21-5	763-5221	245	介
グループホームきぼう	古館字大柳88-10	757-9090	4	外
サンハウス	緑2丁目4-6	722-0270	55	介
ホームこぼしじょいふる	幸畑字谷脇114-1	728-0170	18	介
藤ヨゼフハウス（介護サービス包括型）	奥野3丁目7-12	776-2320	37	介
グループホーム「ほほえみの園」	四戸橋字磯部10	754-4629	8	外
グループホーム「第3ほほえみの園」	四戸橋字磯部40-11	754-3275	5	外
グループホームあおぞら	問屋町1丁目15-10	738-1133	25	外
グループホーム大地	横内字亀井25-1	718-4870	10	外
ハイッたるさわ	浪岡下十川字白鳥沼46-1	0172-62-8525	6	介
ハイッなみおか	浪岡浪岡字平野19-1	0172-62-0058	5	介
はやて	新城字平岡102	787-3121	48	介
ワーカーズコレクティブハウスひいらぎ	浦町字奥野343-1 メゾンひいらぎA-101	732-7741	7	外
グループホームあかり	花園1丁目25-17	757-8692	24	介
グループホームえん	幸畑松元62-33	718-7773	16	介
グループホームアリス	浜館3丁目8-7	752-7367	25	介
青森ダルク・エマオホーム	小橋字田川15-1	718-2090	14	介
T O - B E	沖館3丁目2-58	090-9031-8723	19	介
グループホーム惣等（介護サービス包括型）	新城字山田109-6	752-7725	12	介
グループホーム惣等（日中サービス支援型）	新城字山田101-89	752-7725	8	日
グループホームクレネ	千刈2丁目1-30	711-8189	48	介
グループホームおれんぢ	野尻字今田53-7	762-0605	16	外
グループホームリーフ	駒込字深沢514	742-6324	12	介
コミュニティライフきらら佃	佃2丁目14-15	762-7735	16	介
共同生活援助事業所はる	花園2丁目3-1	763-0930	16	介

事業所名	所在地	電話	定員	区分
藤ヨゼフハウス（日中サービス支援型）	奥野3丁目7-12	776-2320	19	日
ソーシャルインクルーホーム青森矢田前	矢田前字浅井27-2	752-9790	20	日
お　　お　　ぞ　　ら	浪館前田4丁目19-36	090-6851-3423	6	介
ボ　　パ　　イ　　ハ　　ウ　　ス　　佃	佃2丁目25-4	765-3375	7	介
グ　　ル　　ー　　プ　　ホ　　ー　　ム　　ス　　マ　　イ　　ル	中央1丁目5-4	718-2246	4	介
K R あんしんハウス	大別内字葛野180	772-8461	5	外

- ・施設入所支援 介護が必要な方や通所が困難な方に対して、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

事業所名	所在地	電話
障害者支援施設徳誠園	四戸橋字磯部243-582	754-3713
障害者支援施設金浜療護園	大別内字葛野180	739-7208
青森コロニーセンター	幸畑字谷脇214-7	738-5032
指定障害者支援施設りんどう苑	浪岡樽沢字上野74-1	0172-62-1800
青森コロニーリハビリ	幸畑字松元62-6	738-5145
青　　森　　月　　見　　寮	駒込字月見野918-3	742-3000
障害者支援施設こぶし園	西大野5丁目24-11	757-9345
障害者支援施設「野木和園」	岡町字宮本88-1	787-2450
障がい者支援施設幸養苑	泉野字野脇46-61	726-5855
障害者支援施設津麦園	西田沢字浜田379	788-7111
ゆ　　き　　わ　　り　　荘	新城字平岡56-1	787-3121
青森県立あすなろ療育福祉センター	石江字江渡101	781-0174

●障がいのある児童のための施設（児童福祉法関係）

・障害児相談支援事業所

障がいのある児童が適切な障害児通所支援を利用できるよう、指定障害児相談支援事業者が「障害児支援利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

事業所名	所在地	電話
指定相談支援事業所青森中央	新町2丁目1-8	723-9911
地域活動支援センターすばる	四ツ石字里見75-2	764-2424
相談支援事業所あすなろ	浪岡樽沢字上野74-1	0172-69-1230
相談支援事業所あおば	横内字桜峰63-1	752-0560
相談支援事業所あおねっと	石江5丁目4-2 フラシオン203号室	752-8183
ビリーブケアプラン青森	浪打1丁目14-3	752-0030
ピアネット	篠田1丁目8-1 エムズコーポ202	763-4755
青森県立あすなろ療育福祉センター	石江字江渡101	782-7773
相談支援事業所じょいん	月見野1丁目7-9	743-3755
相談支援センター青森	金沢3丁目25-15	721-2292
障がい者相談支援センターこまきの	荒川字筒井306-11	752-6652
デイサービスセンターケヤキ	泉野字野脇46-61	752-8887
相談支援事業所七輝	浜田2丁目9-8	752-1744
相談支援事業所藤	奥野3丁目7-1	718-5820
相談支援事業所フレンドリープラザ	問屋町1丁目2-6	757-8212
相談支援事業所ホットミルク	富田1丁目17-7	752-6576
ここふくサポート	浪岡銀字前田4-2	0172-62-6823
相談支援事業所アトリエさくら	安田字近野270-5	772-7018
指定相談支援事業所ほたる	浪岡浪岡字稲村274	0172-62-9294
2981	第二問屋町4丁目6-17 ヴェルニーチェB207	718-2417
リエニエ相談支援青森青葉	青葉3丁目9-8 三成ビル2階E号室	718-2545
がじゅまる相談支援青森支所	浪館前田1丁目11-18	752-9268

・児童発達支援

就学していない障がいのある児童に対して、児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援等を行います。

事業所名	所在地	電話
独立行政法人国立病院機構青森病院	浪岡女鹿沢字平野155-1	0172-62-4055
児童デイサービスあおねっと新青森	石江5丁目4-2 フラシオン103号室、105号室、106号室	757-8106

事業所名	所在地	電話
児童デイサービスあおねつと青森南	大矢沢字里見92-1	757-9165
ゆうきずびあ	勝田2丁目18-1 サニーパーク平和公園1階	757-9774
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」青森篠田校	篠田2丁目1-4	763-5225
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」青森桜川校	桜川6丁目14-10	718-3395
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」青森松原校	松原3丁目9-47 エクセレンス松原1階C号	718-1237
エジソンキッズ青森西	新城字山田436-2	764-0181
放課後等デイサービスきらら筒井	筒井4丁目1-26	752-1352
放課後等デイサービスきらら佃	佃2丁目4-29	752-8668
きゃんぱす	岡造道1丁目2-16	757-9371
放課後等デイサービスきらら篠田	篠田2丁目20-2	718-0090
こどもプラス青森東教室	茶屋町6-14	752-7875
クラスルームなないろ	浦町字奥野289-1	752-0307
Eat in by きらら	浜田2丁目15-16	763-5570
児童発達支援ぱぷりか	富田3丁目16-50	782-1666
エジソンキッズ青森東	造道3丁目4-15 1階	764-0260
レスパイトハウスKOKO	三内字稲元109-39	752-6906
toi toi toi	西大野3丁目3-19	718-8545
サクラサクいしえ	石江字江渡83-7	718-8480
児童支援事業所Neo	浜館4丁目11-9	752-1933
Eat in by きらら虹ヶ丘	虹ヶ丘1丁目14-14	762-0037
こどもプラス青森西教室	安田字近野87-2	763-5866
児童発達支援・放課後等デイサービスアトリエくら	浪館字志田38-6	753-1121
サポートハウスミライエ	篠田3丁目12-57	764-0373
児童発達支援・放課後等デイサービスレアリスルあつ	桂木4丁目2-1	721-0130
KidsStudioねこのて	浪打2丁目2-8	718-2936
ビリーブ児童デイサービス青森東	浪打1丁目14-3	752-0111
ポコアポコ青森	石江字高間3	771-0034
toi toi toi 2nd	西大野3丁目3-19	718-0271
児童発達支援・放課後等デイサービスななき	桂木3丁目18-2	718-5735
サポートてらす	西大野5丁目1-1	752-1151
ハッピールームくるみ	新町2丁目6-13 ボレスター新町プレミアムステージ1階	752-1445
ここふくプラス	浪岡銀字前田4-2	0172-62-6823
児童発達支援・放課後等デイサービスゆい	堤町2丁目5-13	753-1150
すくすくハッピーランド	大野若宮57	718-3526

事業所名	所在地	電話
フルーツポンチ	浪岡大字浪岡字平野201-4	0172-88-7930
児童発達支援・放課後等デイサービスレアリサルあぷ2	妙見2丁目9-13	752-1899
ななきのもり	はまなす2丁目16-35	718-3588
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」青森桂木校	桂木3丁目20-5	718-2203
サポートてらすTO	浪館前田4丁目25-33	752-6833

・児童発達支援センター

就学していない障がいのある児童に対して、児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援等を行います。

事業所名	所在地	電話
児童発達支援センターやまぶき園	雲谷字山吹92-285	738-5564
藤児童発達支援センターくれよんはうす	奥野3丁目7-1	718-3802
青森県立あすなろ療育福祉センター	石江字江渡101	781-0174
キッズサポートあるふあ	桜川9丁目11-6	752-0562

・放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童に対して、授業の終了後又は休業日に放課後等デイサービス等の施設で、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進や活動場所の提供等を行います。

事業所名	所在地	電話
放課後等児童デイサービスやまぶき	雲谷字山吹92-285	738-5564
青森県立あすなろ療育福祉センター	石江字江渡101	781-0174
独立行政法人国立病院機構青森病院	浪岡女鹿沢字平野155-1	0172-62-4055
放課後等デイサービスまあむ	中央1丁目27-5	735-1500
児童デイサービスあおねっと新青森	石江5丁目4-2 ファッション103号室、105号室、106号室	757-8106
レスパイトハウスWA	中央4丁目7-8	723-1565
ビリーブ児童デイサービス青森西	油川字千刈113-1	787-1261
デイサービスセンターすこやか	緑3丁目3-16	762-7570
ふらわあ	駒込字月見野918-3	765-5520
デイサービスセンターケヤキ	泉野字野脇46-61	763-4447
放課後等デイサービス事業所みらいの里ミント	浪岡樽沢字上野74-1	0172-69-1234
児童デイサービスあおねっと青森南	大矢沢字里見92-1	757-9165
ゆうきっずぴあ	勝田2丁目18-1 サニーパーク平和公園1階	757-9774
チャレンジサポートすこやか	松森2丁目11-13	752-1751
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」青森篠田校	篠田2丁目1-4	763-5225
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」青森桜川校	桜川6丁目14-10	718-3395
ゆうきっずぴあ2	けやき2丁目1-7	763-5144

事業所名	所在地	電話
ビリーブ児童デイサービス青森東	浪打1丁目14-3	752-0111
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」青森松原校	松原3丁目9-47 エクセレンス松原1階C号	718-1237
エジソンキッズ青森西	新城字山田436-2	764-0181
放課後等デイサービスきらら筒井	筒井4丁目1-26	718-2722
放課後等デイサービスきらら佃	佃2丁目4-29	752-1352
ジョブアカデミー桜川	桜川7丁目15-31 NFビル1F	764-0434
放課後等デイサービスまあむあおば	青葉2丁目2-2 2階	080-9637-2834
放課後等デイサービスきらら篠田	篠田2丁目20-2	718-0090
レスパイトハウスTOMO	三内字稲元109-38	781-5553
こどもプラス青森東教室	茶屋町6-14	752-7875
デイサービスまあむM's	青葉2丁目2-2 1階	080-4191-5337
クラスルームなないろ	浦町字奥野289-1	752-0307
放課後等デイサービス事業所BLUE PLAYS	八重田4丁目1-9	090-7195-0895
E a t i n b y きらら	浜田2丁目15-16	763-5570
放課後等デイサービスぱぷりか	富田3丁目16-50	782-1666
エジソンキッズ青森東	造道3丁目4-15 1階	764-0260
グランマメリー	大野字山下177-20 メイクビル1F	718-7737
サクラサクいしえ	石江字江渡83-7	718-8480
児童支援事業所Neo	浜館4丁目11-9	752-1933
Eat in by きらら虹ヶ丘	虹ヶ丘1丁目14-14	762-0037
こどもプラス青森西教室	安田字近野87-2	763-5866
放課後等デイサービスまあむ佃	中佃2丁目21-4 101	718-7078
児童発達支援・放課後等デイサービスアトリエさくら	浪館字志田38-6	753-1121
放課後等デイサービスまあむM'sつくだ	中佃2丁目21-4 ブルミエビル201号	752-1123
児童発達支援・放課後等デイサービスレアリスルあつふ	桂木4丁目2-1	721-0130
ポコアポコ青森	石江字高間3	771-0034
toi toi toi 2nd	西大野3丁目3-19	718-0271
児童発達支援・放課後等デイサービスななき	桂木3丁目18-2	718-5735
サポートてらす	西大野5丁目1-1	752-1151
放課後等デイサービスかがやき	新城字平岡225-57	718-8230
ここふくプラス	浪岡銀字前田4-2	0172-62-6823
ハッピールームくるみ	新町2丁目6-13 ボレストー新町プレミアムステージ1階	752-1445
すくすくハッピーランド	大野若宮57	718-3526

事業所名	所在地	電話
フルーツポーション	浪岡大字浪岡字平野201-4	0172-88-7930
児童発達支援・放課後等デイサービスレアリアルあつぷ	妙見2丁目9-13	752-1899
ななきのもり	はまなす2丁目16-35	718-3588
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」青森桂木校	桂木3丁目20-5	718-2203
放課後等デイサービスまあむおの	大野1丁目16-5	080-3324-4167
ビリーブ児童デイサービス青森ぐんぐん	浪打1丁目14-3 2F	752-1220
サポートてらすTO	浪館前田4丁目25-33	752-6833

- ・ **保育所等訪問支援** 保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある児童に対して、その施設を訪問し、その施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行います。

事業所名	所在地	電話
児童発達支援センターやまぶき園	雲谷字山吹92-285	738-5564
藤児発達支援センターくれよんはうす	奥野3丁目7-1	718-3802
きゃんぱす	岡造道1丁目2-16	757-9371
こどもプラス 青森東教室	茶屋町6-14	752-7875
クラスルーム なないろ	浦町字奥野289-1	752-0307
チャレンジサポートすこやか	松森2丁目11-13	752-1751
児童支援事業所Neo	浜館4丁目11-9	752-1933
児童発達支援・放課後等デイサービスアトリエさくら	浪館字志田38-6	753-1121
ねこのて	浪打2丁目2-8	718-2936
こどもプラス 青森西教室	安田字近野87-2	763-5866
児童発達支援・放課後等デイサービスレアリアルあつぷ	桂木4丁目2-1	721-0130
サポートプロバイド ミライエ	松原3丁目9-47 エクセレンス松原A	752-9540
サポートてらす	西大野5丁目1-1	752-1151

- ・ **居宅訪問型児童発達支援** 重度の障がいのある児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童に対して、その居宅を訪問し、児童発達支援を行います。

事業所名	所在地	電話
きゃんぱす	岡造道1丁目2-16	757-9371
ねこのて	浪打2丁目2-8	718-2936

- ・ **福祉型障害児入所施設** 障がいのある児童を対象に、保護、日常生活の指導、知識技能の付与等を行います。

事業所名	所在地	電話
八甲学園	横内字桜峰63-1	738-2104
青森県立あすなろ療育福祉センター	石江字江渡101	781-0174

・医療型障害児入所施設

知的障がいのある児童、肢体不自由児、重度の肢体不自由と知的障がいのある児童を対象に、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療等を行います。

事業所名	所在地	電話
独立行政法人国立病院機構青森病院	浪岡女鹿沢字平野155-1	0172-62-4055

●障害児等療育支援事業

障がいのある児童や家族等に対して、身近な地域で専門的な相談や支援などの療育指導を受けることができるよう、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、療育技術の指導を行います。

事業所名	所在地	電話
キッズサポートあるふあ	桜川9丁目11-6	080-8201-0711
デイサービスセンターすこやか	緑3丁目3-16	
チャレンジサポートすこやか	松森2丁目11-13	
児童発達支援センターやまぶき園	雲谷字山吹92-285	738-5564
エジソンキッズ青森西	新城字山田436-2	764-0181
青森県立あすなろ療育福祉センター	石江字江渡101	781-0174
クラスルームなないろ	浦町字奥野289-1	752-0307
児童発達支援・放課後等デイサービスアトリエさくら	浪館字志田38-6	753-1121
児童支援事業所Neo	浜館4丁目11-9	752-1933
サポートプロバインド・ミライエ	浜館4丁目8-8	752-9540
藤児童発達視線センターくれよんはうす	奥野3丁目7-1	718-3802
児童発達支援・放課後等デイサービスななき	桂木3丁目18-2	718-5735
サポートてらす	西大野5丁目1-1	752-1151
放課後等デイサービスかがやき	新城字平岡225-57	718-8230

●青森市総合福祉センター

「老人福祉センター」「身体障害者福祉センター」「児童センター」の機能が一体となった複合施設で、高齢者、障がいのある方、児童がいつでも気軽に、娯楽・読書・研修・遊戯等、交流の場として利用できます。

◆利用方法

- ◇個人…随時ご利用できます。(9:00～17:00)
- ◇団体…事前に申請書の提出が必要です。(9:00～21:00)
(ただし、日、月、祝日及び年末年始は17時まで)
- ※児童センター(9:00～18:00)

- ◆設備 囲碁・将棋、電位治療器、ビデオプロジェクター等
- ◆利用料 無料
- ◆休館日 児童センターは日曜・祝日・年末年始
※保守点検等により休館する場合もございます。
- ◆申込み・問合せ 中央3丁目16-1 ☎ 722-4517 FAX 723-5869

◆総合福祉センター事業紹介

①さわやか趣味講座 対象者……市内在住の60歳以上の方 講座名……書道など25講座（定員あり）	受付……4月（広報あおりに掲載） 受講……5月から12月まで
②手話・点字教室 対象者……市内在住の手話や点字を学びたい方 受 付……4月（広報あおりに掲載） 教室名……●手話教室（入門・基礎課程）（定員あり） ●点字教室（定員あり）	受講……5月から3月まで 受講……5月から10月まで
③手話通訳者養成講座 対象者……市内在住で手話通訳の基礎課程を修了した方、または 同程度の知識と技術を有する方 受 付……4月（広報あおりに掲載） 受 講……5月から9月まで（定員あり）	

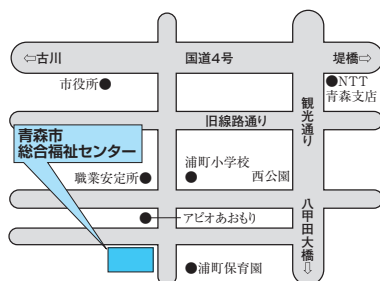
※講座により自己負担あり

●ふれあいの館

青森市ふれあいの館は、令和3年4月から、青森市総合福祉センター2階へその機能を移転し、会議室等を障がいのある方に懇談・休養・交流の場として提供しています。また、障がいのある方の利用がない場合は、町会などがコミュニティ活動の場として利用できます。

- ◆会場諸室 大会議室、小会議室、談話室
- ◆利用時間 9：00～21：00（日、月、祝日及び年末年始は17時まで）
- ◆利 用 料 無料
- ◆休 館 日 青森市総合福祉センターと同様となります。
- ◆申込み・問合せ 中央3丁目16-1 青森市総合福祉センター2階
☎ 777-1778 FAX 776-9261

案 内 図



福祉関係施設一覧

また、「デイサービスセンター」「地域包括支援センター」を併設しており、介護が必要な高齢者や重度の身体障がいのある方々への入浴、給食サービス、在宅で介護する方々への生活指導、介護相談、各種福祉情報の提供等、在宅福祉を推進する拠点施設です。

1 階	・保健センター（機能回復訓練室、集団指導室、栄養指導室、健康相談室、診察室等） ・老人福祉センター（和室大広間、浴室、作業訓練室等） ・青森市社会福祉協議会浪岡支部 ・デイサービスセンター ・地域包括支援センター ・指定相談支援事業所 ・居宅介護支援事業所
2 階	シルバー人材センター

◆休館日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
※地域包括支援センター、居宅介護支援事業所は
土曜日、デイサービスセンターは土曜日、祝日
も実施

◆所在地 浪岡浪岡字稻村274

◆お問い合わせ先
健康福祉課

青森市社会福祉協議会浪岡支部

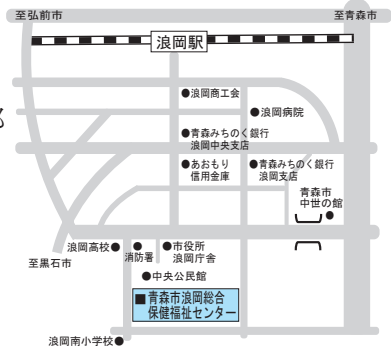
デイサービスセンター

地域包括支援センター

指定相談支援事業所

居宅介護支援事業所 ☎ 0172-55-6770

シルバー人材センター ☎ 0172-62-9178



●しあわせプラザ

高齢者及び身体に障がいのある方のデイサービス等のほか、介護相談やボランティアの育成と情報の提供など、在宅福祉を推進する拠点施設です。

市民のしあわせづくり、地域福祉の増進の場としてご利用できます。

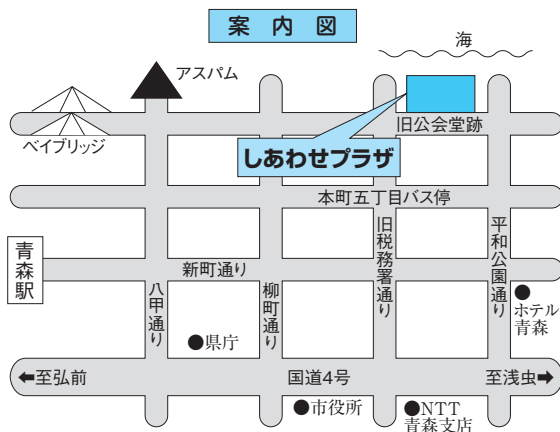
1 階	デイサービスセンター、ボランティアセンター、青森市社会福祉協議会
2 階	研修室、和室、小会議室、しあわせひろば（児童遊戯室）、娯楽室、青森市シルバー人材センター
3 階	大会議室、中会議室、ホームヘルパーステーション

◆利用時間 9：00～21：00
※17：00～21：00までは、会議室等の団体使用に限ります。

◆休館日 年末年始（12月29日～1月3日）
※保守点検等により休館する場合もございます。

◆利用料 無料（デイサービスセンターを除く）
※会議室については市内福祉団体等が利用できます。（事前に申請書の提出が必要です。）

◆申込み・問合せ 青森市社会福祉協議会
（青森市福祉増進センター「しあわせプラザ」内）
本町4丁目1-3 ☎ 723-1340
FAX 777-0458



●青森市急病センター

急病センターは夜間に、けがや急な腹痛・頭痛などの応急処置を行います。また、重症のときは、すばやく救急病院を紹介します。

◆診療科目・診療日

曜日によって診療科目・診療時間が異なります。

	月	火	水	木	金	土	日
内 科	○	○	休	○	○	○	○
小児科	休	○	○	○	○	○	○
外 科	休	○	休	○	休	○	○

※5/3～5、12/29～1/3は内科・小児科・外科を診療

◆診療時間

月・水・金	19時00分～21時00分（受付は20時30分まで）
火・木・土・日	
5月3日～5日、 12月29日～1月3日	19時00分～22時00分（受付は21時30分まで）

※予約不要

◆診療内容

応急処置とし、往診や手術・精密検査などはいりません。

◆所在地

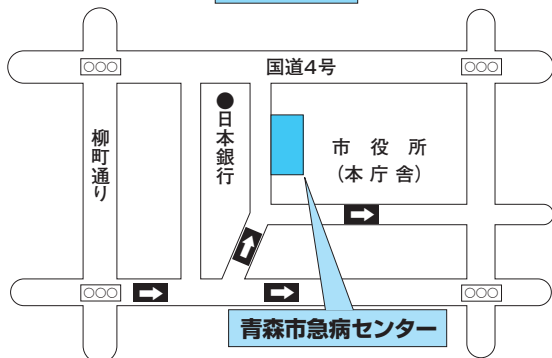
中央1丁目22-5（急病センター棟1階）

◆電 話

☎ 773-6477

平日8:30～17:00は保健予防課急病センター管理チーム 電話 734-5770へお問い合わせください。

案 内 図



●病院の紹介

夜間、休日に開院している医療機関を知りたいときは、救急病院紹介（消防本部）☎722-2211へお問い合わせください。

なお、厚生労働省が運用する「医療情報ネット」(<https://www.iryu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>)で確認できます。

●児童関係

保育所（園）

令和7年4月1日現在

保育所（園）名	所在地	電 話	定員
合 浦 保育園	合浦1丁目4-9	743-6838	60
南 栄 町 保育園	花園2丁目11-39	741-0753	120
蜷 貝 保育園	青柳1丁目8-28	735-2567	40
ゆうゆうきっず青森	本町1丁目5-41	776-5611	110
おきだて 保育園	新田2丁目21-18	781-0059	50
原 別 保育園	矢作1丁目22-8	736-2238	60
宮 田 保育園	宮田字玉水181-2	752-8250	40
本 泉 保育園	本泉2丁目16-15	736-7477	66
八 重 田 保育園	八重田3丁目4-17	736-5735	60
小 柳 保育園	小柳2丁目8-2	741-5888	70
青森第三なかよし保育園	小柳3丁目15-1	741-7722	50
あ さ ひ 保育園	岡造道2丁目4-40	742-6939	70
青 森 双 葉 保育園	造道1丁目2-14	741-5919	60
福 田 保育園	松森2丁目7-15	741-5378	70
佃 保育園	南佃1丁目6-9	743-2111	60
桜 川 保育園	桜川9丁目19-23	743-3287	70
桜川保育園浜館分園	浜館字見取6	718-7228	30
八 ツ 橋 保育園	筒井字八ツ橋174-1	738-5054	60
筒 井 保育園	筒井1丁目2-11	743-1555	60
松 原 保育園	松原2丁目7-5	734-3081	50
申 孝 保育園	中央1丁目19-7	734-3032	40
和 幸 保育園	長島2丁目1-12	776-4826	120
青 森 聖 星 保育園	大野字山下148-19	739-4924	60
大 野 保育園	大野字前田74-1	739-7871	60
青森第一なかよし保育園	金沢4丁目9-18	777-2976	40
千 富 保育園	千富町2丁目8-38	782-4010	20
若 芽 保育園	浪館前田4丁目20-26	781-0400	90
若芽保育園西大野分園	西大野3丁目13-4	739-0300	45
泉 川 保育園	大野字鳴滝76-7	739-8489	60
浪 館 保育園	浪館字平岡66-1	766-1307	60
ひ な づ る 保育園	里見1丁目8-37	781-1219	60
ひ ま わ り 保育園	里見1丁目5-25	766-0411	50

保育所（園）名	所在地	電 話	定員
ねむのき 保育園	篠田1丁目21-8	766-1272	60
しあわせ 保育園	篠田3丁目12-58	766-1442	50
小 浜 保育園	沖館5丁目15-38	766-5092	40
富 田 保育園	富田5丁目19-41	781-7116	80
あいの 保育園	富田2丁目25-12	781-4918	60
愛 心 保育園	油川字大浜18-5	788-0756	40
後 潟 保育園	六枚橋字磯打57-5	754-2419	40
平 和 台 保育園	新城字山田618-19	788-5322	60
しらかば 保育園	新城字平岡146-101	788-3441	60
戸 山 保育園	蛭沢3丁目3-1	743-4700	70
戸山保育園分園	蛭沢3丁目13-7	752-9977	22
幸 畑 保育園	幸畑字谷脇133	738-2359	60
まきば 保育園	幸畑字阿部野235-2	738-7585	30
幸 伸 保育園	幸畑字松元62-23	738-2111	50
つばさ 保育園	新町野字薄井67-12	738-7971	20
玉 川 保育園	浜田字玉川172-9	774-7225	75
ひなた 保育園	緑2丁目20-4	774-5800	80
高 田 保育園	高田字日野200	739-3641	40
細 越 保育園	細越字栄山419	739-7241	30

認定こども園

施設名	施設種別	所在地	電 話	利用定員
青森認定こども園	保育所型 認定こども園	松原1丁目8-1	752-8261	100
幼保連携型認定こども園 すぎのこ幼稚園	幼保連携型 認定こども園	大野字前田75-3	739-7255	195
幼保連携型認定こども園 第二すぎのこ幼稚園	幼保連携型 認定こども園	はまなす1丁目7-1	726-0200	150
幼保連携型認定こども園 浦町保育園	幼保連携型 認定こども園	中央3丁目21-4	734-7749	166
幼保連携型認定こども園 ときわ保育園	幼保連携型 認定こども園	旭町2丁目11-1	776-4135	70
認定こども園やすた	幼保連携型 認定こども園	安田字稲森170-1	766-1041	85
こども園あおもりよつば	幼保連携型 認定こども園	三内字丸山69-4	766-1151	75
こどものくに	幼保連携型 認定こども園	千刈4丁目4-8	776-5538	65
幼保連携型認定こども園 滝内保育園	幼保連携型 認定こども園	西滝3丁目5-7	782-4360	60
幼保連携型認定こども園 いしえこども園	幼保連携型 認定こども園	石江字高間138-3	781-0881	85

施設名	施設種別	所在地	電話	利用定員
幼保連携型認定こども園 いしえこども園 分園	幼保連携型認定こども園	石江3丁目16-5	752-6016	9
認定こども園 SHINJO	幼保連携型認定こども園	新城字平岡252-4	788-0874	105
本郷保育園	幼保連携型認定こども園	浪岡本郷字岸田17-2	0172-62-4136	35
幼保連携型認定こども園 浪岡中央保育園	幼保連携型認定こども園	浪岡浪岡字若松84-2	0172-62-4036	75
五本松保育園	幼保連携型認定こども園	浪岡五本松字岡本13-4	0172-62-6994	55
大釈迦保育園	幼保連携型認定こども園	浪岡徳才子字早稲田95-1	0172-62-3022	55
北中野保育園	幼保連携型認定こども園	浪岡北中野字上嶋田38	0172-62-3057	60
認定こども園 青森第一とうとう幼稚園	幼稚園型認定こども園	小柳6丁目11-12	743-2027	99
幼保連携型認定こども園 青い鳥	幼保連携型認定こども園	油川字岡田20-2	788-0377	75
幼保連携型認定こども園 中央文化保育園	幼保連携型認定こども園	幸畑1丁目27-1	738-5161	80
認定こども園 ひのき	幼保連携型認定こども園	金浜字伊吹128-20	739-3010	65
認定こども園 あらかわ	幼保連携型認定こども園	荒川字柴田10-2	739-2645	75
青森甲田こども園	幼保連携型認定こども園	北金沢2丁目1-6	776-8680	75
認定こども園 あかしや保育園	幼保連携型認定こども園	原別8丁目11-15	736-4201	40
幼保連携型認定こども園 青森東こども園	幼保連携型認定こども園	平新田字森越18-5	726-0678	43
認定こども園 青森ひかり	幼保連携型認定こども園	奥野4丁目11-18	722-3316	75
幼保連携型認定こども園 青森藤こども園	幼保連携型認定こども園	奥野3丁目7-2	734-3980	125
あおりみなみこども園	幼保連携型認定こども園	北金沢2丁目19-6	776-6215	85
幼保連携型認定こども園 つばみ保育園	幼保連携型認定こども園	旭町3丁目7-8	776-3544	70
青森山田こども園	幼保連携型認定こども園	四ツ石字下川原24-1	738-2622	63
認定こども園 第二青森幼稚園	幼稚園型認定こども園	青葉3丁目10-45	739-3441	145
幼保連携型認定こども園 源内幼稚園	幼保連携型認定こども園	富田1丁目26-33	766-1534	277
認定こども園 油川幼稚園	幼稚園型認定こども園	羽白字野木和37	788-0911	55
認定こども園 青森中央短期大学附属第一幼稚園	幼稚園型認定こども園	野尻字今田108	764-2600	125
認定こども園 青森中央短期大学附属第二幼稚園	幼稚園型認定こども園	三内字丸山16	782-5665	125
認定こども園 青森中央短期大学附属第三幼稚園	幼稚園型認定こども園	原別字袖崎9	726-2112	105
認定こども園 白ゆり幼稚園	幼稚園型認定こども園	桜川2丁目15-3	742-2292	105
認定こども園 あすなろ幼稚園	幼稚園型認定こども園	奥内字宮田61	754-2056	68
(併設) あすなろキッズ園	幼稚園型認定こども園	三好1丁目12-24	763-0163	27
認定こども園 甲田幼稚園	幼稚園型認定こども園	金沢1丁目2-7	776-8639	80
認定こども園 青森幼稚園	幼稚園型認定こども園	篠田2丁目22-8	781-0433	175
認定こども園 第一南幼稚園	幼稚園型認定こども園	緑2丁目10-10	774-2262	85
認定こども園 東奥幼稚園	幼稚園型認定こども園	勝田2丁目11-3	775-2125	90

施設名	施設種別	所在地	電話	利用定員
認定こども園浪岡すみれ保育園	保育所型 認定こども園	浪岡吉野田字木戸口16	0172-62-3130	50
浪岡若葉こども園	幼保連携型 認定こども園	浪岡下十川字扇田191-1	0172-62-5100	56
こども園瑞穂	幼保連携型 認定こども園	浪岡女鹿沢字稲本85	0172-62-7350	82
のざわ子ども園	幼保連携型 認定こども園	浪岡樽沢字村元353-3	0172-62-4134	65
認定こども園しらゆり保育園	幼保連携型 認定こども園	浪岡福田1丁目9-6	0172-62-7660	89
幼保連携型認定こども園 さなな園	幼保連携型 認定こども園	石江字江渡6-7	781-8010	66
幼保連携型認定こども園 おおほし園	幼保連携型 認定こども園	奥内字宮田568-2	754-2108	43
幼保連携型認定こども園 おおほし保育園	幼保連携型 認定こども園	妙見3丁目6-10	738-3589	85
野木和保育園	幼保連携型 認定こども園	羽白字沢田411-4	788-0474	75
認定こども園愛育幼稚園	幼稚園型 認定こども園	久須志4丁目12-1	781-1577	60

地域型保育事業所

施設名	所在地	電話	利用定員
チャイルドホームたんぽぽ	駒込字蛭沢279-4	742-9727	19
ぴよぴよランド	自由ヶ丘2丁目12-20	752-6251	17
プティよつば	大字三内字丸山58-5	762-0117	19
きらきら保育園	大字浜田字玉川247-1	762-5336	19
ぴよぴよルーム青い鳥	大字油川字岡田33	763-0632	19
ニチキッズわかみや保育園	大字大野字若宮151-3ビュー大野1F	762-3552	19
チャイルドケアセンター ホク	北金沢2丁目18-1	776-6216	19
にじいろ保育園	浪館前田2丁目4-17	752-8622	12

幼稚園

施設名	所在地	電話	利用定員
青森大学附属呉竹幼稚園	松原2丁目15-2	722-6017	25
青森明の星短期大学付属幼稚園	浪打2丁目6-32	742-3935	15
たんぽぽ幼稚園	駒込字蛭沢280-3	742-0985	75
青森西幼稚園	三内字稲元55	781-1637	60
青森大学附属蛭ヶ丘幼稚園	赤坂1丁目27-9	742-4452	15
浪打カトリック幼稚園	浪打1丁目20-6	742-6089	25
聖ヤコブ幼稚園	桜川5丁目4-11	741-6339	35
聖マリア幼稚園	長島4丁目23-21	734-7728	35
聖アルバン幼稚園	浪打1丁目17-14	741-6825	45
王恵幼稚園	青柳2丁目2-10	734-3712	15

福 祉 館

館 名	所 在 地	電 話	備 考
佃 福 祉 館	佃 1 丁目 3 - 21	742 - 3220	各館により、和室、図書室、集会室、多目的室等を設置 ※利用申し込みは直接各福祉館まで。 ※利用時間 10:00～17:00 (予約がある場合は22時まで) ※高田教育福祉センターは 9:00～17:00 (予約がある場合は21時まで) 体育館も利用できます。 ※休館日 ・毎週火曜日 〔火曜日が祝日のときはこの以後の最も近い平日〕 ・12月28日 ～1月4日
造道福祉館	造道 3 丁目 12 - 3	742 - 1205	
幸畑福祉館	幸畑 2 丁目 2 - 2	738 - 3328	
片岡福祉館	旭町 3 丁目 7 - 20	775 - 2217	
滝内福祉館	三内字稲元122 - 1	766 - 5966	
ほろがけ福祉館	小柳 6 丁目 2 - 7	742 - 8165	
浪館福祉館	浪館字志田36	782 - 2632	
桜川福祉館	桜川 5 丁目 19 - 3	741 - 3256	
篠田福祉館	篠田 2 丁目 20 - 25	766 - 4241	
久須志福祉館	久須志 2 丁目 9 - 5	723 - 4270	
浜田福祉館	青葉 3 丁目 8 - 1	739 - 5782	
高田教育福祉センター	高田字日野229 - 1	739 - 5062	

児 童 館 等

館 名	所 在 地	電 話
荒 川 児 童 室 (荒川市民センター内)	荒川字柴田129-1	739-2404
後 潟 児 童 館	六枚橋字磯打25-8	754-3568
戸 山 児 童 館	戸山字赤坂35-3	741-2062
野 内 児 童 館	野内字菊川159-2	726-2234
高 田 児 童 館	高田字日野226	739-3349
安 田 児 童 館	安田字近野370	766-2270
相 野 児 童 館	富田2丁目27-7	766-2319
平 新 田 児 童 館	原別字袖崎1-32	726-7376
三 内 児 童 館	三内字沢部209-1	766-4256
奥 内 児 童 館	清水字浜元45	754-2117
油 川 児 童 室 (油川市民センター内)	羽白字池上197-1	788-9461
児 童 セ ン タ ー (総合福祉センター内)	中央3丁目16-1	723-0022
西部市民センター児童集会室 (西部市民センター内)	新城字平岡163-22	788-2491
浪 岡 中 央 児 童 館	浪岡浪岡字細田200-2	0172-62-3035
五 本 松 児 童 館	浪岡五本松字松本16	0172-62-3110
王 余 魚 沢 児 童 館	浪岡王余魚沢字北村元29	0172-62-3033
女 鹿 沢 児 童 館	浪岡女鹿沢字東富田57-2	0172-62-2322
平 川 児 童 館	浪岡浪岡字平野174-3	0172-62-9265
吉 野 田 児 童 館	浪岡吉野田字木戸口10-1	0172-62-9671
杉 高 児 童 館	浪岡高屋敷字後田32-1	0172-62-4060
児 童 集 会 室 (旧本郷幼稚園舎)	浪岡本郷字岸田17-4	0172-62-5581

その他の福祉施設

区 分	名 称	所 在 地	電 話	定 員
児童自立支援施設	青森県立子ども自立センターみらい	合子沢字松森265	738-2043	50
乳 児 院	若 葉 乳 児 院	奥野3丁目7-18	718-3212	10
児童養護施設	藤 聖 母 園	奥野3丁目7-1	734-0489	44
児童心理治療施設	青森おおぞら学園	雲谷字山吹237-17	752-0080	30

●介護保険関係

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

令和7年6月1日現在
常時介護を必要とし、自宅では介護が困難な方に対し
日常生活介護や療養上の世話をを行います。(要介護3～
5の方が対象。要介護1・2の方の特例入所あり)

施 設 名	所 在 地	電 話	定員
特別養護老人ホーム三思園	横内字若草1-1	728-1133	50
鶴ヶ丘苑	新城字平岡746	788-5872	90
特別養護老人ホーム寿幸園	高田字川瀬186-1	739-6473	98
特別養護老人ホーム正寿園	田茂木野字阿都野63-2	738-3711	110
特別養護老人ホーム和幸園	矢田字下野尻48-3	737-3333	110
特別養護老人ホーム雲谷ホーム	雲谷字山吹92-170	728-2910	50
特別養護老人ホーム藤の園	駒込字蛭沢387-1	765-5685	60
指定介護老人福祉施設樹の里	諏訪沢字丸山56-1	726-3550	50
特別養護老人ホーム朝光苑	横内字亀井245-1	764-5117	50
特別養護老人ホームかいふう	久栗坂字山辺89-10	737-5080	50
特別養護老人ホーム外ヶ浜荘	奥内字宮田564-2	761-3040	50
特別養護老人ホームつるがさか	鶴ヶ坂字田川187-94	763-1051	36
特別養護老人ホームゆうゆう荘	浪岡樽沢字村元330-7	0172-62-9201	50

介護老人保健施設

令和7年6月1日現在
症状が安定期に入った方に対し、看護や介護、
リハビリを行います。(要介護1～5の方が対象)

施 設 名	所 在 地	電 話	定員
介護老人保健施設青森ナースングライフ	矢田前字弥生田47-2	726-5211	100
ユニット型介護老人保健施設青照苑	羽白字野木和45	788-3000	100
介護老人保健施設いちい荘	諏訪沢字丸山72	726-3855	100
青森南老人保健施設甲田苑	横内字亀井259-2	728-3939	100
老人保健施設すずかけの里	里見2丁目13-1	761-1111	100
桐 紫 苑	幸畑字谷脇214-1	738-8080	80
介護老人保健施設ニューライフ芙蓉	妙見3丁目11-14	728-2200	100
介護老人保健施設みちのく青海荘	港町3丁目6-3	741-5188	100
介護老人保健施設ケア・ガーデン青森	古館1丁目2-1	744-3311	100
介護老人保健施設なみおか	浪岡杉沢字山元454-238	0172-69-1120	100

介護医療院

令和7年6月1日現在
医学的管理のもとで長期療養が必要な方のための医療や生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを行います。(要介護1～5の方が対象)

施 設 名	所 在 地	電 話	定員
介護医療院石木医院	浅虫字蛭谷65-37	752-3015	18
介護医療院白取医院	高田字川瀬294-9	739-2342	15
介護医療院カトレア	高田字川瀬110-1	739-6100	64

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

令和7年6月1日現在
常時介護を必要とし、自宅では介護が困難な方に対し定員が29人以下の小規模な施設で、食事や入浴、機能訓練などのサービスを行います。(要介護3～5の方が対象。要介護1・2の方の特列入所あり)

施設名	所在地	電話	定員
特別養護老人ホームつるがさか	鶴ヶ坂字田川187-94	763-1051	14
特別養護老人ホーム大野和幸園	西大野5丁目16-10	752-8020	29
特別養護老人ホームおきだて苑	新田1丁目11-3	763-0661	29
特別養護老人ホームすこやか苑	浜館字間瀬85-6	757-8122	29
特別養護老人ホーム勝田三思園	勝田2丁目20-12	763-0036	29
特別養護老人ホームささえ	港町3丁目10-36	764-0765	29

居宅介護支援事業者

令和7年6月1日現在
要介護1～5と認定された方が介護サービスを利用する際に、利用者に合った「ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービス利用ができるよう、利用者を支援します。

事業所名	所在地	電話
医療法人明友会嶋中内科循環器科	青柳2丁目9-38	775-2111
みちのく居宅介護支援センター	港町2丁目10-15	744-7587
在宅介護支援センター北翔	古館1丁目2-1	744-3327
社会福祉法人恵寿福祉会居宅介護支援事業所	けやき2丁目1-7	757-9225
藤聖母園居宅介護支援事業所	奥野3丁目7-1	776-0644
在宅介護支援センターせんじゅ園	新城字福田79-1	763-2055
在宅介護支援センター鶴ヶ丘	新城字平岡746	788-5918
在宅介護支援センター和幸	矢田字下野尻48-2	737-3334
在宅介護支援センターしんまち	新町2丁目1-8	723-9991
株式会社ケアライフ青森青森営業所	卸町3-5	764-3225
居宅介護支援事業所ふれあい	小柳1丁目17-18	744-1422
居宅介護支援センター芙蓉	妙見3丁目11-14	738-7008
在宅介護支援センターきさらぎ	安田字稲森177-7	782-8686
特別養護老人ホーム三思園	横内字若草1-1	728-1133
まちだケアプランサービス	油川字大浜109-13	787-0433
ニチイケアセンター青森	西滝3丁目1-15	761-6560
社会福祉法人青森市社会福祉協議会青森市中央	本町4丁目1-3	723-1340
在宅介護支援センターおきだて	富田5丁目19-45	761-4566
じけいかい居宅介護支援事業所	荒川字柴田191-2	752-1189
青森介護サービスケアプランセンター	古川2丁目15-7 ジョブメイトビル	721-1239
指定居宅介護支援事業所「かねはま」	大別内字葛野180	718-7181
居宅介護支援事業所つつみ	安方1丁目11-6	732-3955

事業所名	所在地	電話
協立クリニック居宅介護支援事業所	東大野 2 丁目 2 - 2	762-2861
居宅介護支援事業所ケアネット中部	問屋町 1 丁目 15 - 10	764-1860
居宅介護支援事業所レインボー	幸畑 3 丁目 5 - 21	738-3860
居宅介護支援事業所マミーの手	第二問屋町 1 丁目 4 - 29	729-2773
介護計画ケア・グー	奥野 2 丁目 20 - 1	775-2977
居宅介護支援センターあんじょう	浜館字間瀬 85 - 1	765-0380
居宅介護支援事業所野いちご	問屋町 1 丁目 15 - 10	738-1106
あおぞら在宅介護相談センター	奥野 2 丁目 27 - 10	763-4570
ケアサポートステーション清風荘	第二問屋町 4 丁目 11 - 18 ソフトアカデミーあおもりビル 4F D号	718-5222
光仁ケアプランサービス	油川字大浜 141 - 2	763-2410
アースサポート青森	松森 1 丁目 10 - 1	742-4900
居宅介護支援センターあうら	幸畑 2 丁目 6 - 16	752-9111
居宅介護支援事業所さいとうプランサービス	荒川字柴田 105 - 2 ルミエルユウ 101号室	070-5017-0311
あおば居宅介護支援事業所	堤町 2 丁目 1 - 3 あおばビル 2階	774-5505
すかい居宅介護支援事業所	佃 1 丁目 23 - 10	741-1777
居宅介護支援事業所もみじ	幸畑 4 丁目 4 - 13	752-7013
在宅介護支援センターすずかけ	里見 2 丁目 13 - 1	761-1110
居宅介護支援事業所はなまる	蛭沢 3 丁目 12 - 24	765-3030
居宅介護支援事業所さくらの家	桜川 5 丁目 17 - 6	718-3815
居宅介護支援センターメディケア	浜館 4 丁目 14 - 4	765-5030
アースサポート新青森	三内字沢部 258 - 13	766-8411
トヨタカラー青森ケアプランセンター	沖館 3 丁目 1 - 65	761-7727
青森介護相談センター	桂木 4 丁目 3 - 14 デイサービスセンター沢庵 2F	763-0180
居宅介護支援センター結	古館 1 丁目 4 - 18 オリブ A201	762-7762
居宅介護支援事業所いしき	浅虫字蛭谷 65 - 40	737-5252
しあわせ介護ケアプラン	花園 1 丁目 15 - 5	762-7006
公益社団法人青森県医師会	新町 2 丁目 8 - 21	723-1911
居宅介護支援センター ケア・プロモーション	中央 3 丁目 8 - 16 シティバレス中央 102	718-7883
居宅介護支援事業所いこい	蛭沢 4 丁目 2 - 4	752-8585
居宅介護支援事業所八ッ橋	筒井字八ッ橋 31 - 141	728-1721
テック介護相談室	浪館字泉川 22 - 6	763-5600
居宅介護支援事業所スマイル	問屋町 2 丁目 14 - 6	772-2049
居宅介護支援事業所アース	問屋町 1 丁目 7 - 21	757-8682
居宅介護支援事業所アライブ	蛭沢 1 丁目 22 - 5	752-6690
後見事務所のあ	小柳 3 丁目 7 - 32 Kハイツ 105号	752-9708
ケアプランサービスまごの手	沖館 5 丁目 8 - 5 田茂	762-7920
居宅介護支援事業所ふたば	木野字阿部野 63 - 2	764-6899
居宅介護支援事業所アクトリー	浜館 4 丁目 8 - 13 101号室	752-6404

事業所名	所在地	電話
認知症ケア特化型居宅介護支援事業所メサイア	南佃2丁目18-7	752-8765
居宅介護支援センター七輝	浜田2丁目9-8	752-7786
居宅介護支援いきいきプラン	佃1丁目17-3ハイップラネット201号室	763-5020
株式会社ケアライフ青森浪岡営業所	浪岡浪岡字若松12-4	0172-69-1321
浪岡在宅介護支援センター	浪岡樽沢字村元330-7	0172-62-1212
社会福祉法人青森市社会福祉協議会青森市中央浪岡支部	浪岡浪岡字稲村274	0172-55-6770
新都市居宅介護支援事業所	石江3丁目2-4	757-8373
ケアホームふれあいの里	富田3丁目17-23	781-6344
優・遊 介護ステーション	六枚橋字磯打40-1	754-3993
源 桃	造道3丁目14-18	752-7450
藤の園居宅介護支援事業所	駒込字蛭沢387-1	765-5686
有限会社ほっとケアサービス	南佃2丁目23-80	741-0738
サニーマーケット	御町2-7 フレンドリー御町1号館110号	718-7071
居宅ケアサークル	小柳1丁目17-21	752-1272
ピアネットプランニング	篠田1丁目8-1 エムズコーポ101	763-4755
くうさん居宅介護支援事業所	第二間屋町1丁目4-13 ライヴリータウン202号	752-1085
相談支援事業所カラー	自由ヶ丘2丁目6-26 デイアコート自由ヶ丘106号	752-0059
グロースプラン	第二間屋町1丁目7-12 アロジッソ202号	762-7572
ケア事務所グリーン	松森1丁目9-8 ビュー松森B101	763-4928
居宅介護支援事業所 レント	筒井字八ッ橋90-1	763-0411
ケアワーク・ラボ えにし	柳川1丁目2-11-402	718-7350
居宅介護支援事業所 わらび	幸畑1丁目11-4	090-1062-7523
居宅介護支援事業所 ぬくもり	小柳6丁目24-4 Cハウス59番地102号	718-7633
アコード介護支援事業所	第二間屋町4丁目6-17 ヴェルニエーチェB101号	718-8023
ケアプランセンターみなみ	岡造道1丁目17-8	752-0190
ここふくサポート	浪岡銀字前田4-2	0172-62-6823
居宅介護支援事業所パンダ	松森3丁目17-69-10号	762-0453
居宅介護支援事業所グッドケア	新城字福田308-20 2F	752-9292
居宅介護支援事業所みんなの架け橋	虹ヶ丘1丁目7-12	757-9091
ツクイ青森金沢(居宅)	金沢3丁目12-27	721-8000
ケアプランちしま	浪岡女鹿沢字東花岡54-37	070-3223-4683
居宅介護支援事業所ケアサポートちとせ	浜館4丁目12-5	090-2603-3259
居宅介護支援事業所あいうえお	北金沢2丁目6-12 コーポ紫陽花102号	080-3330-7710
介護相談所 ケアパートナー	三内字沢部373-32	070-1183-2620
居宅介護支援事業所 いでばす	羽白字池上194-1	722-9426

●高齢者関係

養護老人ホーム

在宅で養護を受けることが困難で市民税所得割非課税世帯の方が入所できます。

施設名	所在地	電話	定員
安生園	浜館字間瀬85-1	741-4301	80
藤ホーム	駒込字蛭沢387-3	741-3040	55

軽費老人ホーム（ケアハウス）

身体機能の低下等により在宅生活に不安があり、家族の援助を受けることが困難な方が入所できます。

施設名	所在地	電話	定員
ゆうゆう	矢田前字弥生田46-30	726-5266	30
幸徳	矢田字下野尻48-3	737-3336	20
リヲ	諏訪沢字丸山63-2	726-3535	15
鶴ヶ丘	羽白字野木和49-2	763-2511	30
幸陽	矢田字下野尻48-2	726-1777	29
ミッドライフケアレジデンス	新町1丁目2-5	721-8111	30

軽費老人ホーム（A型）

身体機能の低下等により在宅生活に不安があり、家族の援助を受けることが困難な方が入所できます。

施設名	所在地	電話	定員
和幸園	浅虫字内野48-1	752-2567	60

青森市地域包括支援センター

高齢者に対し、総合的な支援をします。

名前	所在地	電話番号	担当地区
おきだて	富田5丁目18-3	761-4580	柳川、千富町1丁目、沖館、富田、新田、篠田、千刈、久須志
すずかけ	里見2丁目13-1	761-7111	西滝、里見、三内、岩渡、新城平岡、石江、三好
中央	新町2丁目1-8	723-9111	堤町、青柳、橋本、中央、本町、松原、勝田、長島、古川、新町、安方、奥野
東青森	浜館6丁目4-5	765-3351	はまなす、けやき、岡造道、小柳、古館、松森2・3丁目、佃2・3丁目、中佃、南佃、虹ヶ丘、浜館1～6丁目、自由ヶ丘

名 前	所 在 地	電話番号	担当地区
南	妙見3丁目11-14	728-3451	筒井、幸畑、田茂木野、桜川（1丁目を除く）、横内、雲谷、四ツ石、大矢沢、野尻、合子沢、新町野、問屋町、卸町、妙見
東 部	矢田前字弥生田47-2	726-5288	野内、久栗坂、浅虫、宮田、馬屋尻、三本木、滝沢、矢田、矢作、本泉、原別、平新田、後菰、泉野、矢田前、八幡林、戸崎、諏訪沢、築木館、桑原、戸山、沢山、駒込、浜館（1～6丁目を除く）、田屋敷、赤坂、蛭沢、月見野
お お の	東大野2丁目1-10	711-7475	桂木、緑、青葉、北金沢1丁目、金沢1・3～4丁目、旭町、浦町、浜田、東大野、西大野、大野
寿 永	高田字川瀬187-14	739-6711	北金沢2丁目、金沢2・5丁目、千富町2丁目、小畑沢、細越、安田、浪館前田、浪館、牛館、第二問屋町、高田、大谷、小館、入内、野沢、荒川、八ツ役、金浜、大別内、野木、上野
の ぎ わ	羽白字野木和45	763-2255	孫内、新城山田、新城福田、新城天田内、岡町、戸門、鶴ヶ坂、油川、羽白、西田沢、飛鳥、瀬戸子、奥内、前田、清水、内真部、四戸橋、後潟、六枚橋、小橋、左堰
みちのく	港町3丁目6-3	765-0892	浪打、港町、茶屋町、栄町、合浦、花園、造道、東造道、八重田、松森1丁目、佃1丁目、桜川1丁目
浪 岡	浪岡浪岡字稲村274	0172-69-1117	浪岡、五本松、王余魚沢、女鹿沢、沢、銀、郷山前、吉野田、下石川、杉沢、浪岡福田、高屋敷、徳才子、中野、吉内、本郷、相沢、細野

在宅介護支援センター

地域包括支援センターの協力機関です。

事業所名	所在地	電話
鶴ヶ丘	新城字平岡746	788-5918
藤聖母園	奥野3丁目7-1	776-0644
ふれあい	小柳1丁目17-18	744-1422
北翔	古館1丁目2-1	744-3327
聚幸園	雲谷字山吹92-170	728-2992
えんじゅ	蛭沢3丁目12-24	744-1100
和幸	矢田字下野尻48-2	737-3334
きさらぎ	安田字稲森177-7	782-8686
せんじゅ園	新城字福田79-1	763-2055
浪岡	浪岡樽沢字村元330-7	0172-62-1212

その他の電話相談窓口

機 関 名	電 話	相談に応じる内容	相談時間
精神保健福祉相談 (青森市保健所)	765-5285	心の不安や悩みに関する相談	祝日・年末年始を除く月～金 8:30～18:00
難病相談 (青森市保健所)	765-5282	難病患者に関する相談	祝日・年末年始を除く月～金 8:30～18:00
エイズ専用電話相談 (青森市保健所)	765-5295	エイズに関する相談、エイズ検査の申し込み	祝日・年末年始を除く月～金 8:30～18:00
難病相談 (青森県難病相談支援センター)	0172-62-5514	難病に関する療養上・生活上の悩みや不安に関する相談	祝日・年末年始を除く月～土 9:00～16:00
家庭教育相談 「すこやかほっとライン」 (青森県総合社会教育センター)	739-0101	こどもに関する悩みや家庭教育全般に関する相談	祝日・年末年始を除く月・水・木 13:00～15:00
学校生活に関する相談 (青森県総合学校教育センター)	728-5575	いじめ、不登校、学業、進路等こどもの教育全般に関する相談	祝日・年末年始を除く月～金 8:30～17:00 土(月1回)要予約 9:00～12:00
特別支援教育に関する相談 (青森県総合学校教育センター)	764-1991	心身の発達の遅れが気になるこどもの生活、学習、進路に関する相談	祝日・年末年始を除く月～金 9:00～17:00 土(月1回)要予約 9:00～12:00
親と子と教師の教育相談室 スマイルサポート (青森県教育厚生会)	0120-783-087	子どもや教師の教育に関する相談	土日・祝日・年末年始・お盆期間を除く月・水・金 ※事前連絡により、時間外も対応可能 9:00～16:00
総合相談 (青森県子ども家庭支援センター)	775-8080	妊娠、出産、こども、子育て、家庭全般に関する相談	水・年末年始を除く毎日 9:00～16:00
生徒指導相談 (青森県教育庁学校教育課)	722-7434	いじめ、不登校、学校教育全般に関する相談	祝日・年末年始を除く月～金 8:30～17:00
あおり救急電話相談 (青森県消防保安課)	#7119又は 718-0289	急なけがや病気の対応に関する相談 (15歳以上)	24時間365日
こども医療でんわ相談 (青森県医療薬務課)	#8000又は 722-1152	休日・夜間の急なこどものけがや病気への対応に関する相談 (おおむね16歳未満)	平日 18:00～翌朝8:00 土曜 13:00～翌朝8:00 日曜・祝日 8:00～翌朝8:00(24時間) ※8/13及び年末年始(12/29～1/3)は、日曜・祝日と同じ対応

機 関 名	電 話	相談に応じる内容	相談時間
青森市医療安全支援センター (青森市保健所)	765-5281	医療に関する疑問や不安、患者への対応や接遇について	祝日・年末年始を除く月～金 8:30～18:00
24時間子供SOSダイヤル (青森県教育庁学校教育課)	フリーダイヤル 0120-0-78310 734-9188	こどものいじめ、虐待、不登校等に関する相談	24時間対応
みんなの人権110番 (青森県地方務局人権擁護課)	0570-003-110	人権問題に関する相談	祝日・年末年始を除く月～金 8:30～17:15
こどもの人権110番 (青森県地方務局人権擁護課)	フリーダイヤル 0120-007-110	こどもの人権に関する相談	祝日・年末年始を除く月～金 8:30～17:15
青森県中央児童相談所	781-9744	こどもの相談全般について	祝日・年末年始を除く月～金 8:30～17:15
こども虐待ホットライン (青森県中央児童相談所)	フリーダイヤル 0120-716-552	こどもへの虐待に関する相談	24時間対応
青森少年サポートセンター新町センター (青森県警察本部内)	フリーダイヤル 0120-58-7867	「少年の非行問題」「犯罪被害」「いじめ」「家出・無断外泊」などに関する子どもやその家庭からの相談	祝日・年末年始を除く月～金 8:30～17:15
青森少年サポートセンター安方センター (青森警察署内)	776-7676		
こころの電話 (青森県立精神保健福祉センター)	787-3957 787-3958	こころの悩み、こころの健康等に関する相談	祝日・年末年始を除く月～金 9:00～16:00
あおもりのいのちの電話 (NPO法人あおもりのいのちの電話)	0172-33-7830	人生のさまざまな悩みごと	毎日12:00～21:00 メール相談はホームページから入室して下さい。
「いのちの電話」ナビダイヤル	0570-783-556		毎日 10:00～22:00
県民のための自殺予防いのちの電話 (NPO法人あおもりのいのちの電話)	フリーダイヤル 0120-063-556		毎月1日及び15日 12:00～21:00
自殺予防 いのちの電話 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟)	フリーダイヤル 0120-783-556		毎月10日 8:00～翌日8:00
障がい者110番 (青森県障がい者社会参加推進センター)	764-2941 FAX 764-2942	医療福祉、人権、生活、その他障がい者のためのなんでも相談	火曜・祝日・年末年始を除く月～日 10:00～16:00
ひきこもり相談 (青森県ひきこもり地域支援センター)	本部787-3953 サテライト 735-8066	社会的ひきこもりに関する相談	本部 平日9:00～16:00 サテライト 火・木10:00～15:00 (祝日・年末年始を除く)

機 関 名	電 話	相談に応じる内容	相談時間
障がい者差別解消相談窓口 (青森県障がい者社会参加推進センター)	728-3820 FAX 764-2942	障害者差別解消法が禁じる障がい者差別についての相談	月・水・金曜日及び第3日曜日 10:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)
	E-mail sabetsuzero@nemunoki.jp		
警察安全相談室 (青森県警察本部) 各警察署相談窓口 (青森警察署、青森南警察署)	警察安全相談室 #9110又は 735-9110 青森警察署 723-0110 青森南警察署 0172-62-4021	DV、ストーカー、特殊詐欺などの、犯罪等による被害の未然防止に関する相談や県民の安全と平穩に関する相談	警察安全相談室 土日祝日・年末年始を除く 月~金8:30~17:00 青森警察署、青森南警察署は24時間対応
公益財団法人 青森県母子寡婦福祉連合会	774-3780	ひとり親家庭・寡婦の就業(技能習得等)、生活、法律に関する相談 心の相談	月・水・金 8:30~17:15 火・木 8:30~20:00 日(第2・4) 10:00~15:00 (土曜・日曜(第1・3・5)・祝日・年末年始を除く)
女性相談 (青森県女性相談支援センター)	781-2000	女性が抱える様々な問題に関する相談	平日 8:30~20:00 土・日・祝日 9:00~18:00
DVホットライン (青森県女性相談支援センター)	フリーダイヤル 0120- 87-3081	配偶者等からの暴力についての緊急通報専用	24時間対応
青森県男女共同参画センター相談室	732-1022	家庭や職場・地域など生活において直面する様々な悩みごとに関する相談及びパートナーからの暴力に関する相談	<一般相談> 年末年始・水曜日を 除く毎日 9:00~16:00 <専門相談>(予約制) ○法律相談 第2、第4火曜日 13:00~15:00 ○こころの相談 第3木曜日 13:00~15:00
青森県中央福祉事務所	734-9951	配偶者・パートナーからの暴力等に関する相談、女性が抱える様々な悩みに関する相談	祝日・年末年始を除く 月~金 8:30~17:15

機 関 名	電 話	相談に応じる内容	相談時間
よりそいホットライン	フリーダイヤル 0120- 279-338 つなぐ ささえる	「暮らしの中での困りごと、生活困窮、DVや性暴力被害、性別違和や同性愛に関わる相談、死にたいほどつらい気持ちのある方、他どんな悩みにもよりそいます。」(外国語、DV、セクシャルマイノリティなどの専門回線もあり)	24時間対応 通話料無料
子ども・若者総合案内 (青森県県民活躍推進課)	777-6123	日常生活を営む上での困難を抱えた「子ども・若者」の進路・就職や生活上の悩みなどの相談に応じる相談窓口・専門機関を紹介	祝日・年末年始を除く 月～金 9:00～17:00
あすなろ総合相談支援センター (青森県立あすなろ療育福祉センター)	782-7773	肢体不自由・重症心身障がいを中心とした障がいのある方や、障がいの心配のある方についての保健・医療・福祉などに関する相談	祝日・年末年始を除く 月～金 8:30～16:30
青森市配偶者暴力相談支援センター	734-5318	配偶者・パートナーからの暴力の悩みに関する相談 ※原則女性が対象	祝日・年末年始を除く 月～金 8:30～17:00 ※来所相談は要予約
女性の悩み相談 カダール相談室 (男女共同参画プラザ)	776-8858	自分自身の生き方、家庭や職場の人間関係、配偶者・パートナーからの暴力など、女性が抱える様々な悩みに関する相談	毎週月～土 (年末年始・休館日を除く) 9:00～18:00 ※面接相談は要予約
男性の悩み相談 カダール相談室 (男女共同参画プラザ)	776-8858	家庭や職場の人間関係など、男性が抱える様々な悩みに関する相談	毎週土曜日(年末年始を除く) 9:00～18:00 ※面接相談は要予約
性的マイノリティ にじいる電話相談 (男女共同参画プラザ)	776-8803	性的マイノリティに関する悩み全般の相談(ご家族・ご友人なども利用可)	毎週火曜日(年末年始を除く) 9:00～21:00
りんごの花ホットライン (あおもり性暴力被害者支援センター)	777-8349 または 全国共通短縮番号 シャープ はやくワンストップ # 8891	性犯罪・性暴力被害者の支援に関する相談、支援のコーディネート	平日 9:00～17:00 (上記時間以外、土・日・祝日・年末年始は、国のコールセンターにつながります) 女性相談員が対応 ※希望により男性相談員が対応。
公益社団法人 あおもり被害者支援センター	721-0783 ゼロナミ	犯罪や交通事故の被害に関する相談	平日 9:00～17:00 (上記時間以外、土・日・祝日・年末年始は、留守番電話で対応します。)
養育費・親子交流相談支援センター (こども家庭庁委託事業)	フリーダイヤル 0120-965-419 (携帯電話は使えませんので下記へ) 03-3980-4108 (ご希望により当センターから電話を掛けなおしています)	養育費に関する相談、面会交流の相談	平日(水曜日を除く) 10:00～20:00 水曜日(祝日を除く) 12:00～22:00 土/祝日 10:00～18:00 メール相談 info@youikuhi.or.jp

1名様からOK!! ご指定の場所へ伺います!!

青森市 マイナンバーカード 出張 申請受付 サービス のご案内

出張料・顔写真撮影は
無料です!



事前
予約制



「マイナンバーカード出張申請受付」を実施しています。

市職員が指定会場に訪問し、無料で申請受付・顔写真の撮影を行い一括で申請を受け付けます。



／近くに市役所に行けないよー!

手続
簡単

メリット1 わざわざ市役所に行かなくてもOK!

(市職員がご指定の会場へ伺います!)

メリット2 出張料、顔写真撮影も無料!

メリット3 自宅で受取可能!

(申請書類が整っている場合)



出張申請受付サービスの流れ

1

申請希望者を取りまとめるうえ
ご連絡ください

(1名様からOK)

2

市役所へ申込書を
提出し日程調整
申込者へ
必要書類を事前配布

3

指定会場に
市職員が訪問し、
申請受付

手続きカンタン!
1人10分程度!

4

ご自宅でカードを受け取り

おおむね2か月後、完成したカードを
申請者本人宛に郵送します。

※書類がそろわなかった場合等は、
市役所窓口受取となる場合があります。

※青森市民でないかたも受付可能ですが、カードの受取は、住民登録のある市町村役場に来庁していただく必要があります。

ご利用について

- 対象 青森市内にお住まいの個人・団体・グループ(民間・公的機関問わず)
- 実施期間 訪問日時は申込者と調整し決定します
- 申請希望者 1名から受付します

問合せ

青森市市民部行政情報センター市民課

TEL: 017-718-0440

FAX: 017-734-5236

メールアドレス:

mynum_shimin@city.aomori.aomori.jp

申込 方法

1. FAXで申込み ➡ 申込書を記入の上、お送りください
2. 郵送で申込み ➡ 申込書を記入の上、郵送にてお送りください
3. メールで申込み ➡ 申込書を記入の上、メールにてお送りください



～暮らしに安心を～

在宅医療(看護)・介護・療育 お任せください



●介護保険に関する全てのご相談は

青森介護サービスケアプランセンター
〒030-0862 青森市古川2-15-7 JMG古川ビル
TEL.017-721-1239

●医療ケアが必要な方は

あおかい訪問看護
TEL.017-752-0044

●定期的な見守りや短時間のサービスは

あおかい定期巡回ケア青森中央
TEL.017-718-3453

●生活支援、身体介護、移動に関するサービスは
青森介護サービスヘルパーステーション
TEL.017-721-1232

●家政婦・人材紹介は

ジョブメイト家政婦紹介所青森
〒030-0862 青森市古川2-15-7 JMG古川ビル
TEL.017-773-1232/017-775-2008

●障がい福祉サービスのご相談は

ビリーブケアプラン青森
〒030-0961 青森市浪打1-14-3 JMGビル
TEL.017-752-0030

●お子様への療育に関することは

ビリーブ児童デイサービス青森西
〒038-0059 青森市大字油川字千刈113-1
TEL.017-787-1261

ビリーブ児童デイサービス青森東
〒030-0961 青森市浪打1-14-3 JMGビル
TEL.017-752-0111

ビリーブ児童デイサービス青森 ぐんぐん
TEL.017-752-1220

あなたの希望にあう働き方が
見つかります
正社員・パート・アルバイト大募集!!

詳しくはこちら▶





株式会社七輝

～こころにキラリと輝きを～

- ・住宅型有料老人ホーム 七輝石江ホーム
- ・住宅型有料老人ホーム輝らり
- ・訪問介護ステーション七輝
(介護保険訪問介護・居宅介護・重度訪問介護・同行援護・介護タクシー)
- ・訪問介護事業所輝らり
(介護保険訪問介護・居宅介護・重度訪問介護・介護タクシー)
- ・居宅介護支援センター七輝
- ・相談支援事業所七輝(児童・一般・特定)
- ・児童発達支援・放課後等デイサービスななき
- ・ななきのもり



株式会社七輝 HP QRコード

社会福祉法人 徳誠福祉会

法人本部

〒038-0002 青森市沖館5丁目15-38
電話 017-766-5092 FAX 017-766-5021

富田保育園

〒038-0004 青森市富田5丁目19-41
電話 017-781-7116
FAX 017-781-7441

小浜保育園

〒038-0002 青森市沖館5丁目15-38
電話 017-766-5092
FAX 017-766-5021

幼保連携型 認定こども園

野木和保育園

〒038-0058 青森市羽白字沢田411-4
電話 017-788-0474
FAX 017-788-0495

幼保連携型 認定こども園

蓬田保育園

〒030-1214 東津軽郡蓬田村中沢字浪返48-2
電話 0174-27-2180
FAX 0174-27-2042

障害者支援施設 徳誠園

〒030-1261 青森市四戸橋字磯部243-582
電話 017-754-3713
FAX 017-754-2427

グループホーム

ほほえみの園

〒030-1261 青森市四戸橋字磯部10
電話 017-754-4629

グループホーム

まことの園

〒030-1261 青森市四戸橋字磯部64-3
電話 017-754-2944
FAX 017-718-2955

グループホーム

第三ほほえみの園

〒030-1261 青森市四戸橋字磯部40-11
電話 017-754-4629

特別養護老人ホーム

おきだて苑

〒038-0001 青森市新田1丁目11-3
電話 017-763-0661
FAX 017-763-0666

デイサービスセンター

おきだて

〒038-0004 青森市富田5丁目19-45
電話 017-761-4567
FAX 017-761-4568

認知症対応型グループホーム

おきだて

〒038-0004 青森市富田5丁目7-21
電話 017-762-7550
FAX 017-762-7551

ヘルパーステーション

おきだて

〒038-0004 青森市富田5丁目8-30
電話 017-761-4570
FAX 017-752-0685

在宅介護支援センター

おきだて

〒038-0004 青森市富田5丁目19-45
電話 017-761-4566
FAX 017-752-1016

青森市地域包括支援センター

おきだて

〒038-0004 青森市富田5丁目18-3
電話 017-761-4580
FAX 017-761-4571



アピィ

Aomori.Peace.Environment

—— 青森一の優しさで ——

- ・一人ひとりが輝ける環境を目指します。
- ・一人ひとりの豊かな日常生活を支援します。
- ・住み慣れた地域での生活を支援します。
- ・心身の健康は、「食」からと考えております。
私たちは、「食」へのこだわりを持ち目でも楽しめる
お食事を提供します。
- ・各施設に美容室を完備しております。
「美しくいたい」気持ちを尊重しております。

株式会社アピイ

〒030-0131 青森市問屋町 2 丁目7-21

TEL:017-757-8681 FAX:017-757-8677

居宅介護支援事業所 アーサス 相談支援事業所 アーサス
訪問介護事業所 アーサスケア 障害福祉事業所 アーサスケア
住宅型有料老人ホーム アピイライフ
住宅型有料老人ホーム アピイクオレ
住宅型有料老人ホーム アピイルクール
福祉用具貸与・販売事業所アピイライフエイド
訪問看護事業所 アピイ訪問看護ステーション
通所介護事業所 ヴィアスデイサービスセンター
インディバエステサロン ソルベレーザ
オーガニック農園 アピイファーム(有機JAS 認証取得)



あなたの
「聴こえる」を
応援します。

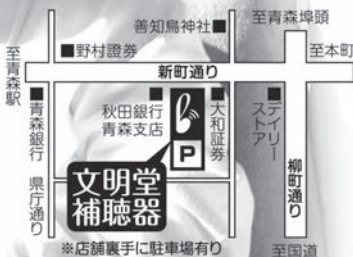
Quality of Sound, Quality of Service
リオンネット補聴器

<http://www.rionet.jp/>

聴こえかたの状態は、一人ひとり異なります。
あなたの「聴こえ」に合った
補聴器を選ぶことが大切です。
当店は「認定補聴器専門店」です。
認定補聴器技能者が責任をもってご相談から
ご購入、調整、ご利用方法など聴こえの
サポートをいたします。
ぜひお気軽にご相談ください。



※補聴器のご相談は、あらかじめ耳鼻科専門医の診察をお勧めします。



障がい者総合支援法取扱店

認定補聴器専門店

文明堂補聴器

Bunmeido Hearing Instruments Pro Shop

〒030-0801 青森市新町2丁目5番12-1号 (新町通り/秋田銀行隣り)

TEL/FAX017-776-7633 <http://bunmeido-ha.com>

営業時間/平日9:30~18:00 土曜9:30~16:00 定休日/日曜日、祝祭日

有限会社 青森ウィールチェアー

福祉用具の事ならお気軽にご相談ください。

【取扱品目/業務内容】

- 車椅子・電動車椅子各種
- 姿勢保持装置各種
- 特殊寝台
- 入浴補助用具
- 歩行器・杖
- 住宅改修
- 福祉用具のレンタル
- 福祉用具の販売 etc...



〒030-0112 青森市大字ハツ役字矢作74-8

TEL 017-762-3377 FAX 017-739-8211

E-mail awc1@eagle.ocn.ne.jp

(同)青森愛あーる 患者等搬送事業【介護タクシー】

青森消防本部第1号認定

〒030-0822 青森市中央3丁目2番7号

観光地への
送迎

冠婚葬祭の
送迎

身体の不
自由な方や
高齢者の
通院送迎

駅・空港への
送迎

介護タクシーのご利用は

TEL:090-2795-1027 石塚

(同)青森愛あーる 福祉用具 えんのした

〒030-0822 青森市中央3丁目2番7号

- 一・福祉用具のレンタル
【ベッド、車いす、歩行器等】
- 一・福祉用具の販売(入浴補助用具、腰掛便座等)
- 一・住宅改修
- 一・介護用品販売



福祉用具レンタル・販売のご利用は

TEL:080-8056-1164 石塚



村上新町病院

017-723-1111

青森市中央地域包括支援センター	723-9111
在宅介護支援センターしんまち	723-9991
訪問看護ステーションしんまち	723-9990
指定相談支援事業所青森中央	723-9911
デイサービスセンターあおいうみ	721-1111
青い海公園クリニック	721-1111
ミッドライフクリニック	721-5111
しんまちクリニック	735-3111
AMCクリニック	722-9111



介護老人保健施設すずかけの里 017-761-1111

青森市地域包括支援センターすずかけ	761-7111
在宅介護支援センターすずかけ	761-1110
訪問看護ステーションすずかけ	761-1100
ミッドライフケアレジデンス	721-8111
ミッドライフケアサービス	723-6111

青森メディカル	726-0111
みちのく薬品	744-8111
システムヘルスプロモーションAMC	723-0111

軽費老人ホーム



和幸園

60歳以上の方で、一人暮らしに不安を抱えている方、家庭環境、住宅事情等によりご家族と一緒に生活することが困難な方に、低額な利用料金で明るい生活を送っていただく施設です。



【利用料金について】

・前年度の所得に応じ、市の基準で決まります。さらに年収100万円以下の方には、法人の利用料軽減制度が適用されます。

* 保証金、一時金はありませんが、退園時に修繕費がかかります。（月額）

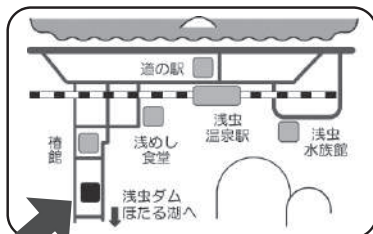
収入額	利用料(目安)	収入額	利用料(目安)
80万円～	47,780円～	95万円～	58,680円～
85万円～	50,280円～	～100万円	～62,780円
90万円～	54,480円～	～150万円	～65,780円

* 食費等は込み、電気・電話料別、冬季暖房料8,810円(11～3月)

軽費老人ホームのホームページ



<http://www.wakouen.or.jp>



青森市浅虫字内野48の1
☎017-752-2567

軽費老人ホーム和幸園

株式会社 青森日東義肢製作所

代表取締役 時 吉 重 雄

〒030-0903

青森市栄町1丁目7-8

電 話 017(741)3927 (代)

F A X 017(741)2170

E-mail : info@nittogishi.co.jp

URL : <http://www.nittogishi.co.jp>

取扱品目

義 手 義 足・各 種 補 装 具
各種コルセット・車 イ ス
松 バ 杖・各 種 ステッキ





社会福祉法人 心 和 会

敬愛・互譲・正義・信奉をモットーに全力でサポートします!!

◇ 障害者支援施設 金浜療護園

- | | |
|------------------|-------|
| ・施設入所支援 | 定員85名 |
| ・生活介護事業（入所・通所） | 定員93名 |
| ・短期入所事業 短期入所協力事業 | 定員2名 |

◇ 指定特定相談支援事業所 かねはま

《福祉サービス利用のお手伝い》

◇ 指定共同生活援助事業所 K R あんしんハウス

《西大野地区に設置》 定員5名

◇ デイサービスセンターかねはま

《高齢者等のデイサービス事業（通所介護）》 定員15名

◇ 居宅介護支援事業所「かねはま」

《利用者の支援計画書（ケアプラン）の作成等》

◇ 認知症対応型グループホームあんしんハウス

《大野地区に設置》 定員18名

ご連絡先 〒030-0144 青森市大字大別内字葛野180番地

TEL 017-739-7208

FAX 017-739-4077

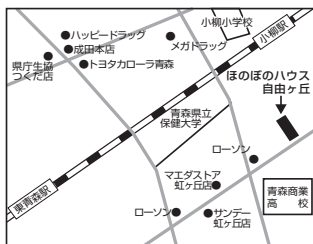
E-mail kinryo@isis.ocn.ne.jp

ホームページ <https://kanehama.jp>

住宅型有料老人ホーム

◎ほのぼのハウス自由ヶ丘

〒030-0941
青森市自由ヶ丘2丁目7-16
電話 765-4165
FAX 765-4175



6畳17室(個室) 8畳1室(個室)
料金69,000円~74,700円

◎ほのぼのハウス花園

〒030-0966
青森市花園1丁目12-10
電話 752-6771
FAX 752-6772



6畳17室(個室) 7畳1室(個室)
料金75,000円~80,700円

冷暖房完備・各部屋に収納クローゼット・洋筆筒

介護保険ご利用の方も、障害福祉サービスご利用の方も
年齢に関係なくご入居できます。

介護は「ヘルパーステーションほのぼの」の有資格ベテランスタッフが
24時間責任をもって対応いたします。

ヘルパーステーションほのぼの

●指定訪問介護事業所

●居宅介護・重度訪問介護事業所

〒030-0951 青森市大字戸山字安原1-3
TEL 017-718-5686
FAX 017-718-5687

シルバー人材センターで行う

福祉・家事援助サービス

福祉サービス(身の回りの世話、話相手、介助など)

家事サービス(掃除、買物、洗濯、留守番など)

他にも、さまざまな仕事をお引き受けします

☆ご家庭や事業所の屋内・外のお掃除

☆庭のお手入れ

☆空地の草刈り、側溝の泥上げ

☆玄関前の雪片付け

☆イベント会場の手伝いや駐車場の案内など

☆蜂の巣除去他

公益財団法人 青森市シルバー人材センター

青森本所: 青森市本町四丁目1-3(しあわせプラザ2階) TEL(017)773-3604

浪岡支所: 青森市浪岡大字浪岡字稲村274

TEL(0172)62-9178

ホームページ <https://www.webkic.co.jp/aomorisc/>

ストマ装具（人口肛門や膀胱）などの 日常生活用具の給付業者です

福祉機器（ベッド車いす他）の
レンタル・販売、住宅改修もお任せ下さい



サカ工薬局



株式
会社

町田&町田商會

相談支援事業所 じょいん

〒030-0958

青森市月見野1丁目7-9

TEL : 017-743-3755

FAX : 017-752-0655

E-mail : soudan-j@tsukimino.org



青森中央学院大学

経営法学部 経営法学科
看護学部 看護学科
別科助産専攻
大学院地域マネジメント研究科

青森中央学院大学 地域マネジメント研究所

青森中央学院大学サテライトキャンパス
FRIENDLY WINDOW

青森中央経理専門学校 経理情報科

経理事務コース／医療事務コース
観光コンシェルジュコース

青森中央文化専門学校 トータルファッション科

アパレル専攻／ファッション販売専攻

青森中央短期大学

食物栄養学科
幼児保育学科

認定こども園

青森中央短期大学附属第一幼稚園

認定こども園

青森中央短期大学附属第二幼稚園

認定こども園

青森中央短期大学附属第三幼稚園

幼保連携型認定こども園

中央文化保育園

幼保連携型認定こども園

浦町保育園

特別養護老人ホーム

三思園

特別養護老人ホーム

勝田三思園

愛
あ
れ
知
恵
あ
れ
真
実
あ
れ

創
立
一
九
四
六
年

学校法人 青森田中学園 法人本部事務局
青森市横内字神田12
TEL 017-728-0121 FAX 017-738-8333

社会福祉法人 中央福祉会
青森市横内字若草1-1
TEL 017-728-1133 FAX 017-728-1410



集団生活をしながら
地域生活を目指します

自立訓練所ほのぼの寮

心 ふ れ あ う 、 安 ら ぎ の 郷



社会福祉法人 虹

Social welfare corporation Niji

〒030-0131 青森市問屋町1丁目15-10 TEL.017-738-1133 <http://www.nijiweb.net>

ショートステイ 虹の郷

〒030-0847 青森市東大野2丁目3-13 TEL.017-762-1211

ヘルパーステーションはるかぜ

〒030-0131 青森市問屋町1丁目15-10 TEL.017-762-0207

デイサービス虹のひろば

〒030-0847 青森市東大野2丁目3-13 TEL.017-762-3008

デイサービス 虹のひろば新城

〒038-0042 青森市大字新郷字平岡190-34 TEL.017-757-9005

自立訓練所 ほのぼの寮

〒030-0131 青森市問屋町1丁目15-10 TEL.017-738-2260

福祉用具サービスセツ星

〒030-0847 青森市東大野2丁目3-7 TEL.017-729-2375

地域活動支援センター 八甲

〒030-0131 青森市問屋町1丁目18-47 TEL.017-728-8601

グループホーム あおぞら

◆オレンジ

〒038-0855 青森市北金沢2丁目8-5
TEL.017-774-5767

◆デネブ

〒030-0131 青森市問屋町1丁目15-20
TEL.017-718-8816

居宅介護支援事業所 野いちご

〒030-0131 青森市問屋町1丁目15-10 TEL.017-738-1105

◆玉川荘

〒030-0121 青森市妙見2丁目8-5
TEL.017-738-0299

◆アルビレオ

〒030-0131 青森市問屋町1丁目15-20
TEL.017-718-8840

患者様のため 最良の医療機器を提供する



医療機器・医薬品・開業支援

株式会社北斗医理科

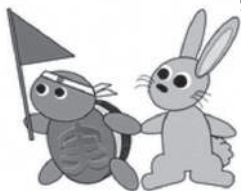
- 本社 〒036-8093 青森県弘前市城東中央3丁目3番地3 TEL 0172-28-5161 FAX 0172-28-5162
■ 青森営業所 〒030-0131 青森県青森市問屋町2丁目13番地8 TEL 017-764-4121 FAX 017-728-4131
■ 八戸営業所 〒031-0072 青森県八戸市城下1丁目31番5号 TEL 0178-32-6280 FAX 0178-32-6290

- | | |
|-------------------|----------------|
| ■ 五所川原出張所 | ■ むつ出張所 |
| ● 住宅型有料老人ホーム北斗桜ヶ丘 | ● 訪問介護事業所北斗桜ヶ丘 |
| ● 居宅介護支援事業所北斗桜ヶ丘 | ● 山道町囲碁クラブ |

<http://hokuto-irika.jp/>

見学・体験受付中

受付時間：月曜日 ～ 金曜日（平日）
09：00～17：00



障がい者就労支援事業所
株式会社 実

就労移行支援 のれそれ

- ・ 就労移行支援とは障害者総合支援法にもとづき、障害のある方へ就職支援をするサービスです。
- ・ 障害をお持ちの方で、社会性を身につけたい方、企業への就職に挑戦したいと思う方は、お気軽にお問い合わせください。



国道7号線 古川

久須志神社●

古川中学校●

さとう歯科●

株式会社 実■

さいとうガス●

浪
館
通
り



〒038-0013
青森市久須志3丁目15-20
電話017-752-0791
E-mail minori@kk-minori.jp
ホームページ <http://www.kk-minori.jp/>

株式会社クレーネハンドM

福祉事業部 共同生活援助事業所

グループホーム クレーネ

障害のある方々が安心して暮らし、生活できるよう
お手伝いさせていただきます。

・幸畑、千刈、篠田、妙見等に9棟の住居を展開しています。

TEL&FAX：017-718-3537(幸畑事務所) 017-711-8189(千刈事務所)

017-718-4204(向陽事務所)

福祉事業部 就労継続支援B型事業所

フォンス幸畑

令和6年6月1日オープン！清掃業務や軽作業等のお仕事です！

TEL&FAX：017-711-8611(フォンス幸畑事務所)

◎不動産部

青森市内に40棟約300室の賃貸物件を有し、
多くの生活保護受給者・障害者の方々に
ご利用頂いております。

お住まいでお困りの方はぜひ

お問い合わせください。

080-5559-2420(担当:蠣崎)





有限会社 仁嚮会

〒030-0111

青森県青森市荒川字筒井306-11



あなたの笑顔が、ずっと続くように

年齢・障害の区別なく安心して
地域で暮らせる支援を目指して

デイサービスセンター
小 牧 野

TEL : 017-752-6651
FAX : 017-752-0198

通所介護は、施設に通い「入浴」「排せつ」「食事」などの介助や、健康チェックを受けながら機能訓練をすることで、身体機能の低下を予防します。

また、レクリエーションや趣味活動、季節ごとの行事なども行い日中を快適に過ごす環境を提供します。



障がい者相談支援センター
こ ま き の

TEL : 017-752-6652
FAX : 017-762-3173

相談支援専門員が、障がいのある方やご家族の相談に応じ、現在の状態や生活意向を確認しながら、より良い生活に向けてお手伝いさせていただきます。

相談支援は、『特定相談支援』、『障がい児相談支援』、『一般相談支援』に分かれています。

指定生活介護事業所
こ ま き の

TEL : 017-752-6652
FAX : 017-752-6892

一人ひとりが持っている能力や個性に応じて身体機能又は生活能力の向上のために必要な介護サービスを提供しています。

創作的活動機会の提供や、入浴・食事・排せつ等の日常生活支援を行っています。



病院設備機器・研究設備機器・介護福祉機器・物品物流管理



株式
会社



医理科

本社・〒036-8084

青森営業所・〒030-0964

八戸営業所・〒031-0822

大館営業所・〒017-0872

むつ営業所・〒035-0063

五所川原駐在所・〒037-0023

弘前市大字高田3丁目7-1

E-mail: info-hirosaki@shibatairika.com

青森市南佃1丁目14-10

E-mail: info-aomori@shibatairika.com

八戸市大字白銀町字堀ノ内3-1

E-mail: info-hatinohe@shibatairika.com

大館市片山町2丁目12-15

E-mail: info-odate@shibatairika.com

むつ市若松町2-54

E-mail: info-mutsu@shibatairika.com

五所川原市大字広田字榊森7-1

E-mail: info-gosyogawara@shibatairika.com

☎・0172 (27) 2221(代)

☎・0172 (27) 1222

☎・017 (743) 3322(代)

☎・017 (743) 3221

☎・0178 (34) 1122(代)

☎・0178 (34) 1123

☎・0186 (45) 1222(代)

☎・0186 (44) 5222

☎・0175 (23) 8760(代)

☎・0175 (23) 8761

☎・0173 (38) 5222(代)

☎・0173 (38) 5221



特定非営利活動法人

夢 の 里



社会を構成する大切な一員として

大地に根をはり

自分らしく生きるための

第一歩をサポートいたします。

青森事業所（青森市はまなす 1-1-5）

・就労継続支援 B 型事業所「希望」Tel:017-764-0612

蓬田事業所（東津軽郡蓬田村蓬田字汐越 4-2）

・就労継続支援 B 型事業所「希望」蓬田 Tel：0174-27-3456

聴こえのお悩み

身近な人との会話で「聴こえ」によるストレスや疲れを感じたことはありませんか。その変化が耳だけに留まらないと気付いたら、自分らしくないと感じるようになったら耳としっかり向き合うタイミングです。

まずは、お気軽にご相談ください。

あなたらしくあい続けるために

Love your ears

オーディカ

補聴器専門店 Audika 株式会社 ☎017-774-0933



Audika 青森店

〒030-0861 青森県青森市長島 2-10-4

TEL 017-774-0933

スタッフ 【佐藤】080-3040-2275

定休日 日曜・月曜・祝日

営業時間 9:00~12:00/13:00~17:00

駐車場 長島地下駐車場をご利用下さい

アクセス 青い森公園向い(国道沿い)

LINE

お店からの
お知らせを
LINEでお届け!





グループホームふる里の家
〒030-0931
青森市大字平新田字池上11-109
TEL : 017-737-0356
FAX : 017-737-0358



住宅型有料老人ホーム彩悠苑
〒030-0936
青森市大字矢田前字本泉11-1
TEL : 017-726-8860
FAX : 017-726-8861



住宅型有料老人ホーム彩悠苑アネックス
〒030-0936
青森市大字矢田前字本26-60
TEL : 017-762-7278
FAX : 017-762-7279



住宅型有料老人ホームりらい
〒030-0936
青森市大字矢田前字本26-3
TEL : 017-718-8606
FAX : 017-718-8607

ヘルパーステーションリバイブ

- 指定訪問介護事業所
- 居宅介護・重度訪問介護事業所

ヘルパーステーションテンダー

- 指定訪問介護事業所



株式会社トラスト・メイト

〒030-0931 青森市大字平新田字池上11-109
TEL 017-737-0356 FAX 017-737-0358



特定非営利活動法人
レスパイトハウスWA

- ◇ 放課後等デイサービス レスパイトハウスWA
- ◇ 放課後等デイサービス レスパイトハウス TOMO
- ◇ 児童発達支援 レスパイトハウス KOKO

お子様の発達にお悩みの方の相談や見学だけでも OK です。
お気軽にいらしてください。

事務所／〒030-0822 青森市中央 4 丁目 7-8
TEL ・ FAX 017 (723) 1565



ニーキューハチイチ



相談支援事業所

2981



m u d t p l o w 合同会社

わたしたちは
その人が持っている経験や力を土壌にし
自分らしい暮らしを自らが選択し
新しい生活を作り出していくための
サポートをしていきます



計画相談支援



障害児相談支援



障害福祉サービスをご利用の際に必要なサービス等利用
計画書の作成をお受けします

地域移行支援
地域定着支援



精神科入院が長引いている、帰る家がない、施設からの一人暮らし
を目指したい、一人暮らしの見守りが必要などの相談をお受け
します

自立生活援助



定期的な自宅訪問や随時の相談対応等により、必要な情報の提供
やサポート、関係機関との連絡調整を行います



精神保健福祉士、社会福祉士の国家資格を有した相談支援専門員が対応いたします
ご相談からサービス利用まで速やかに進めていきます。ぜひご相談ください

ご相談は無料です
お気軽にご相談ください

☎ 017-718-2417



〒030-0113 青森市第二間屋町4丁目6-17ヴェルニーチェB207

まごころケアで“ほっと”入浴

私たちが運ぶもの
おふろ、健康、爽やかさ
そして、まごころです



株式会社青森入浴ケアサービス

〒030-0811 青森市青柳二丁目4番1号

URL <http://www.jomon.ne.jp/~nyuyoku/>

E-mail nyuyoku@jomon.ne.jp

イーオフロイーオフロ

TEL.017-721-1010

FAX.017-721-1011

「見えない・見えにくいこと」でお困りの方へご案内

- 目が不自由で、今後どう暮らしたらよいか
- 仕事を続けたいが、どうしたらよいか
- 読書を楽しみたい
- 日常生活の用具や便利グッズを知りたい

など、様々な相談をお受けしています。相談は無料です。
手帳の有無は問いませんので、お気軽にご相談ください。



【活動内容】

障がいをもつ方々の希望やニーズに応じながら、福祉用具の理解を拡げて行くために、地域の福祉関連機関・行政機関やメーカーとのかけはしとなり、展示会・イベント等に参加しています。日常生活及び自立と社会参加への支援に繋げて行くことを目的として活動に励んでいます。

『お手伝いします』

全盲・弱視・高齢による視力低下
でお困りの方へ、専門のスタッフ
が一人ひとりに合わせて丁寧な対
応・説明をいたします
お気軽にご相談ください



つだえたいのは、ぬくもりです

株式会社 **イリエ**

＜取り扱い品目＞

- ・補装具（白杖・ルーペ等）
- ・日常生活用具給付製品
- ・生活便利用品 等

※青森県内全域対応いたします

〒038-0021
青森県青森市大字安田字近野366番地6
TEL : 017-781-9430
FAX : 017-781-9494
E-mail : info@irrie-pro.co.jp

がじゅまる訪問介護青森支所のご案内

重度訪問介護に **特化** した事業所です

「どんな案件も断らない」

運営方針で積極的に受け入れを行っております。

車いす
車両完備



車両代
無料

ヘルパーの
食事代不要

宿泊を伴う
外出に対応



ご利用者様の日々の様子を、**毎月1回以上**、FAX・メール・電話などの方法で、モニタリングの参考としてもらえるような報告をいたします。

**24時間
年中無休**

がじゅまるポイント

柔軟な対応

急なご依頼にも対応いたします。24時間、年中無休。深夜、早朝を問わずいつでも対応できる体制を整えています。

車両代、ガソリン代 無料

支援時にがじゅまるの車輛（運転手付）を使用する場合でも、車両代やガソリン代といった費用をいただきません。

看護師が複数名在籍

医療的支援が必要な方へは、質を確保する観点から、看護師が24時間体制で対応いたします。※医療行為を実施する際は、医師の指示書が必要です。

感染症にも対応

利用者様が新型コロナやインフルエンザに罹患した場合でも、専用の感染防護服を着用して、普段と変わらないサービスの提供をいたします。

お問合せ先

がじゅまる訪問介護青森支所

〒038-0024 青森県青森市浪館前田1-11-18 2階

24時間ホットライン

☎017-752-9267



がじゅまるびより
（職員ブログ）はこちらから▶



副社長の日常を
読むというお楽しみ会♪

FAX 017-757-9253 MAIL kaigo-aomori@angellamp.care

〈対応範囲〉青森市、弘前市、及び周辺市町村

がじゅまる相談支援青森支所 TEL 017-752-9258 FAX 017-757-9253

携帯 080-7122-1417 MAIL sodan-aomori@angellamp.care



地域を守る 地域を創る

必要な情報を必要な人へ
県民の暮らしを放送で支えます。

地域を守る 地域を創る
RAB青森放送



RABテレビ

1550 ニュースレーダー

With

月～金 15:50から

RAB
ニュースレーダー

月～金 18:15から

RABラジオ

RAB FM 放送中!

青森市 91.7MHz

らじおく!
IA

月～金
昼 11:55から



知りたい情報を
かんたんゲット!!

青森放送アプリ

◀ダウンロード無料

青森放送の
おすすめニュースが

LINEに届く

友だち追加はこちら▶▶



福祉用具レンタル・販売

住宅改修

有限会社

トータルケアサービス

〒030-0843
青森市浜田字豊田128-18
TEL:017-718-4560
FAX:017-762-5186



迅速対応

即搬入・即回収をモットーに、急な入退院にも
最短即日対応致します！

デモレンタル お見積り無料

契約に至らなくても福祉用具の

1週間デモレンタルOK！

住宅改修の相談や相見積もりだけでもOK！

理由書作成

介護保険による住宅改修と特定福祉用具に必要な
申請書や理由書等の作成も届け出も承ります。

**福祉住環境コーディネーター
2級所持者在籍**

レンタル種目

- ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台
④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具
⑥体位変換器 ⑦手すり ⑧スロープ
⑨歩行器 ⑩歩行補助杖 ⑪徘徊感知器
⑫移動用リフト ⑬自動排泄処理装置

購入種目

- ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換
可能部品 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽
⑤移動用リフトのつり具の部分

青森市内全域はもちろんのこと、

西北津軽郡・つがる市・五所川原市・

平内町・野辺地町地域へも対応可能！





絵を描くのは
好きですか？

イラスト・動画・名刺
チラシ作成 etc...

あなたの「好き」を
「仕事」に変えよう！

相談、見学、無料体験のお申込みは
就労継続支援B型事業所

でじるみ青森中央まで

TEL.017-752-6799

受付時間 月曜～金曜（祝日除く） 9:00～17:00



公式サイト



公式LINE



Instagram

障害・難病をお持ちの方の「就職」をサポート！

就労移行 A-Run

【在宅訓練】



【PC資格取得】



【認知行動療法】



【清掃等作業】



【事務補助作業】



【ピッキング作業】



- 障がい者・指定難病患者の就職支援において、青森市内有数の就職実績がある『就労移行支援事業所』です。
- 就労移行支援事業所としては唯一、『看護師』が常勤。精神面・体調面のケアや医療との連携に努めています。
- 職場への定着を重要視しており、支援員にはジョブコーチ（訪問型職場適応援助者）の有資格者5名を配置。



就労移行 A-Run（アラン）

青森市大字新城字平岡231-8（旧みちのく銀行 新城支店）

最寄りのバス停 西部市民センター前

☎ 017-763-4471 ✉ contact@a-run.jp

← 左記のQRコードから、ホームページを見てね！





就労移行支援・自立(生活)訓練・定着支援

アクセスジョブ青森

Access Job

- ・ 全国の事業所とつながることで、
多くのトレーニングが可能！
- ・ 社内に障がい者専用の人材紹介部門あり！



◎就労移行支援

- ・ 一人ひとり希望に合わせた支援で、就職までをサポートします。
- ・ PCスキル、ビジネスマナー、資格取得、面接練習など、そのほか様々なプログラムで就職への自信がつきます。
- ・ 企業の見学や実習を行えるので、自分に合った職場を見つけることができます。

◎生活(自立)訓練

- ・ 規則正しい生活、バス通所、対人スキルなど、できることを増やして自信をつけることができます。
- ・ 生活面をしっかりと固めたら、就労移行支援のサービスへ切り替えて就職を目指すこともできます。

公式HP



住 所：青森県青森市浜田2丁目13-15
定 休 日：日曜日
利用時間：10:00～15:00
営業時間：9:00～18:00
電 話：017-718-2271
メー ル：aj.aomori@kurazemi.co.jp

見学・相談など
お気軽にご連絡ください♪



障がいのある方の「は・た・ら・く」を全力サポート
いっしょに働きましょう！

新規事業
はじめます



紙からデジタルへ デジタル化作業

紙で出来た「本」や「書類」を画像データ化する作業です。
本を掃除したり、スキャナで撮影したり、画像を確認すると
いった様々な作業があります。一緒に作業しましょう。

お気軽にお問い合わせください。

指定障害福祉サービス事業所 セルプステーション青森

■就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業・就労移行支援事業
〒030-0943 青森市大字幸畑字松元78
TEL 017-738-4201 FAX 017-764-1303

指定障害者支援施設 青森コロニーリハビリ

■生活介護事業・就労継続支援B型事業・施設入所支援事業
〒030-0943 青森市大字幸畑字松元62-6
TEL 017-738-5145 FAX 017-728-1732

指定障害者支援施設 青森コロニーセンター

■就労継続支援B型事業・生活介護事業・施設入所支援事業

指定障害福祉サービス事業所 青森コロニーソレイユ

■就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業
〒030-0943 青森市大字幸畑字谷脇214-7
TEL 017-738-5032 FAX 017-728-1731

指定特定相談支援事業 相談支援事業所こうばた

〒030-0943 青森市大字幸畑字松元78
TEL 017-731-0545 FAX 017-738-0877

社会福祉法人
 **青森県コロニー協会**

〒030-0943 青森市大字幸畑字松元62-3
TEL 017-728-5621 FAX 017-738-2075

協会HP



<https://aomoricolony.com>



障がいのある人もない人も 共に生きる社会を目指して

青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例

平成29年4月1日施行

青森市では、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深め、障がいのある人に対する差別を解消し、障がいのある人の権利を尊重するための取り組みを推進していくことが必要であると考え、「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を制定しました。（令和3年の障がい者差別解消法の改正に伴い、令和6年に「障がいのあるかたに対する事業者の合理的配慮」の規定について「努力義務」から「義務」へと改め、令和6年4月1日から施行しました。）

青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例

令和2年4月1日施行

青森市では、障がいのある人がその特性に応じて必要となる意思疎通手段が異なることを広く周知し、市民の理解を促進する必要があること、また、障がいのある人自らが判断し意思決定するための環境を整える必要があると考え、「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」を制定しました。

青森市では、障がいのある人もない人も、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を目指しています。

ぜひ皆さんも障がいへの理解を深め、障がいのある人もない人も共に生きる社会づくりに協力してください。



「福祉乗車証」・「いき・粋乗車証」をお持ちの方は、取扱窓口でAOPASSへ登録すると、整理券をとらずに

簡単！スムーズ！！

にご利用いただけます。

ご乗車時

整理券不要！
タッチするだけ！



お降りの際

「福祉乗車証」や「いき・粋乗車証」を乗務員に見せてタッチ！！



定期入れを使用すると便利！

「福祉乗車証」や「いき・粋乗車証」とAOPASSを定期入れ等にいっしょに入れると、一度でAOPASSのタッチと「福祉乗車証」や「いき・粋乗車証」を乗務員にご提示いただけます。

ご持参
いただくもの

【障がいのあるかた】

「福祉乗車証」・デポジット（預り金）500円

【いき・粋乗車をお持ちの高齢者のかた】

「いき・粋乗車証」・デポジット（預り金）500円

※既にAOPASSをお持ちの場合は、デポジットは不要です。

取扱窓口

東部営業所、西部営業所（ともに8：30～17：00 日曜日を除く）

青森駅前発売所（7：30～18：00）

NTT青森支店前発売所（7：30～18：00 日曜日、祝日を除く）

※いき・粋乗車証をお持ちの高齢者の方は

サンロード青森1階総合サービスカウンター（10：00～20：00）でもお手続きいただけます。

《お問合せ先》 東部営業所 TEL 726-5443
西部営業所 TEL 788-2326

FAX 726-5447
FAX 788-2591

バリアフリースイレのある市の主な施設

車いす用といれやオストメイト対応トイレを利用される方のため、市内にある主な設置場所を青森市ホームページで紹介しております。

〈青森市ホームページ（バリアフリースイレのある市の主な施設）〉

https://www.city.aomori.aomori.jp/hukushi_kenkou/hukushi/1002848/1002910/1002915.html



知っていますか？このマーク

◆障がい者のための国際シンボルマーク



このマークは、体の不自由な人が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。国際リハビリステーション協会によって、マークの使用指針が定められています。

※個人の車に表示することは、マーク本来の趣旨とは異なります。

◆国際シンボルマークを提示するための最低条件

玄関	地面と同じ高さにするほか、階段のかわりにまたは階段のほかにスロープ(傾斜路)を設置する。
出入口	80cm以上の幅とする。回転ドアの場合は、別の入口を併設する。
スロープ	傾斜は1/12(勾配4.5度)以下とする。室内外を問わず、階段のかわりにまたは階段のほかにスロープを設置する。
通路・廊下	130cm以上の幅とする。
トイレ	利用しやすい場所にあり、外開きドアで、仕切り内部が広く、手すりが付いたものとする。
エレベーター	入口幅は80cm以上とする。

その他のいろいろなマーク



視覚障がい
を示す
国際マーク



聴覚障がい
を示す国内で使
用されている
マーク



手話マーク



筆談マーク



「ハート
・プラス」
マーク



オストメイト
マーク

ご活用ください

ヘルプカード



外見からは、障がいのあることが分かりにくく、ちょっとした手助けが必要でも、自分からは、うまく伝えられない人がいます。また、障がいには、さまざまな特性があり、手助けが必要なこともさまざまです。

みなさんのやさしいご理解とご配慮をお願いします。

♥ヘルプカードとは

障がいなどがあり、自分から「困った」「手助けしてほしい」となかなか伝えられない方が、あらかじめ配慮してほしいことなどを記入し、日常生活において、また、緊急時や災害時など、周囲の人に手助けを求めたいときに提示することで、手助けを求めやすくするカードです。

ヘルプカードは、「手助けがほしい人」と「手助けできる人」をつなぐカードです。

♥障がいのある人が困っていたら

聴覚障がいや内部障がいなど、外見からは障がいがあることが分かりにくい場合があります。

『このカードを持っていて、何か困っているような人をみかけたら』まずは「何かお手伝いすることはありますか？」と声をかけてください。

「ヘルプカード」には、手助けしてほしい内容が記載されています。



対象 身体障がい、知的障がい、精神障がいのあるかた
(手帳の有無は問いません)、その他何らかの障がい
等で支援が必要なかた

配布場所 障がい者支援課 浪岡振興部健康福祉課

問い合わせ先 ☎017-734-5319

障害者手帳アプリ「ミライロID」

●ミライロIDとは

「ミライロID」とは、株式会社ミライロが提供している、障害のある方に向けたスマートフォンアプリです。

事前に障害者手帳の情報を登録することで、スマートフォン画面に手帳情報が表示できるようになり、障害者手帳の提示に代えて、施設や店舗で障害者割引を受けることができます。

※登録できる障害者手帳は、顔写真が添付されているものに限りです。



●利用方法・使える場所・お問合せ

詳細はミライロIDのホームページをご確認ください。

○ミライロID（株式会社ミライロ）

<https://mirairo-id.jp>



↑ミライロID
アプリのダウンロードは
こちら



↑ミライロIDが、
利用できる市有施設はこちら
(市ホームページ)



障害者手帳を、あなたのスマホへ。

MIRAIRO ID

コミュニケーション支援ボードを 設置していただきます。

障がい等によりコミュニケーションが困難な方との意思疎通支援のツールとして、「コミュニケーション支援ボード」を作成し、市役所のすべての窓口に設置しております。

青森市コミュニケーション支援ボード

▼まずは、「どうしましたか?」とやさしい口調でゆっくり話しかけましょう。

ご用件は何ですか?

How may I help you?



作成：平成30年4月 青森市福祉政策推進課・福祉政策課
印刷：セイフティーネットプロジェクト福祉チームページ

イラスト：横田 真

青森市コミュニケーション支援ボード

▼まずは、「どうしましたか?」とやさしい口調でゆっくり話しかけましょう。

わたしの伝えたいこと その1

What I want to communicate



作成：平成30年4月 青森市福祉政策推進課・福祉政策課
印刷：セイフティーネットプロジェクト福祉チームページ

イラスト：横田 真

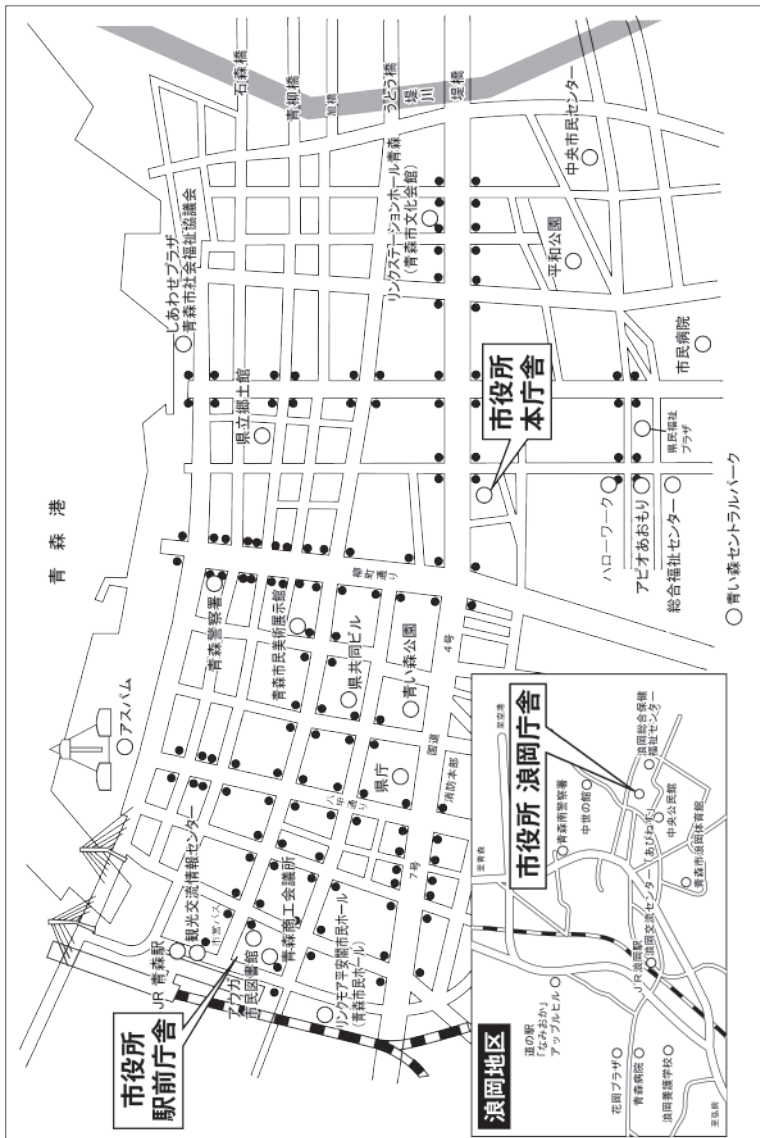


令和7年度福祉ガイドブック 広告掲載者様一覧（五十音順）

青森放送 株式会社 様	合同会社 青森愛あーる 様
医療法人 三良会 村上新町病院 様	社会福祉法人義栄会 相談支援事業所じょいん 様
Audika 株式会社 様	社会福祉法人 青森県コロニー協会 様
学校法人 青森田中学園 様	社会福祉法人 心と和 障害者支援施設金浜療護園 様
株式会社 青森日東義肢製作所 様	社会福祉法人 徳誠福祉会 様
株式会社 青森入浴ケアサービス 様	社会福祉法人 虹 様
株式会社 アピイ 様	社会福祉法人 和幸園 軽費老人ホーム和幸園 様
株式会社 A-Run 様	障がい者就労支援事業所 株式会社 実 様
株式会社 イリエ 様	特定非営利活動法人 夢の里 様
株式会社 エンゼルランプ 様	特定非営利活動法人 レスパイトハウスWA 様
株式会社 クレーネHアンドM 様	でじるみ青森中央 合同会社 L i e v e 様
株式会社 クラ・ゼミ アクセスジョブ青森 様	mud t p l o w合同会社 様
株式会社 コーディアルP.O 様	有限会社 青森ウィールチェアー 様
株式会社 シバタ医理科 青森営業所 様	有限会社 青森介護サービス 様
株式会社 トラスト・メイト 様	有限会社 エムケイ商事 様
株式会社 七輝 様	有限会社 仁智会 様
株式会社 文明堂補聴器 様	有限会社 ティエム ベイ薬局 様
株式会社 北斗医理科 様	有限会社 トータルケアサービス 様
株式会社 町田アンド町田商会 様	老人保健施設 すずかけの里 様
公益財団法人 青森市シルバー人材センター 様	

ご賛同いただき、誠にありがとうございました。

市内中心部あんなう図



- 盲人行信号機設置箇所

お問い合わせやご相談は

青森市役所 電話（代表）017-734-1111

福祉政策課	総務企画チーム	734-5313	政 こ も の 策 画 課	総務管理チーム	718-3467
	社会福祉チーム	734-5314		こども未来チーム	734-5320
	施設管理チーム	734-5315		FAX	763-5678
	FAX	734-3013		子どもの権利相談センター	0120-370-642
指導 監査 課	社会福祉法人チーム	734-2354	子 育 て 支 援 課	保育所・幼稚園チーム	734-5421
	児童・障がい者施設チーム	734-2413		入所支援チーム	734-5330
	高齢者施設チーム	734-2413		放課後子ども育成チーム	734-5348
	FAX	734-5127		子育て家庭支援チーム	734-5334
障 が い 者 支 援 課	総務運営チーム	734-2317	青 森 市 保 健 所 （元 氣 プ ラ ザ）	ひとり親家庭等就業・ 自立支援センター FAX	734-5817 722-5678
	相談チーム	734-5319		保健予防課	
	障がい福祉チーム	734-5327		総務管理・地域医療チーム	765-5280
	基幹相談支援チーム	718-1076		医事業事チーム	765-5281
介 護 保 険 課	障がい者虐待防止センター	734-5329	国 保 医 療 年 金 課	精神保健福祉相談チーム	765-5285
	FAX	734-3260		FAX	718-5645
	総務管理チーム	734-5365		感染症対策課	
	給付チーム	734-5360		総務ワクチンチーム	718-2852
高 齢 者 支 援 課	介護認定チーム	734-2308	ふ れ あ い の 館	FAX	718-2867
	事業者チーム	734-5257		感染症チーム	765-5282
	FAX	734-5355		FAX	765-5202
	高齢福祉総務チーム	734-5326		あおもり親子はぐみプラザ	718-2987
生 活 福 祉 一 課	介護予防・生活支援チーム	734-5326	高 齢 者 健 康 農 園	FAX	718-2951
	基幹型地域包括支援センター	734-5206		総務管理チーム	734-5339
	FAX	734-5789		国保税チーム	734-5340
	総務管理チーム	734-5367		国民年金チーム	734-5352
生 活 福 祉 二 課	適正化推進チーム	734-2309	青 森 市 社 会 福 祉 協 議 会	国保給付チーム	734-5343
	医療扶助チーム	734-5368		国保資格チーム	734-5493
	保護面接相談室	734-5384		医療助成チーム	734-5345
	FAX	734-5839		国保保健チーム	718-1146
生 活 福 祉 二 課	保護1チーム	734-5372	福 祉 増 進 セ ン タ ー （しあわせプラザ）	FAX	734-5337
	保護2チーム	734-5373		ふれあいの館	777-1778
	保護3チーム	734-5374		FAX	776-9261
	保護4チーム	734-5375		高齢者健康農園	738-5656
生 活 福 祉 二 課	保護5チーム	734-5376	福 祉 増 進 セ ン タ ー （しあわせプラザ）	青森市社会福祉協議会	723-1340
	保護6チーム	718-2267		福祉増進センター	723-1340
	保護7チーム	734-5378		FAX	777-0458
	保護8チーム	734-5379		総合福祉センター	722-4517
生 活 福 祉 二 課	保護9チーム	734-5382	急 病 セ ン タ ー	FAX	723-5869
	FAX	734-5839		急病センター	773-6477
				急病センター管理チーム	734-5770

青森市役所浪岡庁舎 電話（代表）0172-62-1111

健 康 福 祉 課	総務管理チーム	0172-62-1174	健 康 福 祉 課	民生福祉チーム	0172-62-1113
	国保年金チーム	0172-62-1153		FAX	0172-62-0023
	健康推進チーム	0172-62-1114		浪岡総合保健福祉センター	0172-62-1174
	生活福祉チーム	0172-62-1197		青森市社会福祉協議会浪岡支部	0172-62-9011
健 康 福 祉 課	介護保険チーム	0172-62-1134	健 康 福 祉 課		